

令和7年度（2025年度）

新任教員・保育士の皆さんへ

—幼稚園等新規採用教員・保育士研修資料—



©2010 熊本県 くまモン

熊本県・熊本県教育委員会

はじめに

幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、認定こども園・幼稚園・保育所等（以下「幼稚園等」という）において教員・保育士の担う役割は極めて重要です。

それだけに、幼稚園等の教員・保育士として第一歩を踏み出された皆さんは、夢と希望で胸を一杯にふくらませておられることでしょうか。また、一方では、責任の重大さに戸惑いや不安も感じておられるのではないのでしょうか。教員・保育士は経験の積み重ねとたゆみない研修、そして努力によって成長していきます。皆さんが、教員・保育士として心豊かに成長していかれることが、子ども一人一人の成長につながっていくのです。

これまで、国においては、幼児教育の振興・充実を図るため、平成 18 年の教育基本法の改正において幼児期の教育に関する規定が設けられました。さらに、平成 19 年の学校教育法の改正において、幼稚園が義務教育及びその後の教育の基礎を培う学校であることが明確化されました。また、平成 24 年 8 月には、子どもの教育・保育、子育て支援を総合的に進める新しい仕組みを目指した子ども・子育て関連三法が公布され、平成 27 年 4 月から子ども・子育て支援新制度がスタートし、平成 30 年度からは幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、保育所保育指針が全面実施となっています。

本県においては、さまざまな社会課題が山積し、将来の予測が困難な時代にあっても、子どもたちがしっかりと生きていく力をつける取組を推進しています。令和 6 年 1 2 月に策定した第 4 期熊本県教育振興基本計画においては、基本的方向性の一つに「家庭・地域の教育力向上」を掲げ、重点的に取り組む事項の一つとして、「就学前教育の充実と小学校以降の教育との円滑な接続」を示しており、その中で「教員・保育士等の専門性の向上」を挙げています。

また、令和 7 年 3 月に策定した「こどもまんなか熊本・実現計画」では、本計画が目指す、こども・若者がキラキラ輝く「こどもまんなか熊本」の実現に向けた取組として、「幼児教育・保育の質向上と幼保等・小・中の円滑な接続」が挙げられています。

令和 2 年 4 月に義務教育課内に設置した熊本県幼児教育センターでは、幼児教育の拠点機能の強化を図り、就学前の教育・保育内容のさらなる充実と、小学校以降の教育との円滑な接続に向けた取組を進めています。

新任教員・保育士の皆さんは、このような幼児教育の重要性や方向性、教員・保育士としての責務等を十分自覚した上で、日々の教育・保育に取り組んでいくことが必要です。

この手引書は、園内における新規採用教員・保育士研修のテキストであると同時に、新任教員・保育士の皆さんが日常指導における問題の解決や自己研修を進めていく上での参考資料として作成したものです。常に身近に置き、それぞれの場面に即して十分に活用していただくとともに、教員・保育士としての夢と希望を持ち続け、さまざまな課題を乗り越え、子どもの豊かな人間性を育んでいかれることを期待します。

令和 7 年(2025 年) 4 月
熊本県・熊本県教育委員会

目 次

第1章 幼稚園等新規採用教員・保育士研修の意義と必要性	
1 研修の意義と必要性	1
2 就学前の教育の充実・振興	2
第2章 教職員としての心構え	
1 子どもとの出会い	3
2 教職観を明確に	5
3 服務に関する規定	5
4 園における人間関係	6
5 園に赴任したら	7
6 接遇について	8
第3章 子どもとの一日	
1 子どもが登園してくるまで	1 1
2 子どもが登園してから	1 1
3 環境をつくる	1 2
4 食事の指導	1 3
5 運動遊びの指導	1 4
6 降園の指導	1 6
7 子どもが降園した後	1 6
8 在園時間が異なる場合について	1 7
第4章 幼稚園等の教育における指導	
1 幼稚園の教育課程の意義と編成	1 8
2 幼保連携型認定こども園の「教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画」等の意義と作成	1 8
3 教育課程と指導計画	1 8
4 指導計画	1 9
5 日案	2 1
6 子どもの理解に基づいた評価の実施	2 5
第5章 幼稚園等の教育に関する事務	
1 学級事務	2 6
2 諸表簿の記入と整理	2 6
第6章 日常の指導の中で配慮すべきこと	
1 安全教育と安全管理	2 8
2 人権教育	3 2
3 特別支援教育	3 5
4 預かり保育(一時預かり)と子育ての支援活動	3 9
5 園外保育	4 0
6 子どものサインをとらえる	4 1
7 事故に備える	4 4
第7章 認定こども園・幼稚園・保育所等、小学校、中学校の連携	
1 連携の重要性	4 5
2 認定こども園・幼稚園・保育所等の連携	4 6
3 幼児期の教育と小学校以降の教育の円滑な接続について	4 7
第8章 家庭・地域社会との連携	
1 家庭教育	5 1
2 家庭・地域社会との連携	5 6
〈資料〉	5 7
(1) 教育基本法	5 8
(2) くまもと新時代教育大綱	5 9
(3) 第4期熊本県教育振興基本計画	6 1
(4) 幼児教育において育みたい資質・能力について	6 2
(5) 幼保連携型認定こども園教育・保育要領、幼稚園教育要領、保育所保育指針について	6 3
(6) 幼稚園幼児指導要録〔様式の例〕	6 5
(7) 幼稚園における学校評価について	6 6
(8) 個別の教育支援計画・個別の指導計画の例	6 8
(9) 「学校安全計画例」～「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育～	6 9
(10) 幼児教育センターについて	7 1
(11) 園内研修ガイドブック	7 3
(12) 熊本県子ども輝き条例	7 4
(13) くまもと家庭教育支援条例のポイント	7 5
(14) 子ども・子育て支援新制度	7 6
(15) 教育相談窓口	7 8
(16) 【子育ての参考に】	8 0
(17) こども基本法・こども大綱	8 2

本書で記載している語句等については、主に幼稚園教育要領を基にしている。幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、保育所保育指針は、平成29年の改訂で一層の整合性が図られている。なお、幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、保育所保育指針には、次のような語句を使用している。

幼稚園教育要領	幼保連携型認定こども園教育・保育要領	保育所保育指針
5歳児	5歳児	卒園を迎える年度
教師（教職員）	保育教諭等（保育教諭等職員）	保育士（保育士等）
幼児	園児	子ども
幼稚園教育	幼保連携型認定こども園の教育及び保育	保育所保育

本書では、幼稚園教職員、保育教諭等、保育士等の幼児教育の担当者をまとめて「教職員」と記載している。ただし、新任教員・保育士に関わる場合には、「教員・保育士」と記載している。また、幼稚園、認定こども園、保育所等の施設をまとめて「園」としている。

また、「幼稚園教育要領解説」及び「幼保連携型認定こども園教育・保育要領解説」の参照ページは、「幼稚園教育要領解説（文部科学省 平成30年3月）」及び「幼保連携型認定こども園教育・保育要領解説（内閣府・文部科学省・厚生労働省 平成30年3月）」のページを示している。

第1章 幼稚園等新規採用教員・保育士研修の意義と必要性

1 研修の意義と必要性

幼稚園等の教育の基本は、「環境を通して行う教育・保育」であることから、教職員は子どもの発達を促すためにふさわしい環境を創り出すとともに、子どもが環境との関わりを通して発達に必要な体験を得るように適切に援助する存在でなければならない。さらに、子どもが自己を豊かに発揮しながら主体的に環境と関わるようになるために、教職員は子どもとの信頼関係を十分に築いておくことが必要である。

つまり、幼稚園等の教育においては、教職員自身が一つの環境要素であり、最も重要な役割を果たしている。

したがって、幼稚園等の教育の質的な充実を図るためには、第一に教職員の資質の向上を図ることが必要不可欠である。

このようなことから、教職員のためにさまざまな研修の機会が設けられている。とりわけ、新規採用の期間は、関係機関における養成段階と幼稚園等の現場における実践とをつなぐ大切な期間であり、この期の研修は極めて重要であることから、平成4年3月21日「教育公務員特例法施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令」（平成4年政令第36号）により、国立及び公立幼稚園の全新規採用教員を対象に、幼稚園教諭の職務の遂行に必要な事項に関する研修を実施することとされた。また、「子ども・子育て関連3法」の平成27年4月の施行に伴い「認定こども園法の一部改正法」において、幼保連携型認定こども園が「学校」に位置付けられた。それに伴い保育教諭に対しても教育公務員特例法が適用され、保育教諭の職務の遂行に必要な事項に関する研修を実施することとされた。

本県でも、令和6年12月に策定した第4期熊本県教育振興基本計画において、基本的方向性の一つに「家庭・地域の教育力向上」を掲げ、重点的に取り組む事項の一つとして「就学前教育の充実と小学校以降の教育との円滑な接続」を示しており、その中で「教員・保育士等の専門性の向上」を挙げている。

また、平成29年1月に「熊本県就学前教育振興『新 肥後っ子かがやきプラン』」を策定し、令和2年度からは、「第3期くまもと『夢への架け橋』教育プラン」と「第2期くまもと子ども・子育てプラン」において就学前の教育・保育内容のさらなる充実を図ってきた。令和7年度からは「こどもまんなか熊本・実現計画」において「幼児教育・保育の質の向上」を位置付けている。

この幼稚園等新規採用教員・保育士研修（以下「新規採用研修」という。）は、新規採用教員・保育士に対して、組織的・計画的な研修を実施することにより、教員・保育士としての実践的指導力と使命感を養うとともに、幅広い知見を得させようとするものである。

この研修は、園内における研修と園外における研修から成っている。園内研修は、教育委員会から派遣された研修指導員または園長等が、新規採用教員・保育士に対して指導・助言を行うものである。園外研修は、講義、演習等を実施することとする。

2 就学前の教育の充実・振興

これまで、県教育委員会が中心となって、「肥後っ子かがやきプラン」、「肥後っ子かがやきプラン改訂版」、「新 肥後っ子かがやきプラン」を策定し、就学前の教育の充実・振興を図ってきた。令和2年度からは「第2期くまもと子ども・子育てプラン」の中に発展的に一体化し、就学前の教育・保育のさらなる充実を目指してきている。

今後も、「こどもまんなか熊本・実現計画」「第4期熊本県教育振興基本計画」に基づきながら、子どもたちが自らの可能性を拓げ、未来を切り拓いていくための取組を推進していく。



(平成15年3月策定)



(平成23年3月策定)



(平成29年1月策定)

公私・施設類型に関係なく県全体で就学前の教育・保育の質の向上を図っていく必要性

発展的に一体化



「第4期熊本県教育振興基本計画」

(令和6年12月策定)

《基本理念》

自らの可能性を拓げ、未来を切り拓く 熊本の人づくり

基本的方向性1 家庭・地域の教育力向上

取組3 就学前教育の充実と小学校以降の教育との円滑な接続

「こどもまんなか熊本・実現計画」

(令和7年3月策定)

《計画が目指す「こどもまんなか熊本」》

こども・若者がキラキラ輝き、県民が家庭や子育てに夢を持てる熊本

第3 「こどもまんなか熊本」の実現に向けた重要事項

1 こどものライフステージに応じた支援

(2) こどもの誕生前から幼児期までの支援

幼児教育・保育の質の向上と幼保等・小・中の円滑な接続

第2章 教職員としての心構え

1 子どもとの出会い

「子どもと初めて出会う日、第一声として、どんな言葉をかけたらよいのだろう。」「子どもたちの顔が明るく自分のほうに向けられるだろうか。」「うれしいことがあったとき、悲しいことがあったとき、『せんせい、あのね。』と話しかけてほしい。」

このような新任教員・保育士の不安と期待、それは、子どもとの「出会い」の前の新鮮な気持ちではないだろうか。

「子どもとの出会い」を、保育実践の中で大事にしたい。「自分という教員・保育士に出会ったことが、子どもにとって喜びになるように、一人一人の子どもをしっかりと見つめ、全力を傾けて仕事に打ち込んでいこう。」このような、意欲と熱意をもった教職員を子どもは待っている。

(1) 愛の精神と使命感

幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な役割を担っている。園においては、一人一人の子どもが、毎日の園での生活、特に教職員と関わる生活の中で、その人となり形成しつつあるのだという使命感をもち、教育愛・人間愛に燃えている教職員でありたい。

また、子どもは教職員を選ぶことができない。子どもと教職員の出会いは運命の出会いである。教職員の姿勢が子どもの人生に大きな影響を及ぼすこともある。子どもにとって、この1年の一日一日の生活が満足いくものであり、「園は楽しいよ。」とはりきって登園してくるような、そんな毎日をつくることのできる教職員でありたい。

(2) 教職員にふさわしい豊かな人間性

子どもを取り巻く環境の中で、その中心となるのは、なんと言っても教職員自身である。人が人を教育するということは、大変な仕事である。特に可塑性の大きい子どもにとっての教職員の在り方は、その及ぼす影響も大きく、重要な意味をもつものである。

教育の効果は、1年や2年で表れるものではなく、目に見えないものであると言われるが、担任が人間性豊かであれば、子どもは友達との関係を築きながら生き生きと遊び、その中で様々なことを学んでいくであろう。



「いざ来たれ、子どもとともに生きん」

幼児教育者である、フレーベルの言葉である。子どもとともに我を生かし、我とともに子どもを生かすことによって子どもの内なる神のごとき創造的生命を育むことができると確信したのである。彼は決して一段高いところから子どもを見下ろすことなく、自ら子どもの高さまで下りていき、子どもとともに歩み、子どもとともに登り、子どもが行けるか祈り、かつ見守った。彼は、自分が子どもになることによって真の教師になれたのである。

人間性豊かな教職員となるには、どうすればよいのだろうか。以下、教職員としてふさわしい実力を養うための基本的な条件を挙げてみる。

- ① 心豊かな人間であること
明朗で、情緒の安定している心豊かな教職員でありたい。
- ② 幼児教育者としての使命感にあふれる教職員であること
情熱に燃え、使命感をもち、子どもとともに歩む教職員でありたい。
- ③ よく勉強し、研修意欲が旺盛で、日々成長する教職員であること
新しい情報を取り入れたり、子どもの実態に合わせた環境の構成を工夫したりするなど、日々成長する教職員でありたい。
- ④ 創造性のある教職員であること
生きた保育というのは、教職員の創造的な構えから生まれてくる場合が多い。いつも新しいものをつくりあげていくような創造性にあふれる教職員でありたい。
- ⑤ 子どもが見える教職員であること
子どもの発達の実情や生活の流れなど、一人一人の子どもをよく理解し、その感性や心を育てることのできる教職員でありたい。
- ⑥ 遊びを育てる教職員であること
子どもは遊びの中で育つと言われる。教職員がねらいをもって適切に環境を構成し、子どもの環境との出会いや活動の展開を予想しながら必要な援助を考えていくことが大切である。その遊びで何を育てたいのか、そのためにどうすればよいのか常に考える教職員でありたい。
- ⑦ 真摯で柔軟性をもった教職員であること
真面目で、学ぶ意欲をもった教職員であってほしい。すべての研修内容を自分のこととしてとらえ、深く理解しようと努力し、日々の実践に役立つように工夫することが研修の効果を高める。柔軟な考え方ができる教職員でありたい。
- ⑧ 心身ともに健康な教職員であること
子どもとともに生活するうえで、教職員が健康であることは重要である。子どもは常に教職員を見ている。健康管理に留意し、子どもの生活態度の手本となれるような明るく元気な教職員でありたい。

以上述べたように、教職員を目指すものは、人間としての高い資質を要求されることになる。科学の進歩や文化の発達に即して、常に専門的知識を深めるとともに、自ら厳しく人間としての修養を積み重ねなければならない。教職員の自主研修や共同研修の重要性もここにある。



<人間性豊かな教員・保育士になるために>

- ★ 読書によって思索する
精神的に豊かになるために
- ★ 保育を通して実践的研修を
子ども一人一人に「『生きる力』の基礎」を確実に育むために
- ★ 研修記録をつくる
各種研修会で吸収したものを蓄積し、活用するために

2 教職観を明確に

教職の特質として、公共性の確立、専門性の充実、社会性の体得等があげられる。正しい教職観を確立することによって、専門的な職業としての教職の性格が明確化される。次のような、教職観を確立することは教職員にとって大切なことである。

(1) 教職は高い公共性をもった公職である。

学校での教育は公共性をもつことが、教育基本法第6条に「法律に定める学校は、公の性質を有するものであって・・・」と規定されている。このことは、法律で学校の一つとして定められている幼稚園や学校・児童福祉施設両方の性格をもつ幼保連携型認定こども園にも当てはまることである。[参照 P59]

(2) 教職は豊かな専門性が要求される公職である。

どのような職場においても、その職務遂行に必要な知識・技能・能力を身に付けることが求められる。特に、専門職としての教員・保育士の研修は、単に勤務能率の発揮や増進のためではなく、職務の本質に立ち、使命感に根ざし、自らの意思によって積極的に取り組むべきものである。

また、内容についても、単に専門的な知識や技能だけでなく、教職員自身の豊かな人間性を培うものも重視されねばならない。

(3) 教職は常識ある社会性を兼ね備えることが求められる公職である。

教職員が社会的良識をもつことも不可欠である。学校教育は社会の中で行われている教育が組織化されたものであって、学校が社会と無関係に存在することはあり得ない。学校の教育に携わる教職員は、常識ある社会人でもあらねばならない。

3 服務に関する規定

園では、多くの人々がそれぞれの職務を果たしながら、豊かな人間性を培う幼児教育を充実すべく、努力し、協力し合っているが、そのためには、一定のルールが必要である。さらに、それぞれの職務には多くの細則が定められている。このルールに従って仕事を進めることによって初めて、全体が一丸となって目標に向かって前進し、目的を達成することができる。

組織の一員としての自覚をもち、分掌事務には積極的態対応し、迅速、的確に責任をもって遂行する心構えがなくてはならない。



< 人格形成の基礎を培う >

「幼稚園教育要領解説（平成30年3月 文部科学省）」

（以下「幼稚園教育要領解説」という）P27

教育は、子供の望ましい発達を期待し、子供のもつ潜在的な可能性に働き掛け、その人格の形成を図る営みである。特に、幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な役割を担っている。

幼児一人一人の潜在的な可能性は、日々の生活の中で出会う環境によって開かれ、環境との相互作用を通して具現化されていく。幼児は、環境との相互作用の中で、体験を深め、そのことが幼児の心を揺り動かし、次の活動を引き起こす。そうした体験の連なりが幾筋も生まれ、幼児の将来へとつながっていく。

※幼保連携型認定こども園については、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領解説（平成30年3月 内閣府 文部科学省 厚生労働省）」（以下「幼保連携型認定こども園教育・保育要領解説」という）

P27(1) 人格形成の基礎を培うこと 参照

4 園における人間関係

園における人間関係は、対子ども・対保護者・対職員の三通りに大別される。

(1) 子どもとの関わり

園における教職員の生活では、子どもとの信頼関係づくりが最も重要である。教育活動そのものが人間としての触れ合いから始まるので、一日も早く子どもの名前を覚え、名前で呼ぶこと、それが子どもを認め自らも認められる第一歩である。そして子どもの動きを見て、その子を取り巻く環境を把握してはじめて一人一人に的確な指導ができる。自己表現が苦手な子どもには特に目を注がなければならない。

(2) 保護者との関わり

保護者は、子どもを初めて家庭から手放す人が多く不安をもつ一方、関心も高い。すべての保護者に公平に接することが基本であり、気軽に話し合える雰囲気をつくることが大切である。言葉づかい、話し方にも十分気を配ることも必要である。しかし、伝えるべきことは、はっきりと明確に伝えることができないとなければならない。子どもへの関わり方や自分の子育てについて悩みや不安を感じている保護者に対しては、その思いを十分に受け止めながら、保護者自身が自分の子育てを振り返るきっかけや、子育てについて学ぶ場面をつくるなど、家庭の教育力の向上につなげていくことが大切である。

家庭との連絡を日頃からできるだけ緊密にすることでお互いの信頼を深める強い絆としていくことが大切である。

(3) 職員との関わり

園という組織の中で、子どもを育てていくためには、まず協調性が大切である。仲間と協力してやっていく姿勢がなければ、仕事はうまくいくものではない。職員のチームワークが大切だと言われるのはこのためである。それぞれの立場を考えて行動し、進んで協力し、温かい雰囲気の職場をつくることが大切である。

そのためには、自らが閉鎖的にならず、他人の意見を素直に聞けること、思いやりをもって人の立場を理解できること、そして基本的礼儀をわきまえ、自らの意見も言える人間であることが求められる。特に必要な報告、連絡、相談（報・連・相）を忘れずに行うことは教職員としての信頼を得て人間関係をよくするものであり、園全体の仕事を円滑にするものである。



<幼稚園教育の目的>

「学校教育法 第22条」から

幼稚園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする。

※幼保連携型認定こども園については、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」（以下、「認定こども園法」という）第2条第7項 参照

5 園に赴任したら

赴任したら次の事柄などについて情報を集め、園の一員としての活動ができるように努める。

- (1) 園の所在地
園長名・職員名
園の電話番号
- (2) 園の教育方針、園の規定等
- (3) 担当学級について
ア 子どもの様子
イ 該当年齢児の発達の特徴
ウ 保護者への連絡方法
エ 通園路と通園の方法
オ 園医（病院名・電話番号）
- (4) 園の運営機構と自分の役割
- (5) 緊急時の対応マニュアル
- (6) 保護者の園に対する要望
- (7) 後援会会則及び活動の様子
- (8) 地域の実態



＜幼稚園教育の目標＞

「学校教育法 第23条」から

幼稚園における教育は、前条に規定する目的を実現するため、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 一 健康、安全で幸福な生活のために必要な基本的な習慣を養い、身体諸機能の調和的発達を図ること。
- 二 集団生活を通じて、喜んでこれに参加する態度を養うとともに家族や身近な人への信頼感を深め、自主、自律及び協同の精神並びに規範意識の芽生えを養うこと。
- 三 身近な社会生活、生命及び自然に対する興味を養い、それらに対する正しい理解と態度及び思考力の芽生えを養うこと。
- 四 日常の会話や、絵本、童話等に親しむことを通じて、言葉の使い方を正しく導くとともに、相手の話を理解しようとする態度を養うこと。
- 五 音楽、身体による表現、造形等に親しむことを通じて、豊かな感性と表現力の芽生えを養うこと。

※「認定こども園法 第9条」参照

6 接遇について

(1) 服装・身だしなみ

服装や身だしなみは、無言のうちにその人の人柄や生活態度が表れることがある。子どもをはじめ、職場の人や地域の人々、保護者等に違和感や不信感を与えないような服装や身だしなみを心がけなければならない。

ア 服装は、時・場所・場合に応じて、職場の雰囲気や仕事の内容に合った働きやすい服装を心がける。

イ 服装や身だしなみは教育活動の場であることを十分認識する。流行を追ったり、高価なものを身に付けたりする必要はない。全身にわたって手入れ・気配りが行き届いている身だしなみが理想的である。来客等への対応時には、細心の気配りをし、失礼のないようにする。

(2) あいさつ

あいさつは、職場の人間関係を円滑にし、チームワークづくりのためにも欠かせないものである。毎日のことであるから、おざなりや形式的にならないよう、常に心を込めて行う。「おはようございます」「お先に失礼します」「お疲れ様です」など、相手を見てははっきりと相手に伝わるように行うことである。

また、保護者などの来客者に対しても、明るく丁寧なあいさつを心がけたい。特に、見知らぬ人が園内にいる場合には、必ずあいさつなどの声かけをする。それにより、相手の状況を把握することができ、場合によっては危機管理につながることもある。

(3) 言葉づかい・敬語

正しい言葉づかいや敬語は、知識として知っていても日常会話の中でつかい慣れていないと、実際の場合ではなかなかうまくいかないものである。例えば、保護者などの外部の人と接するとき、「園長先生は、園外に出られています。」という言葉づかいが聞かれることがあるが、正しくは「園長は、園外に出ております。」である。日ごろの自分の言葉をもう一度見直し、いつでも正しい言葉づかいができるように心がけることが大切である。

(4) 出勤、退勤、休暇

ア 出勤

始業時刻になったらすぐに仕事に取りかけられるよう、余裕をもって出勤する。出勤したら、会った人に自分からはっきりとあいさつをする。職員室等で出勤簿に押印し（園によって異なる）、机の周りや身だしなみを整え、日程、提出物等を確認し、保育等の準備をする。月曜日や雨の日は、交通が混雑するので早めに出勤するように心がける。万が一、事故等のトラブルがあったら、速やかに園に連絡する。

イ 退勤

退勤前には園内の様子を確認し、上司や同僚が業務を続けているようであれば、積極的に手伝うなど、気配りがあると望ましい。

退勤する時には、自分の学級の保育室等の戸締り、環境整備の確認及び職員室を整理し、職員にははっきりとあいさつをする。

ウ 休暇

予め必要だとわかっている休暇は、できるだけ早く上司に申し出、必要な手続きをする。休暇中に自分が関わっている仕事のことで必要となると思われることがあれば、園長や主任等に伝えておく。休暇の前日には、改めて上司及び同僚に口頭で告げておく。急に休むことになったときは、早急に連絡する。

(5) 外出（出張時）

上司にはもちろん、周囲の人にも告げてから外出する。短時間の外出であっても、退勤時と同じように保育室等を整理してから出かける。

会議等へのお出張の場合は、予定の時刻に遅れないように余裕をもって出発し、駐車場での移動も考慮のうえ、遅くとも10分前には会場に到着する。また、万が一、遅刻しそうな場合には、予め園（管理職）に連絡し、指示を仰ぐ。時間を気にするあまり、事故を起こしたり違反したりしないようにする。

宿泊を伴う出張は、宿泊先、経路等を上司に伝えておく。

会場に到着後及び用務終了後は、園（管理職）に連絡をする。また、外出から戻ったら直ちに上司に口頭で復命し、必要であれば文書で復命する。

(6) 電話対応の基本

電話では、言葉だけでなく通話者の人柄や職場の雰囲気が相手に伝わる。そのため、来客者への対応と同様に誠意をもって親切、丁寧、正確な対応が必要である。

また、電話の近くには常に記録がとれるメモ用紙などを用意しておく。園には、子どもの欠席等の連絡が多いため、様式を定めるなどして伝言等が確実に伝わる工夫をしておく。

(7) 電話の受け方

ア 受話器を取る

電話がかかってきたら、すぐに電話を取る。3回以上ベルが鳴ったら、「お待たせしました。」の一言から話し始める。

イ はじめのあいさつ

「はい、〇〇園の〇〇でございます。」

午前10時までは、「はい」の代わりに「おはようございます」の方がすがすがしい。

ウ 確認しながら用件を聞く

話の内容をメモし、要点はその都度確認する。最後にもう一度復唱する。

取次ぎの電話の場合は、相手の求める担当者等名と用件を確認し、取り次ぐ。相手を待たせることを考慮し、時間がかかるようであればその旨を伝え、丁寧に対応する。相手の求める担当者等が不在の場合は、その旨を伝え、伝言等の対処をする。

対応が不安な場合には「しばらくお待ちください。」と言って、周囲の人に電話の内容を伝え、対応について相談し、対処する。

エ 電話を切る

丁寧に切る。電話はかけた方が先に切るのが原則であるが、依頼の電話や目上の人にかけた場合は、先方が受話器を置いたことを確認してから切るようにする。

(8) 電話のかけ方

電話をかけるときは、相手の都合が分からないため、相手の貴重な時間をいただくことを十分にわきまえたうえでかけるようにする。

ア 準備をする

用件はメモをしておき、相手に要領よく速やかに伝わるようにしておく。5W1H方式にメモをしておくと、相手が不在で伝言を頼むときでも便利である。

イ 名前を言い、用件を述べる

「私は、〇〇〇と申しますが、〇〇様はいらっしゃいますでしょうか。」
必要であれば、自分の所属を先に述べる。「〇〇園の〇〇と申しますが、〇〇の件でお電話しました。・・・」

取次ぎの場合で、相手が名のらないときは、「〇〇様でしょうか。」と確認したあとに自分の名前を名のる。あいさつしたら、まず用件を簡潔に伝え、そのあと具体的な内容に入る。

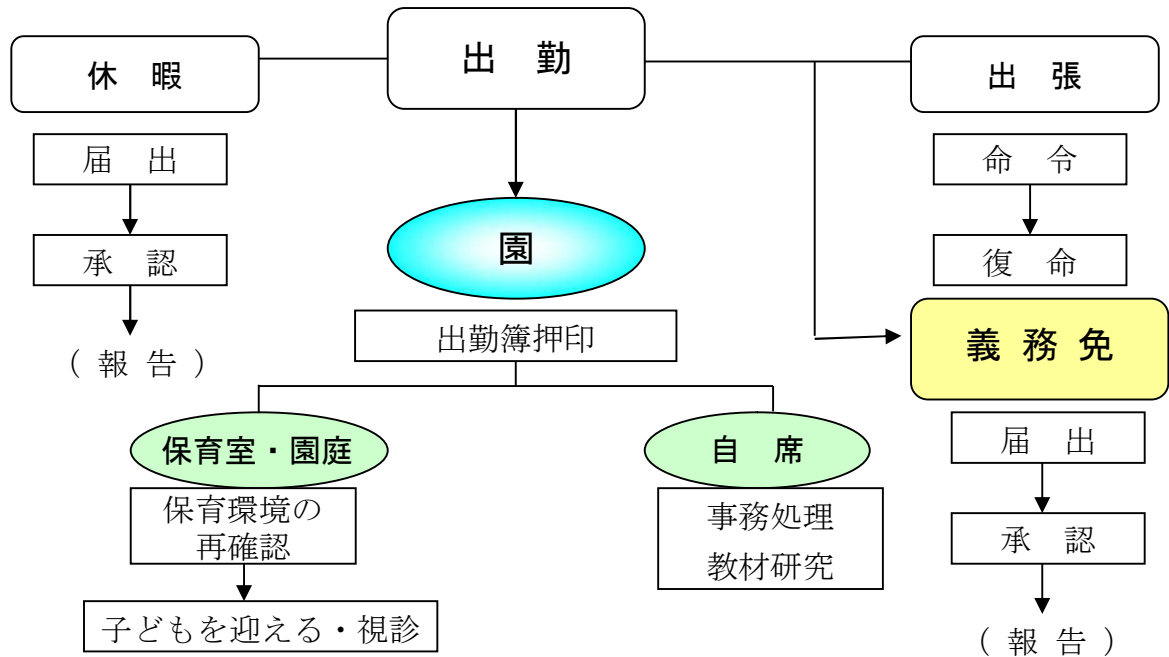
「〇〇の件でお電話しましたが、お時間はよろしいでしょうか。・・・」

ウ 電話を切る

重要な件は、もう一度確認をして電話を切る。伝言を頼んだときは、もう一度自分の名前、必要であれば電話番号を伝え、「失礼ですが、」と前置きして、相手の名前を確認し、あいさつをして静かに受話器を置く。

第3章 子どもとの一日

1 子どもが登園してくるまで



(1) 出勤まで

ア 心身の調子の調整

- 前日の疲れを残さぬよう心がけ、さわやかな心身で、身だしなみに注意する。
- 時間に余裕をもって出勤する。

イ 諸届

- 出張、休暇の届出、承認を確実にする。
- 災害などによる交通遮断や事故があった場合は、直ちに連絡、届出をする。

ウ 通勤途中では

- 交通ルールを守る。
- あいさつは明るい声です。

(2) 出勤後

- 出勤したら出勤簿に押印する。
- 先輩、同僚へのあいさつを忘れない。

ア 自席で

- 一日の仕事の段取りと身の回りの整理をする。
- 職員室の黒板、掲示板を確認し、連絡事項を確実に処理する。
- その日の保育にふさわしい服装に着替える。
- できるだけ早く保育室に行く。

イ 保育室、園庭で

- 前日の保育を基に保育室等の環境を整え、併せて安全を確かめる。
- 登園して来る子どもを気持ちよく迎え、健康状態などについてよく観察する。

2 子どもが登園してから

(1) 教職員の役割

ア 教職員と子どもとの信頼関係を築く

子どもの主体的な活動が確保されるよう、子ども一人一人の行動の理解と予想に基

づき計画的に環境を構成すること。

イ 子どもとともによりよい教育環境を創造する

子どもと人やものとの関わりが重要であることを踏まえ、物的・空間的環境を構成すること。

ウ 子ども一人一人の活動の場面に応じて、様々な役割を果たしその活動を豊かにする

必要に応じて、適切な助言、指示、承認、共感、励まし、アイデア、手助けをする、相談相手になること等。

(2) 「認め、ほめ、励まし、伸ばす」関わり

「認め、ほめ、励まし、伸ばす」(熊本県教育行動指標)を踏まえ、ほめたり、認めたりすることによって、子どもの意欲を高める。

(3) 心身の調和のとれた発達を促す関わり

子どもが、強く明るい心と、健康で活力に満ちた身体の持主になるように、次のような視点から、心身の調和的な発達を図りたい。

ア 歩く・走る・跳ぶ・投げる・ぶら下がる・登る・はう・転がるなど、全身を使っ
ての遊びを大事にした関わりが必要である。(「幼児期運動指針ガイドブック」(文
部科学省)を参照。P14)

イ とともに遊びながら、子ども一人一人が教職員や他の子どもなどと親しみ、支え合
って生活するための自立心や人と関わる力を培う関わりが必要である。

ウ 遊びや運動など、途中で投げ出さず最後までやり抜く子どもには、励ましや賞賛
の言葉をかけるとともに、遊びの中では、相手を思いやる気持ちをもって行動でき
るような関わりが必要である。

エ 学級の中には、消極的で自分からあまり動こうとしない子どももいるが、自分か
ら進んで運動や遊びをするように、積極的・継続的に働きかけ、人と関わることの
楽しさなどを味わうことができるように支援する必要がある。

3 環境をつくる

子ども一人一人の潜在的な可能性は、子どもが教職員とともにする生活の中で出会う
環境によって開かれ、環境との相互作用を通して具現化されていく。それゆえに、子ど
もを取り巻く環境がどのようなものであるかが重要になってくる。

(1) 生き生きとした環境

園は、子どもにとって楽しい遊び場であり、友達づくりの場でもある。園内は明
るく、子どもが喜んで活動できる環境でありたい。教室等の壁面には種類、配列、色
彩等を工夫した掲示物をはるようにしたい。子どもが登園したとき、触ったり、見た
り、考えたり、語りかけたりなど、働きかけずにはいられないような生き生きとした
環境の創造が望まれる。

(2) 美しい環境

室内の整理整頓が行き届き、季節の草花が飾られ、床や窓ガラスが磨かれたすがす
がしい環境では、自然に心も美しくなる。豊かな情操は、美しい環境から生まれる。

(3) 健康で安全な環境

子ども自身が好きな遊びを選べるように、遊具や用具などを準備しておく。また、
遊びを通して育てようとしているものは何か、その方向性を見据えた環境づくりを行
う。配置を変えたり、新しい材料を出したり、取り除いたりして刺激を与え、意欲的
に遊びに取り組む環境を工夫することが大切である。

(4) 教職員自らも子どもにとって重要な環境

園における人的環境が果たす役割は極めて大きい。物的環境は望ましい人的環境によって初めて生きてくるものである。教職員は、一人一人の子どもに対する理解に基づき、環境を計画的に構成し、子どもの主体的な活動を、直接援助すると同時に、教職員自らも子どもにとって重要な環境の一つであることをまず念頭におく必要がある。



< 教師との信頼関係に支えられた生活 >

「幼稚園教育要領解説」P33 から

幼稚園生活では、幼児は教師を信頼し、その信頼する教師によって受け入れられ、見守られているという安心感をもつことが必要である。その意識の下に、必要なときに教師から適切な援助を受けながら、幼児が自分の力でいろいろな活動に取り組む体験を積み重ねることが大切にされなければならない。それが自立へ向かうことを支えるのである。

※「幼保連携型認定こども園教育・保育要領解説」

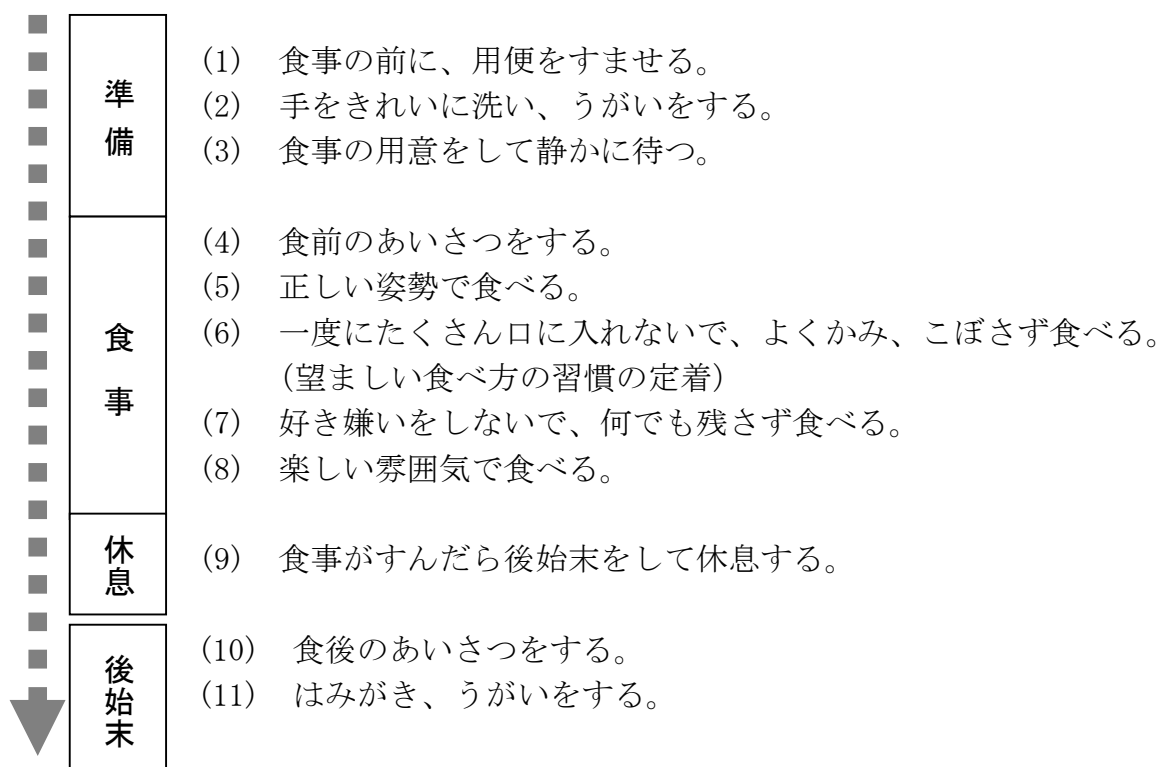
P34①安心感と信頼感をもっていろいろな活動に取り組む体験L9参照

4 食事の指導

幼稚園教育要領には、「健康な心と体を育てるためには食育を通じた望ましい食習慣の形成が大切であることを踏まえ、幼児の食生活の実情に配慮し、和やかな雰囲気の中で教師や他の幼児と食べる喜びや楽しさを味わったり、様々な食べ物への興味や関心をもったりするなどし、食の大切さに気付き、進んで食べようとする気持ちが育つようにすること。」と示されている。食べることは健康な心と体に欠くことのできないことであり、生涯にわたって健康な生活を送るためには望ましい食習慣の形成が欠かせない。幼児期には、食べる喜びや楽しさ、食べ物への興味や関心を通じて、自ら進んで食べようとする気持ちが育つようにすることが大切である。

園における食事の指導では、子どもが楽しく食べられるような雰囲気づくりを心がけ、みんなで食べるとおいしいという体験を積み重ねながら、食事の手順・方法・マナーや偏食をしないといった食生活の基本的な習慣や態度を、子どもに身に付けさせたい。

< 子どもの活動の流れ >





＜食物アレルギーなどをもつ幼児に対して＞

「幼稚園教育要領解説」P162 から

食生活の基本は、まず家庭で育まれることから家庭との連携は大切である。特に、食物アレルギーなどをもつ幼児に対しては、家庭との連携を図り、医師の診断など必要な情報を得て、適切な対応を行うなど、十分な配慮をする必要がある。また、同じ物を食べる活動を取り入れる場合、その食べ物を食べることについて配慮を要する幼児もその活動を楽しんでいることができるよう工夫することが大切である。

※「幼保連携型認定こども園教育・保育要領解説」P236L26 参照

5 運動遊びの指導

楽しく体を動かす遊びは、生涯にわたって運動やスポーツを楽しむための基礎的な体力や運動能力を発達させるだけでなく、複数の友達との関わりを通して、コミュニケーション能力、やる気や集中力、社会性や認知的能力などを育む機会を与えてくれる。

幼児期における様々な遊びを中心とした運動経験の重要性については「幼児期運動指針（平成24年3月 文部科学省）」にも述べられており、次の3点が運動習慣を身に付けるポイントとして示されている。

- ① 多様な動きが経験できるように様々な遊びを取り入れること
- ② 楽しく体を動かす時間を確保すること
- ③ 発達の特性に応じた遊びを提供すること

(1) 多様な動きが経験できるように様々な遊びを取り入れるとは

幼児期は運動機能が急速に発達し、多様な動きを身に付けやすい時期である。この時期には、多様な運動刺激を与え、体内に様々な神経回路を複雑に張り巡らせていくことが大切である。それらが発達することにより、普段の生活に必要な動きをはじめ、とっさの時に身を守る動きや将来的にスポーツに結び付く動きなどの多様な動きを身に付けやすくする。

ここでいう基本的な動きとは、次のことをいう。

「体のバランスをとる動き」（立つ、座る、転がる、渡る、ぶら下がるなど）

「体を移動する動き」（歩く、走る、跳ぶ、登る、よける、這う、すべるなど）

「用具などを操作する動き」（運ぶ、投げる、捕る、蹴る、掘る、押すなど）

幼児が、楽しんで夢中になって遊んでいるうちに、多様な動きを総合的に経験することになる。その遊びの中には上記のような基本的な動きが複合的に含まれ、結果的に多様な動きを経験し、それらを獲得していくことになる。

(2) 楽しく体を動かす時間を確保するとは

多様な動きの獲得のためには、量（時間）的な保障も大切な視点である。楽しい遊びが提供された上に、ある程度の時間を確保すると、子どもは其中で様々な遊びを行い、結果として多様な動きを経験し、獲得することにつながる。本指針では様々な調査結果や世界各国のデータから、多くの幼児が体を動かす実現可能な時間として以下の内容を望ましい目安としている。

「様々な遊びを中心に、毎日、合計60分以上、楽しく体を動かすこと」

なお、子どもにとっては体を動かすことは遊びが中心となるが、散歩やお手伝いなど、生活の中での様々な動きを含めてとらえておくことも大切である。子どもにとっては、幼稚園や保育所などに登園しない日でも体を動かす必要があることから、保育者だけでなく保護者も共に体を動かす時間の確保が望まれる。

(3) 発達の特性に合った遊びを提供するとは

子どもは、一般的にその時期に発達していく身体の諸機能を使って動こうとすることから、発達の特性に合った遊びをすることは、それらの機能の発達が更に促進されるとともにけがの予防にもつながるものである。

また、子どもの身体諸機能を十分に動かし、活動意欲を満足させることは、子どもの有能感を育むことにもなり、体を使った遊びに対する意欲の向上にも結び付いていく。

なお、本指針には、①3歳から4歳頃、②4歳から5歳頃、③5歳から6歳頃に分けて、その時期に経験しておきたい遊び（動き）の例について示してある。幼児期は心身の発達が著しい時期だが、その成長は個人差が大きいので、体を動かす遊びを提供するにあたっては、一般的な発達の特性の理解だけではなく一人一人の発達に応じた配慮が必要となってくる。

※「幼児期運動指針」及び「幼児期運動指針ガイドブック」より一部抜粋。（平成24年3月文部科学省）

幼児期運動指針のポイント

詳しくは「幼児期運動指針ガイドブック」
 裏表紙をご覧ください。

※文部科学省HPより

ポイント1
多様な動きが経験できるように
様々な遊びを取り入れる



① 幼児期は運動機能が急速に発達し、多様な動きを身に付けやすい時期です。この時期に体をたくさん動かすと、普段の生活に必要な動きをはじめ、とっさの時に身を守る動きや将来的にスポーツに結び付く動きなど、多様な動きを身に付けやすくなります。

② 体を動かす遊びには、多様な動きが含まれます。ですから、幼児が夢中になって様々な遊びをすると、結果的に多様な動きを経験し、それらを獲得することができるのです。

※ 幼児期において動きを身に付けていくにあたっては、トレーニングのように特定の動きばかりを経験したり、運動の頻度や強度が高過ぎ、特定の部位にストレスが加わるけがにつながったりしないよう注意が必要です。

ポイント2
楽しく体を動かす
時間を確保する



③ ある程度の時間を確保することは、その中で様々な遊びをし、結果として多様な動きを獲得することにつながります。幼児期運動指針では、多くの幼児が体を動かす実現可能な時間として、「毎日、合計60分以上」が望ましいことを目安としています。

④ 文部科学省が実施した調査では、外遊びをする時間が長い幼児ほど体力が高いものの、4割を超える幼児の外遊び時間が1日1時間(60分)未満でした。

⑤ 「毎日、合計60分以上」という目安は、世界保健機関（WHO）をはじめ多くの国々で推奨されている世界的なスタンダードです。もちろん時間だけが問題なのではなく、様々な遊びを中心として、散歩や手伝いなど多様な動きを経験することが必要です。

※ 幼児が力いっぱい体を動かして遊ぶ上では、本来は外でのびのびと遊ぶことが望ましいですが、環境や天候などの影響があります。そのため、屋内も含め1日の生活の中で「毎日、合計60分以上」と設定しています。

ポイント3
発達の特性に合った
遊びを提供する



① 幼児期における運動は、適切に構成された環境の下で、幼児が自発的に取り組む様々な遊びを中心に、体を動かすことを通して、生涯にわたって心身ともに健康的に生きるための基礎を培うことが重要です。

② 幼児期は心身の発達が著しい時期ですが、その成長は同じ年齢であっても個人差が大きいので、幼児に体を動かす遊びを提供するにあたっては、一人一人の発達に応じた配慮が必要です。

③ 幼児はその時期に発達していく体の諸機能を使って動こうとしますから、発達の特性に合った遊びを提供すると、無理なく多様な動きを身に付けることができるだけでなく、けがの予防にもつながります。

また、幼児の身体諸機能を十分に動かし活動意欲を満足させることは、幼児の有能感を育むことにもなり、体を使った遊びに意欲的に取り組むことにも結び付きます。

※ 幼児期に早急な結果を求めるのではなく、小学校以降の運動や生涯にわたってスポーツを楽しむための基礎を育成することを旨とすることが重要です。

6 降園の指導

降園の際には、その日のねらいに即して、よかったことを認め合ったり、話し合ったりする中で、望ましい習慣の形成、安全確保、集団性の育成を図るようにする。

明日も元気に登園したいという意欲をもたせることも大切である。

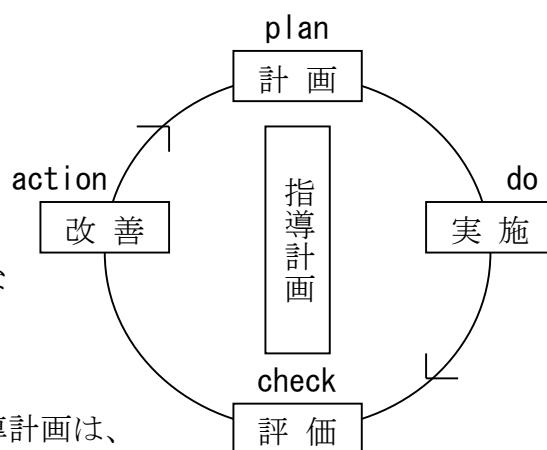
＜子どもの活動と教職員の関わり＞

- 後始末
はじめは、一人一人の後始末の仕方を知らせていき、次第にみんなですらって後始末をするようにしていく。
- 用便・手洗
毎日の生活の中で繰り返しながら習慣化して、身に付けさせていくようにする。
- したく
帰りのしたくには、十分時間を取り、落ち着いた気持ちで帰らせるよう配慮する。
- 話し合い
よかったことを認め合ったり、連絡事項や明日の予定を知らせたりして期待をもたせる。
- あいさつ
先生や友達同士とのあいさつをきちんとさせる。
- ▼ 降 園
一人一人の表情をよく確かめ、交通安全に気を付けて降園させる。迎えの保護者を確認して子どもを帰す。

7 子どもが降園した後

子どもが降園した後は、その日の後始末を行うだけでなく、次の指導の準備をする必要もあり、その意味ではすでに次の指導が始まっているといえる。

園の仕事の種類や内容を早く把握し、能率的、効果的に行う方法を研究し、心と時間のゆとりを生み出すことが大切である。



(1) 指導の反省・評価・個人記録

一日の指導計画・指導内容・指導方法について反省、評価し、翌日からの保育に生かし、一人一人の子どもの発達を促す確かなものにして発展させていく。

(2) 翌日の日案作成

子どもの興味や関心・欲求を生かした指導計画は、
子どもの遊びを広げ、自発的な遊びにつながる。

(3) 環境整備

翌日の日案に沿って、物的環境を整える。清潔面、衛生面の配慮を忘れず行う。

(4) 学級・園事務

計画的、能率的に正確に処理する。

(5) 園内巡視

事故を予防し、安全を確認する。安全への配慮、火気、戸締りに責任をもつ。

8 在園時間が異なる場合について

幼保連携型認定こども園においては、在園4時間で降園する園児もいれば、8時間
在園する園児や、保護者の就労その他の家族の生活形態を反映した状況により在園時
間が10時間を超える園児もいる。園児一人一人の在園時間が異なることから一日の生
活リズムや園生活の過ごし方が多様である。したがって、日々の園児の状態や欲求に
即して選択できる活動内容や時間の幅を増やすなど、個々の実態に即した生活ができ
るようにするなどの柔軟な配慮をすることが望ましい。

また、一日の生活が安定するように、園児の家庭での過ごし方や園での状態などに
ついて保護者と情報交換をするなど家庭と緊密な連携を図り、園児一人一人にとって
ふさわしい生活が展開できるようにすることが大切である。それによって家庭や地域、
園生活の連続性を確保するとともに、例えば、園児の夕食や就寝時刻が遅くなり過ぎ
ないための助言などをして、園児一人一人の一日の生活リズムが整えられるよう園で
の環境と家庭環境をつなげていく工夫をする必要がある。

(ここでは、認定こども園に関係する場合であるため、「園児」と表記する。)



＜在園期間全体を通して行う教育及び保育＞

「幼保連携型認定こども園教育・保育要領解説」P45 から

幼保連携型認定こども園には、0歳から小学校就学前までの園児が在園す
る。保護者の就労その他の家族の生活形態等を反映した状況により、園児一人
一人の入園時期や在園時間等は異なるが、それらの違いにかかわらず、どの園
児にも平等に、幼保連携型認定こども園の教育及び保育が行われる必要があ
る。教育及び保育は、園児が登園してから降園するまでの一日を通して行われ、
また、入園してから修了するまでの在園期間全体を通して行われる。そのこと
により、園児一人一人の発達や学びの連続性を押さえた育ちを確保することが
できる。そのためには、教育・保育要領第1章の第3に示す幼保連携型認定こ
ども園として特に配慮すべき事項を十分に踏まえた上で、教育及び保育を行う
必要がある。

第4章 幼稚園等の教育における指導

1 幼稚園の教育課程の意義と編成

(1) 教育課程の意義

幼稚園については、学校教育法第22条及び第23条によって幼稚園教育の目的及び目標が示されている。学校教育法第25条及び学校教育法施行規則第38条に基づいた幼稚園教育要領により、これをさらに具体化して、幼稚園の教育課程の基準が示されている。

それぞれの幼稚園においては、この幼稚園教育要領に述べられていることを基として、幼児期にふさわしい教育の展開を目指す幼稚園教育の在り方を理解し、幼児の心身の発達、幼稚園や地域の実態に即し、教育課程を編成することが大切である。

(2) 教育課程の編成

ア 教育課程は、幼稚園における教育計画の全体であるから、それぞれの幼稚園で園長がその責任において編成するものであり、それを作成するに当たっては全職員が協力しなければならない。

イ 教育課程の編成については、幼稚園教育要領が基準となり、その趣旨を解説し補説したものに「幼稚園教育要領解説」があるので、その示すところに従って、各園独自のものを作成することが大切である。

2 幼保連携型認定こども園の「教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画」等の意義と作成

(1) 「教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画」の意義

幼保連携型認定こども園は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（認定こども園法）第2条及び第9条によって幼保連携型認定こども園における教育及び保育の目的及び目標が示されている。教育・保育要領は、認定こども園法第10条に基づき、これら目的及び目標の実現に向けて、幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容の基準が示されている。

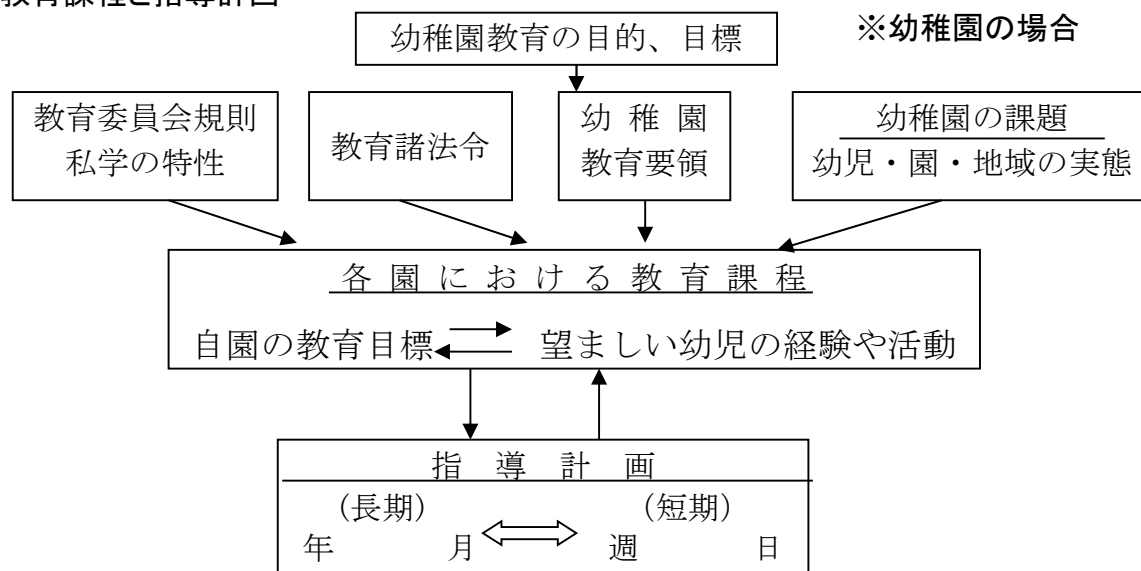
各幼保連携型認定こども園においては、教育・保育要領に示されていることを基として、園児一人一人の資質・能力を育んでいくよう、乳幼児期にふさわしい教育及び保育の展開を目指す幼保連携型認定こども園における教育及び保育の在り方を理解し、園児の心身の発達、幼保連携型認定こども園や地域の実態に即し、組織的かつ計画的に「教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画（以下、「全体的な計画」という）」を作成することが大切である。

(2) 「教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画」の作成

ア 「全体的な計画」は、それぞれの園において、全保育教諭等職員の協力の下に園長の責任において作成するものである。その際、園や地域の実態を把握して、特色を生かし、創意のある「全体的な計画」を作成しなければならない。

イ 幼保連携型認定こども園における教育及び保育並びに子育ての支援等は、教育・保育要領等に基づいて行われる必要があり、全職員がそれぞれに示されていることについての理解を十分にもつとともに、実践を通して各幼保連携型認定こども園の実情に即した「全体的な計画」となるようにすることが大切である。

3 教育課程と指導計画



4 指導計画

- (1) 指導計画では、各園において編成された教育課程に基づき、園の教育の目標を達成するために、さらに具体的なねらいや内容、環境の構成、教職員の援助など指導の内容や方法を定める。
- (2) 指導計画では、年・学期・月など、暦的、時間的な区切りを中心として作成するものと、経験や活動のまとまりで主題や単元に重点をおいて作成するものなどがある。主題や単元による指導計画以外にも、日常的な関わりによって生活体験に即した総合的な指導をする場合もある。
- (3) 暦的、時間的な区切りを中心とした指導計画には日・週などの短期の指導計画と、年・月などの長期の指導計画があり、年指導計画・月案・週案・日案と呼ばれている。
- (4) これらの年・月・週・日などの指導計画は、いずれもよりよい指導をするためのものであり、必ずしもこの4種類の指導計画を別個に作成しなければならないというものではないが、園の教育の目標に向かって、長期的展望に立った日々の保育を実践するために必要なものである。各園で利用しやすい指導計画を作成する。
- (5) 指導計画の中でも、日案は子どもの日々の育ちを支えるものである。前日とのつながりを考え、一人一人の子どもへの具体的な支援の在り方が見えるものを作成していく。

(6) 指導計画の例 ※幼稚園の場合

◎ 年間指導計画・月案例 [3年保育 5歳児]

《教育課程》 教育目標：健康で明るい幼児

出典「幼児の思いをつなぐ
指導計画の作成と保育の展開」
(文部科学省 令和3年2月)



《長期（年間）の指導計画》3年保育5歳児Ⅳ期（10月から12月）

年間教育目標：自分の力を十分に発揮しながら、友達と一緒に自分たちで遊びや生活を進める充実感を味わう。

期の生活する姿	ねらい	内 容
○友達と一緒に戸外で体を動かして遊ぶ楽しさが分かるようになる時期	・友達と一緒に戸外で体を十分に動かし、進んでいろいろな運動をする。 ・友達と一緒にルールや作戦を考えながら遊びを進めるおもしろさを味わう。	・自分から試したり繰り返し繰り返し組み立てて実現しようとする。 ・運動会後にも様々な運動に繰り返し取り組み、できるようになる喜びや充実感を味わう ・学級の友達と勝敗を競い合ったり、チームの仲間と協力し合ったり、仲のよい友達と互いに刺激し合ったりする ・遊びのルールを考えたり守ったりして、友達と楽しく遊ぶ。
環境の構成	・目的をもって自分なりの力を出して遊ぶことができる環境 ・戸外で集団の遊びを楽しむことができる環境	

《長期（月）の指導計画》5歳児10月

9月の幼児の姿	・運動会に期待をもって、友達とリレーや踊りを繰り返し行い、運動会後も友達や小さい組を誘って体を動かして遊ぶ。ドッジボールやサッカー、鉄棒や一輪車など新たな遊びに挑戦しようとする。ドッジボールやサッカーは、チームは決めるものの、自分がボールを投げたり蹴ったりすることを楽しむ姿が多く見られる。
---------	---

○ねらい ◆内容	環境の構成 ・ 教師の援助
○友達と一緒に十分に体を動かして遊ぶ楽しさを味わう。 ◆カー杯走ったり、跳んだり、踊ったりすることの心地よさを味わう。 ◆友達と励まし合ったり認め合ったりしながら、竹馬や一輪車、短縄跳びなどに挑戦する。 ◆ドッジボールやサッカー、鬼ごっこの遊び方を知り、チームに分かれて遊ぶ。	・自分たちで友達と一緒に体を動かして遊ぶことができるように、パトンやボール、跳び箱やカセットデッキなどを出しやすいところに用意しておく。 ・できるようになったことを具体的に認め、手応えを感じられるようにする。また、友達にこつを知らせたりできるようになったことを喜んだりする姿を認める。 ・友達の頑張りを学級でも話題にし、友達のよさを認めたり挑戦してみようという気持ちをもったりできるようにする。 ・機敏に動いたり、細かいことができるようになったりするので、自分なりに挑戦できるもの、根気よく取り組めるものを用意する。 ・教師もチームの一員になって動きながら、皆にボールが行き渡るようにしたり、一人一人の動きを認めたりして、ゲームが進む楽しさが味わえるようにする。

◎ 週案例 [3年保育 5歳児]

先週末の実態	遊びへの取組・人との関わり・生活への取組			生活習慣について		今週・次週の園行事	7/12 縁日開店
	・天気の良い日には水の移し替えなどを「実験ごっこ」と言ってテラスに場を作り、繰り返し試している。 ・プールでの水遊びを楽しみ、水に慣れたり、自分なりの目標をもったりする姿がみられる。水着の着替えや始末なども手際がよくなってきた。 ・天気が悪く湿度の高い日は集中力がなくなり、遊びが持続しなかったりトラブルが起きたりした。 ・縁日ごっこを楽しみにし、自分の経験を思い出ししながら、どんな屋台にするか話す姿が見られた。			(先週の目標と反省) ○返事をする ・決まった場面での返事や挨拶はできるが、友達同士での返事はまだ少ない。			7/16 誕生会 7/19 終業式
ねらい	○自分で考えたり工夫したりしながら、イメージを実現しようとする。 ○目的に向かって活動に取り組み、楽しんだり満足感をもったりする。			環境の構成	＜プール遊び＞ 頭から水をかぶる、潜るなど、水でダイナミックに遊ぶための、水鉄砲、ビート板、ペットボトルのいかだ等を準備し、状況に合わせて選んで使えるようにする。 ＜縁日ごっこ＞※生活グループで取り組む ・ヨーヨーつり ・金魚すくい ・タコ焼き屋 ・的当て など 幼児が縁日ごっこに必要な場や物を準備したり工夫して作ったりできるように、材料や用具、積み木やつい立てなどを用意する。 友達と一緒に看板を作るための大きめの白ボール紙や段ボール板等を準備しておく。		
内容	・自分の思いや考えを出し合ったり、受け入れたりしながら、縁日ごっこを進める。 ・縁日ごっこに必要な場や物を、グループの友達と一緒に、相談したり力を合わせたりして作る。 ・店屋になって自信をもって遊び方の説明をしたりやり取りをしたりする。 ・自分たちで育てた夏野菜などに興味や関心を持ち、収穫することや食べることを楽しむ。				教師の援助	・一緒に活動している友達の言葉や動きに気付くように、教師が声を掛けていく。 ・好きな遊びの中でも縁日ごっこの続きをできるようにする。 ・夏野菜の収穫が盛んになるので、皆で食べたり調理したりする計画を立てる。	
	7月8日(月)	7月9日(火)	7月10日(水)	7月11日(木)	7月12日(金)		
ねらい	・グループの友達と一緒に、どんな縁日のお店を作るか相談して決める。	・ジャガイモの様子に関心を持ち、収穫の喜びを感じたり、様々な発見をしたりする。	・友達と考えを出し合って、縁日の開店に向けて必要なことをする。	・互いのお店に行き、そのやり取りの中から、縁日の開店をイメージして準備をする。	・友達と協力して、縁日ごっこを進め、やり取りを楽しむ。		
活動予定	8:50 登園する好きな遊びをする 10:50 「縁日ごっこ」の準備をする 11:20 片付け 12:40 昼食 13:20 小学校のプールで遊ぶ 14:10 降園	8:50 登園する好きな遊びをする 10:20 「縁日ごっこ」の準備をする 10:50 プール 11:40 片付け 12:00 昼食 13:00 ジャガイモの収穫 14:10 降園	8:50 登園する好きな遊びをする 10:50 「縁日ごっこ」の準備をする 11:30 片付け 11:50 降園	8:50 登園する好きな遊びをする 10:10 プール 11:30 片付け 12:00 昼食 13:50 片付け 14:10 降園	8:50 登園する好きな遊びをする 10:50 「縁日ごっこ」開店 年少・年中組を招待する 11:30 片付け 12:00 昼食 13:50 片付け 14:10 降園		
	7月15日(月)	7月16日(火)	7月17日(水)	7月18日(木)	7月19日(金)		
次週の流れ	好きな遊びをする 10:40 プール 11:50 昼食 キュウリを食べる 13:30 誕生会の準備	9:20 誕生会 10:30 プール 11:50 昼食 ジャガイモを食べる	好きな遊びをする	好きな遊びをする 13:30 ロッカーの整理	好きな遊びをする 10:30 大掃除 11:00 終業式		

5 日案

- (1) 日案とは、園指導計画の最小単位である。子どもが登園してから降園するまでを一日と考えた最も具体的、実践的な計画のことをいう。
- (2) 日案に必要な内容とその留意点

期 日	○年○月○日○曜
ね ら い	一日の活動に共通して達成できるねらいと、その日、特に重点をおきたい活動のねらいを記入する。 文章は子どもの立場で、具体的かつ明確に表現する。
時間（時刻）	登園から降園までの子どもの活動や生活の流れが分かるようにする。小学校のように毎日同じ時間で区切った時間割ではない。
子どもの活動	子どもは経験や活動することにより学ぶことから、ねらいを達成できる適切な活動を選択する必要がある。 子どもは趣味や関心をもつ活動でなければ活発に行わないので、常に心身の発達、生活経験に即した内容でなければならない。
教師の援助	子どもが遊びに取り組んだり、さらに遊びが発展したりできるようにするための働きかけや方法、また、その活動で何をねらっているかなどを具体的に教師の立場で表現する。
環境の構成	子どもの遊びは環境と深い関わりをもっている。その日のねらいを環境に具現できるように構成することが大切であり、例に示すように、文章で書いたり、図示したりするとよい。
反 省	指導の過程や成果について反省するもので、活動の選択、保育者等の関わり方、教材など適切であったか、子どもの育ちなどについて記し、翌日の日案作成や次の関わりに役立てるようにする。

形式については、内容をよりよく表現できることが最も重要であり、指導の形態にも関係するので、各園で度々検討及び修正することが必要である。



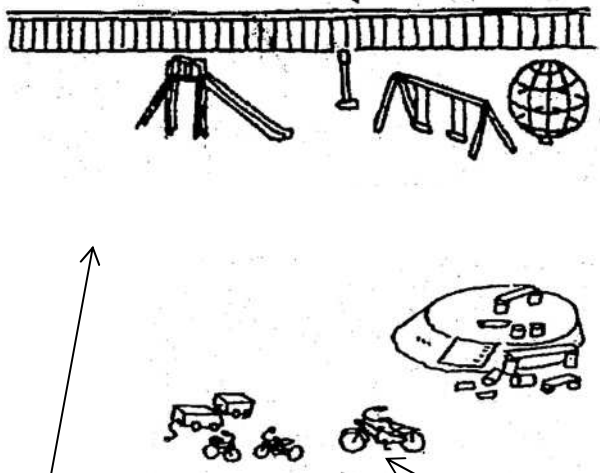
<指導計画と具体的な指導>

「幼稚園教育要領解説」P99から

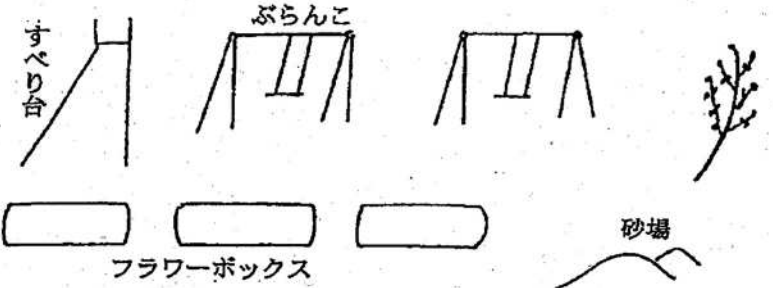
指導計画は、一人一人の幼児が幼児期にふさわしい生活を展開して必要な経験を得ていくように、あらかじめ考えた仮説であることに留意して指導を行うことが大切である。幼稚園教育の基本は環境を通して行うものであり、環境に幼児が関わって生まれる活動は一様ではない。ときには、教師の予想とは異なった展開も見られる。実際に指導を行う場合には、幼児の発想や活動の展開の仕方を大切にしながら、あらかじめ設定したねらいや内容を修正したり、それに向けて環境を再構成したり、必要な援助をしたりするなど、教師が適切に指導していく必要がある。

※「幼保連携型認定こども園教育・保育要領解説」P89 ③指導計画と具体的な指導 参照

◎ 日案例 その1 [3年保育 4歳児 6月ごろ] ※幼稚園の場合

6月〇日〇曜日 F組 (3年保育4歳児)			
ねらい	○好きな遊具や場所を見付けて、興味の合う友達と関わりながら遊びを楽しむ。		
時刻	幼児の活動(・)	環境の構成	教師の援助(※)
8:45	(1)登園 ・登園時の活動 ・家からの伝言	※登園時の活動がすむとすぐに広い庭に行きたい子、低鉄棒に興味のある子、保育室で仲間との関わりを楽しみにしている子など、興味が多様なので、子どもの活動の様子を見ながら、教師の位置や動きを考えていくようにする。	
	(2)戸外の活動を中心に 興味のある活動に関わって ・興味のあるものに関わって ・教師と一緒に ・友達とつながりを持って ・年長組と関わりながら	 固定遊具を楽しむ ※友達同士で遊び方の工夫をしたり、自分なりの動きに挑戦したりしているので危険のないように見守っていく。 年長組の遊びに刺激を受けて ※一緒にリズム遊びをする。 ※へび鬼やリレーなどルールのある遊びを見たり、入れてもらって一緒に遊んだりする。 ※年長組の中に自分から入っていけない子には、教師が誘ったり、年長組の子に声をかけさせたりして、仲間に入るきっかけをつくっていく。 二輪車 ※まだぎこちないが、乗れるようになることをめざして繰り返し試している子どものために、好きなときに乗れるように準備しておく。 三輪車と箱車 ※友達と一緒に群れて走る楽しさを味わったり、友達を乗せることを楽しんだりしているので、友達と共に使用できる広い場所を確保していく。	
10:50	(3)後片付け ※片付ける場を具体的に指示するとともに教師も一緒にやりながら片付け方を知らせるようにする。		
	(4)教師と一緒に絵本を見る		
11:30	(5)食事 (6)保育室や前庭で遊ぶ		
13:15	(7)降園		

◎ 日案例 その2 [2年保育 4歳児 6月ごろ] ※幼稚園の場合

6月〇日 〇曜	ねらい ☐ 同じ遊具や同じ場所で友達と関わりながら遊ぶ。 ☐ 砂の感触を楽しみ遊具の扱い方を知る。
環境の構成	
時刻	幼児の活動
9:00 9:20 10:00 11:30 12:00 13:00 13:30	☐ 登園 ・あいさつ、所持品の始末をする。 ・帽子をかぶって外に出る。 ・室内の遊具に取り組んでもよい。 ☐ 砂場へ入る。 ・腕まくりをして砂場へ入る。 ・小さく盛られた山を見て、そこからトンネルを作ったり、さらに山を高くしたりする。 ・水をくみ始める。 (ほとんどの幼児が砂場へ入る。) ・山を手で作り始める。 ・シャベルで掘る。 ・木製の電車をひきずって動かす。 ・一人で遊ぶ。 ・何人かで山作り、池作りをする。 ・お店屋さんごっこをする。 ☐ 後始末の方法を聞く。 ・自分の遊んだ遊具を後始末する。 ・ほかの遊具も後始末をする。 ・後始末した後を見る。 ・手洗い、足洗いをする。 ☐ 昼食 ・教師を中心にして食事の用意をする。 ・皆で食事をする。 ・食事の後始末をきちんとする。 ・食事の済んだあとは室内で好きなことを選んで活動する。 ☐ 降園の用意をする。 ・教師の話聞く。 ・砂場の遊びについて話をする。 ・連絡の印刷物をもらう。 ☐ 降園

活動	○ 好きな遊び（固定遊具その他）をする。 ○ 砂場でおもちゃを使って遊ぶ。 ○ 砂場の後始末をみんなでする。
教師の援助	反省・評価
・ 出欠の確認と幼児の様子を観察した後、「新しい遊具があるわ。楽しそう。先生、今日は砂場で遊ぼうっと。」と声をかけ外に出るように促す。 ・ 「腕まくりして用意して遊んでね。」と声をかける。 ・ 気温によっては上着を脱がせ、思う存分砂の中で遊べるようにする。 ・ 遊びが続くよう、声をかけたり、砂場に誘ったりしていく。 ・ 幼児が自分で見付けて興味をもつような場所を考えて、新しい道具や一輪車を出しておく。 ・ ほかの遊びに入った幼児もいるので、他の教師にも声をかけるとともに、そちらにも気を配り、機会があれば誘うようにする。 ・ 一人遊びの幼児には個人的に関わる。 ・ 特に教師が誘わなければ遊びに入れない〇〇には少し時間をかけても、安定して遊べるようにする。 ・ 砂を固めたケーキ屋さんごっこが始まったときには、教師は言葉かけをしてケーキ屋さんごっこが楽しくできるように仕向ける。 ・ 遊具の後始末の仕方は、幼児を一度集めて、ていねいに知らせる。 ・ 砂を落としてかごに入れる。 ・ 手を洗う順序をよく分かるように知らせる。 ・ 食事は友達と仲良く一緒に食べるように仕向ける。 ・ 食事の後は、できるだけ静かな遊びをするように話す。 ・ 降園の用意は自分で進めさせる。 ・ 砂場の遊びについて、遊びの盛り上がったところ、後始末の方法や結果についてよい点などを話す。	・ 晴天であったため、ほぼ予定どおりに活動が展開された。 ・ 前日の様子から、35人中23人が砂場に何らかの形で入っていたので、声をかけると、ためらわずに参加してきた。常に教師のそばから離れない□□、〇〇も少し離れて砂をいじる姿が見られた。 ・ 砂に湿り気があり、また、山を作っておいたので、活動は活発に進められた。遊具も十分にあったので、気が付いた幼児はどんどん持ってきて遊んでいた。 ・ 遊び方はほとんど並行的であるが、幾つかのグループでは、会話もかなり活発であった。一つの山に両方から手を入れて手がぶつかったので、きゃっきゃと喜ぶ場面があった。 ・ 〇〇は、あまりほかの幼児との接触を喜ばない。◇◇は、一人遊びではあるが、ほかの幼児の山を見たり、かなり関心を示している様子であった。 ・ 後始末は、徹底することができなかった。まだ教師が一人一人に声をかけて手を貸す状態である。 ・ 教師の声を聞いて集合できるようになったが、砂遊びに夢中になっていた5人は遅れた。 ・ 砂遊びは、明日もしたいという声が多い。楽しんだ様子がうかがえる。

6 子どもの理解に基づいた評価の実施

(1) 評価の実施

園において、乳幼児期にふさわしい教育及び保育を行う際に必要なことは、一人一人の子どもに対する理解を深めることである。毎日の保育の中では、それぞれの子どもの生活する姿から、今経験していることは何か、また、今必要な経験は何かを捉え、それに応じた援助をすることが大切である。

子どもは自分の心の動きを言葉で伝えるとは限らないため、教職員は身体全体で表現する子どもの思いや気持ちを丁寧に感じ取ろうとすることが大切である。

評価の実施に当たっては、指導の過程を振り返りながら、子どもがどのような姿を見せていたか、どのように変容しているか、そのような姿が生み出されてきた状況はどのようなものであったかといった点から子どもの理解を進め、子ども一人一人のよさや可能性、特徴的な姿や伸びつつあるものなどを把握するとともに、教職員の指導が適切であったかどうかを把握し、指導の改善に生かすようにすることが大切である。

(2) 評価の妥当性や信頼性の確保

園の教育・保育における評価の実施に当たっては、妥当性や信頼性が高められるよう創意工夫を行い、組織的かつ計画的な取組を推進することが必要である。

例えば、子ども一人一人のよさや可能性などを把握するために、日々の記録やエピソード、写真など子どもの評価の参考となる情報を生かしながら評価を行ったり、複数の教職員で、同じ子どものよさを捉えたりして、より多面的に子どもを捉える工夫をするとともに、評価に関する園内研修を通じて、園全体で組織的かつ計画的に取り組むことが大切である。

<観察記録の取り方>

ア エピソード記録法

子どもの一般行動について忠実に記録していく方法。特に行動とその場面との関連に注目して客観的に記録し、観察者の考察は別に記録する。ビデオ等を活用して振り返ることも可能である。

イ 時間見本抽出法

ある特定の時間帯だけの行動を記録する方法

時 間	行 動	場 面	考 察
9:00～10:00			
13:00～14:00			

ウ 場面分析法

対象者が限定された場面にあり、しかも行動の自由は十分にある状況のもとで、どのような反応を示すかを観察しようとする方法。紙芝居、映画、物語等を与えてこれに対する刺激を与えてこれに対する反応を見ようとする方法もある。

エ 逸話記録法

ある子どもの特性や顕著な行動を記録していく方法

オ 図示法

教室内の活動などの観察に際して行われるもので、子どもたちの座席表をもとにして各種の行動を図示していく方法

カ チェックリスト法

評価しようとする行動や性格の一覧を作っておいて、それに基づいてその行動の有無や頻度をチェックしていく方法

(3) 園における学校評価

「幼稚園における学校評価ガイドライン」における評価については資料参照（P67）

※参考「幼児理解に基づいた評価」文部科学省（平成31年3月）

第5章 幼稚園等の教育に関する事務

1 学級事務

学級事務を分類してみると主に次のようになる。

表簿に関する事務	幼稚園幼児指導要録 幼保連携型認定こども園園児指導要録 認定こども園こども要録 保育所児童保育要録 特別支援学校幼稚部幼児指導要録 出席簿 健康診断に関する表簿 等
調査報告に関する事務	月末出欠統計 発育測定結果の報告 諸表簿の集計 諸調査の報告 等
会計に関する事務	保育料 材料費 その他臨時の集金 等
備品に関する事務	学級文庫 運動用具 植物栽培用具 等
指導に関する事務	学級日誌 学級経営案 指導計画案 作品処理 教材研究等

- 学級事務処理は、正確、迅速、丁寧に行うように努力すること
- 学級事務は、すべて処理すべき時期に適切に処理すること
 - ・ 年間、学期、月、週計画を立てて処理すること
 - ・ 毎日一定の時間をとって処理すること
 - ・ 締切り期日は厳守すること
- 学級事務で、書類や記録作成をするときは、次のことに留意すること
 - ・ 正確な記入と見直しをすること
 - ・ 分かりやすい簡潔な記入をすること
 - ・ 提出するときは、控えを保存しておくこと
 - ・ 文字や数字を丁寧に書くこと
- 学級事務の帳簿、書類、文書等を整備して定位置に保管すること
 - ・ 事務の処理方法や帳簿、文書等の正しい形式を確認しておくこと
 - ・ 事務処理の必要備品、用具、物品、用紙等を整備しておくこと
- 学級事務の金銭の経理、提出、報告、保管等を確実にすること
- 学級事務処理について、常に工夫して改善に努めること
- 個人情報の管理については、十分配慮すること

2 諸表簿の記入と整理

園には、その教育が円滑に行われるように、種々の表簿を備えなければならない。子どもの保育だけが教育活動だと考えられがちであるが、教育活動をさらに充実させるために、諸表簿の整理や諸記録が大切である。これらは常に教育活動をよりよくするために活用されなければならない。

(1) 園に備えなければならない諸表簿（幼稚園の場合）

ア 学校教育法施行規則第28条によるもの

	備えなければならない諸表簿	保存期間
1	学校に係のある法令	5 年
2	学則 日課表 学校日誌 学校医執務記録簿 学校歯科医執務記録簿 学校薬剤師執務記録簿	5 年
3	職員名簿 履歴書 出勤簿並びに担任学級表	5 年
4	幼児指導要録、その写し及び抄本 出席簿 健康診断に関する表簿	学籍に関する記録のみ 20 年 5 年
5	資産原簿 出納簿及び経費の予算決算についての帳簿 図書機械器具、標本、模型等の教具の目録	5 年
6	往復文書処理簿	5 年

イ その他の規定によるもの

園沿革史 修了証書授与台帳 旧職員履歴書綴 辞令交付簿	永久保存
公文書綴	5 年 令規に関するものは 永久保存
諸願届等綴	5 年

ウ その他

- 園の経営に関するもの 幼稚園経営案綴
- 庶務に関するもの 職員給与関係綴 保育料関係綴
- 教育課程等に関するもの 指導計画、週日誌、職員会議録、保健日誌

(2) 整備と保管

ア 園日誌のように毎日記入するものは毎日管理者に提出して点検を受けるが、決められた時期に記入するもの、幼児指導要録、幼児健康診断表等は、定められた期日までに記入を終了するようにし、園長に提出する。

イ 表簿は常にその存在を明らかにしておき、利用後は直ちに所定の位置に保管する。

ウ 表簿の種類によっては、特に慎重な取扱を要するものがあるので十分注意する。
閲覧等の取扱いについては園長の許可を受ける。

エ 諸表簿を園外に持ち出すようなことは、してはならない。

オ 「非常持ち出し」を要する重要書類の保管場所、搬出方法等は把握しておく。

第6章 日常の指導の中で配慮すべきこと

1 安全教育と安全管理

(1) 幼児期における安全教育の目標

日常生活の場面で、危険な場所、危険な遊び方などが分かり、安全な生活に必要な習慣や態度を身に付けることができるようにする。

また、災害時などの行動の仕方については、教職員や保護者の指示に従い行動できるようにするとともに、危険な状態を発見したときには教職員や保護者など近くの人に伝えることができるようにする。

(2) 安全教育の各領域の内容

ア 生活安全に関する内容

(ア) 幼稚園、家庭、地域等生活の様々な場面における危険の理解と安全な行動の仕方

(イ) 誘拐や傷害などの犯罪に対する適切な行動の仕方など、園や地域社会での犯罪被害の防止 等

イ 交通安全に関する内容

(ア) 道路の歩行や道路横断時の危険の理解と安全な行動の仕方

(イ) 踏切での危険の理解と安全な行動の仕方

(ウ) 交通機関利用時の安全な行動 等

ウ 災害安全に関する内容

(ア) 火災発生時における危険の理解と安全な行動の仕方

(イ) 自然災害発生時における危険の理解と安全な行動の仕方 等

(3) 教育課程における安全教育

幼稚園教育要領（平成29年文部科学省告示第62号）の領域「健康」では、「健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活をつくり出す力を養う。」とし、ねらいとして「健康、安全な生活に必要な習慣や態度を身に付け、見通しをもって行動する。」ことが示されている。その内容としては、「危険な場所、危険な遊び方、災害時などの行動の仕方が分かり、安全に気を付けて行動する。」こと、内容の取扱いにおいては「安全に関する指導に当たっては、情緒の安定を図り、遊びを通して安全についての構えを身に付け、危険な場所や事物などが分かり、安全についての理解を深めるようにすること。また、交通安全の習慣を身に付けるようにするとともに、避難訓練などを通して、災害などの緊急時に適切な行動がとれるようにすること。」が挙げられている。

また、総則において、「幼稚園生活が幼児にとって安全なものとなるよう、教職員による協力体制の下、幼児の主体的な活動を大切にしつつ、園庭や園舎などの環境の配慮や指導の工夫を行うこと。」としている。

このように、幼稚園等における安全教育では、園生活全体を通して安全な生活習慣や態度の育成に重点が置かれ、教職員や保護者の支援を受けながら、自らが安全な生活を送ることができるようにすることを目指している。

(4) 幼稚園等における安全管理

幼稚園等における安全管理は、子どもの安全を確保するための環境を整えること、すなわち、事故の要因となる園舎・園庭環境や子どもの園生活における行動等の危険を早期に発見し、それらの危険を速やかに除去するとともに、万が一、事件・事故災害が発生した場合に、適切な応急手当や安全措置ができる体制を確立して、子どもの安全の確保を図るようにすることである。

このため、園舎・園庭環境の安全管理、園生活の安全管理、通園の安全管理、事件・事故災害発生時の危機管理などを、年間の計画に基づいて適切に行う必要がある。誘拐や傷害などの犯罪への対策など、幼稚園等や地域の状況に応じた子どもの安全確保の取組を継続的に行うことが不可欠である。

(5) 安全点検の種類と対象

安全点検の対象や内容は多岐にわたる。また、安全点検の対象である園環境は、常に同じ状態にあるわけではなく、季節あるいは時間、自然災害等により劇的に変化するものである。

そのため、安全点検を継続的かつ計画的に行わなければ、環境や行動における重大な危険は見過ごされる可能性がある。安全点検の確実な実施を促すために、実施方法について法的に定められている。

学校保健安全法施行規則（以下「規則」とする。）に基づく安全点検は、定期的、臨時的、日常的に、例えば次表のように行うこととされている。

なお、遊具等の安全点検は、教職員が協力しながら定期的に行う体制を整え、不備を発見した場合は直ちに適切な対処をすることが重要である。

	時期・方法等	対象	法的根拠等
定期の安全点検	毎学期1回以上 計画的に、また教職員全員が組織的に実施	子どもが使用する施設設備及び防火、防災、防犯に関する設備などについて	毎学期1回以上、児童生徒等が通常使用する施設及び設備の異常の有無について系統的行わなければならない（規則28条第1項）
	毎月1回 計画的に、また教職員全員が組織的に実施	子どもが多く使用されると思われる園庭、運動場、教室、特別教室、廊下、昇降口、ベランダ、階段、便所、手洗い場、給食室、屋上など	明確な規定はないが、各学校の実情に応じて、上記（規則28条第1項）に準じて行われる例が多い
臨時の安全点検	必要があるとき ・運動会などの行事の前後 ・暴風雨、地震、近隣での火災などの災害時 ・近隣で危害のおそれのある犯罪（侵入や放火など）の発生時 など	必要に応じて点検項目を設定	必要があるときは、臨時に、安全点検を行う（規則28条第2項）
安日全常点の検	毎保育日ごと	子どもが最も多く活動を行うと思われる箇所について	設備等について日常的な点検を行い、環境の安全の確保を図らなければならない（規則29条）

(6) 自然災害等発生に備えた安全管理

自然災害等発生に備えた安全管理としては、火災や地震、火山活動などの災害発生時の避難に関する事項及び地震等への備えに関する事項等が考えられる。例えば、学校の立地状況や地域の特性を確認していること、危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）の作成・点検をすること、「緊急地震速報」を受け取った際の対応、避難経路や防災施設等の周辺に障害物を置かないこと、避難器具の点検、設備や器具等の転倒・落下防止、発火しやすい薬品等の安全な保管、関係機関との連絡体制・連絡機能の確保、非常用物資の備蓄などについて十分検討し、取り組む必要がある。

さらに、学校が所在する市区町村の地域防災計画との密接な関連を図り、学校施設が地域の指定避難所に指定されている場合の対応等についても十分に協議・検討し、対策を講じておく必要がある。

一方、防災に関する施設や設備については、誤作動によるけがなど、日常の安全性の観点からの安全管理も必要である。防災扉、防火シャッターについては定期点検、取扱いの注意等を徹底する必要がある。

(7) 不審者侵入防止に関する安全管理

幼稚園等において子どもの生命や安全を守るとは、すべての教育活動においての基礎となり、また、その前提となる。このため、幼稚園等においては、保護者や警察等の関係機関、地域の関係団体等との連携を図り、子どもが、危害を加えるおそれのある不審者等の侵入による犯罪の被害者とならないよう十分な対策を講じる必要がある。具体的には、園や地域の実情等を考慮し、日常の安全確保、園舎周辺や地域における侵入のおそれのある不審者等の情報がある場合の安全確保、不審者等の侵入の防止、園舎内や園庭内に侵入した場合の安全確保及び緊急の対応等について、多様な観点から対策を検討し、実施する必要がある。

なお、不審者侵入防止に関する安全点検を実施する際には、これまで実施している施設・設備等の定期、臨時及び日常の安全点検と改善措置と併せて実施すると、効果的・効率的に実施できるものと考えられる。

(8) 安全上の配慮

幼児期は、発達の特性として、友達の行動の危険性は指摘できても、自分の行動の危険性を予測できないということもあるので、友達や周囲の人々の安全にも関心を向けながら、次第に子どもが自ら安全な行動をとることができるように、発達の実情に応じて指導を行う必要がある。子どもに安全な生活をさせようとするあまり、過保護になったり、禁止や叱責が多くなったりする傾向も見られるが、その結果、かえって子どもに危険を避ける能力が育たず、けがが多くなるということも言われている。

子どもが自分で状況に応じて機敏に体を動かし、危険を回避するようになるためには、日常の生活の中で十分に体を動かして遊ぶことを通して、その中で危険な場所、事物、状況などがわかったり、そのときにどうしたらよいかを体験を通して学びとっていったりしていくことが大切である。このように、遊びの中で十分に体を動かすことを通して安全についての理解を深めるためには、幼稚園等の園庭や園舎全体が子どもの遊びの動線や遊び方に配慮したものであることと指導の工夫を行うことが大切である。

(9) バス送迎における安全管理

バス送迎における子どもの安全確保のためには、送迎時の具体的な手順と役割分担を定めたマニュアル等を作成し、安全管理を徹底する体制をつくることが重要である。子どもの出席状況に関する情報については、保護者への速やかな確認及び職員間における情報共有を行い、登園時や散歩等の園外活動の前後等、場面の切り替わりにおける子どもの人数確認はダブルチェックの体制をとるなどして徹底する必要がある。また、送迎バスを運行する場合は、運転を担当する職員の他に子どもの対応ができる職員の同乗を求めることが望ましく、子どもの乗車時及び降車時に座席や人数の確認を実施し、その内容を職員間で共有すること等に留意しなければならない。各幼稚園等においては、「学校安全計画」「危機管理マニュアル」について、適宜見直しを行い、改定することが必要である。

＜参考資料＞

幼稚園教育要領解説 文部科学省（平成 30 年）

「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育 文部科学省（平成 31 年）

2 人権教育

(1) 基本理念

「人権とは何か」と聞かれると、多くの人は、人権問題を一部の人々に対する「差別の問題」として捉え、自分には関係がないと考えがちである。しかし、人権は、人間誰もが生まれながらにしてもっている基本的な権利であり、誰もが自分らしく幸せに生きる権利とも言える。「着ること」、「食べること」、「住むこと」が満たされ、健康であること、生命や身体が守られること、自由に発言できることなど、全ての人の日常生活に関わるものとして捉える必要がある。

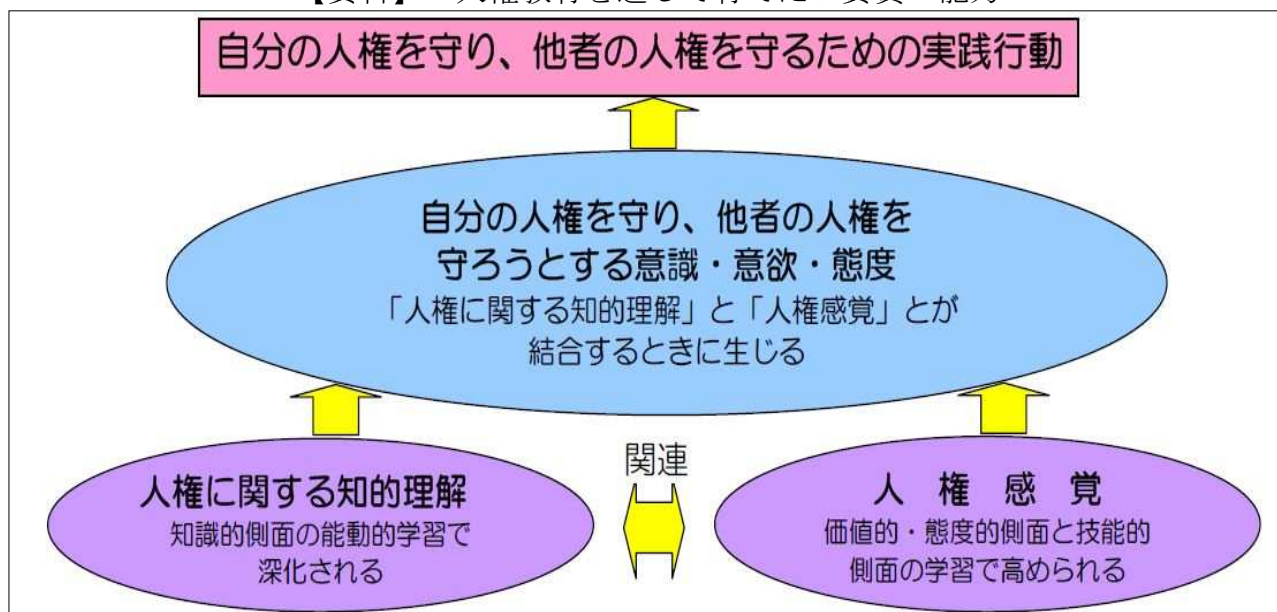
(2) 人権教育について

ア 人権教育とは

「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」では、人権教育とは、「人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動（第2条）」と示されている。さらに、「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」では、「人権に関する知的理解と人権感覚の涵養を基盤として、意識、態度、実践的な行動力など様々な資質や能力を育成し、発展させることを目指す総合的な教育である」と示されている。

イ 人権教育を通じて育てたい資質・能力

【資料】 人権教育を通じて育てたい資質・能力



【知識的側面】

- 人権に関する知的理解に深く関わるものであり、自他の人権を尊重したり人権問題を解決したりする上で具体的に役立つ知識でもなければならない。

【価値的・態度的側面】

- 技能的側面の資質・能力と同様に、人権感覚に深く関わるものであり、人権教育が育成を目指す価値や態度には、人間の尊厳の尊重、自他の人権の尊重、多様性に対する肯定的評価、責任感、正義や自由の実現のために活動しようとする意

欲などが含まれる。人権に関する知識や人権擁護に必要な諸技能を人権実現のための実践行動に結び付けるためには、このような価値や態度の育成が不可欠である。また、こうした価値や態度が育成されるとき、人権感覚が目覚めさせられ、高められることにつながる。

【技能的側面】

- 価値的・態度的側面の資質・能力と同様に、人権感覚に深く関わるものであり、人権に関わる事柄を認知的に捉えるだけではなく、その内容を直感的に感受し、共感的に受けとめ、それを内面化することが求められる。そのような受容や内面化のためには、様々な技能の助けが必要である。

【人権教育の成立基盤となる教育・学習環境】

- 人権教育が効果を上げうるためには、まず、その教育・学習の場自体において、人権尊重が徹底し、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。
- 人権教育は、教育を受けること自体が基本的人権であるという大原則の上に成り立つものであることも再認識しておきたい。

ウ 就学前教育における取組の方向

認定こども園・幼稚園・保育所等は、人やもの、自然とのふれあいや様々な遊びを通して、物事に対する興味や関心を養うとともに、基本的な生活習慣や自立心を身に付けるなど、生涯にわたる人格形成の基礎を培う上で極めて重要な役割を担っています。このため、全ての認定こども園・幼稚園・保育所等において、豊かな情操や思いやり、生命を大切にする心や人権を大切にする心を育てる就学前教育に努めます。特に、乳幼児期には、その発達過程に即したきめ細かな対応が求められるため、全ての職員が一人一人のこどもの健全な成長発達を支援することができるよう、家庭や地域と緊密な連携を図ります。また、職員の言動がこどもに与える影響は大きいことから、こどもに対して適切な指導・援助がなされるよう、職員自身の豊かな人間性や専門性の確立等を目指し、研修の一層の充実を図ります。

〈熊本県人権教育・啓発基本計画から〉

(ア) 推進体制の機能強化と研修の充実

「人権尊重の精神に立った園づくり」に向け、園長がリーダーシップを発揮し、推進体制の機能を強化することが大切である。また、教職員一人一人が人権の意義や内容・重要性を理解するとともに、部落差別(同和問題)をはじめとする様々な人権問題についての基本的認識を深め、実践的な指導力を高めるよう、計画的に研修を行う必要がある。

(イ) 全ての教育・保育活動を通した実践

言語環境を含む学習環境の整備に努め、年間指導計画に従い、「健康」「人間関係」「環境」「言葉」「表現」の各領域における教育・保育活動をはじめ、生活の全体を通して人権教育を推進することが重要である。

(ウ) 発達段階に即した人権教育の指導方法

幼児期は、自他の認識や自意識は明確ではないが、他者の存在に気付く時期であり、遊びを中心にして友達との関わり合いの中で、社会性の原型ともいえるものを獲得していく。また、相手との情緒的な絆によって自分の存在に安心感をもつ傾向が認められる。子どもは、特定の友達の存在を拠り所にして人との関わりを広げていく。さらに、表情から他者の情緒を理解し、生活の繰り返しの中で、物や出来事に関連させて友達を認知するため、表面的な理解に止まる傾向がある。子どもにとっては、生活の場自体が学びの場であり、人権感覚の芽生えの場でもある。

こうした幼児期の特徴を踏まえて、遊びを中心とする生活の場で、自分を大切にする感情とともに、他の人のことも思いやれるような社会的共感能力の基礎を育むという視点が必要である。

(エ) 家庭・地域、関係機関等との連携・協力及び校種間の連携

人権教育の取組は、家庭、地域、関係諸機関の人々をはじめ、多くの人々に支えられてこそ、その効果を十全に発揮できる。家庭・地域や関係機関等との連携を進めるに当たっては、人権教育を推進するための明確なメッセージを積極的に伝えるとともに、多くの人々の参加を可能とする方法を工夫し、家庭・地域、関係諸機関が、それぞれの特色を十分に発揮できるよう留意することが必要である。

さらに、認定こども園・幼稚園・保育所等、小、中、義務教育学校、高等学校、特別支援学校等、校種間の連携を進め、系統的・継続的な人権教育の実践に努めることが望まれる。

(オ) 保護者への啓発

人権教育の推進に当たっては、園等における取組を肯定的に受容するような家庭や地域の基盤づくりが大切である。そのために、園だよりや参観日等を利用し、様々な人権問題や人権教育について保護者の理解と協力を得ることが重要である。

3 特別支援教育

(1) 特別支援教育とは

障がい※¹のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、そのもてる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである。

また、知的な発達に遅れのない学習障がい（LD）※²・注意欠陥多動性障がい（ADHD）※³・自閉症スペクトラム障がい（ASD）※⁴等も含めて、教育上特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍するすべての学校において実施されるものである。

さらに、特別支援教育は、障がいのある幼児児童生徒への教育にとどまらず、障がいの有無やその他の個々の違いを認識しつつ様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会の形成の基礎となるものであり、我が国の現在及び将来の社会にとって重要な意味をもっている。

(2) 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進

現在、「障害者の権利に関する条約」や「改正障害者基本法」等の趣旨を踏まえ、我が国の教育は、共生社会の形成に向けて、インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進が求められている。平成24年7月報告「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」（以下、「報告」という。）では、今後の特別支援教育の推進についての基本的な考え方について述べている。

「インクルーシブ教育システム」とは、人間の多様性（個性など一人一人の違い）の尊重等の強化、障がい者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶ仕組みであることが「障害者の権利に関する条約」に示されている。

報告では、共に学ぶことについて「基本的な方向性としては、障害のある子どもと障害のない子どもが、できるだけ同じ場で共に学ぶことを目指すべきである」とされ、「その場合には、それぞれの子どもが、授業内容が分かり学習活動に参加している実感・達成感を持ちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身に付けていけるかどうか、これが最も本質的な視点」と述べている。

障がいの状態や本人・保護者の意見等が最大限に尊重され、最も適切な学びの場が検討されることと、一人一人のニーズに応じた適切な教育により、生きる力を身に付

※1 「障害」の表記については、法令及び文献等により引用したもの等以外は、「障がい」と表記している。

※2 LD（学習障がい）とは、知的発達の遅れは見られないが、特定の能力に著しい困難を示すもの。

※3 ADHD（注意欠陥多動性障がい）とは、発達段階に不釣り合いな注意力や衝動性、多動性を特徴とする行動の障がい。

※4 ASD（自閉症スペクトラム障がい）とは、3歳くらいまでに現れ、①他人との社会的関係の形成の困難さ ②言葉の発達の遅れ ③興味や関心が狭く、特定のものにこだわることを特徴とする発達の障がい。

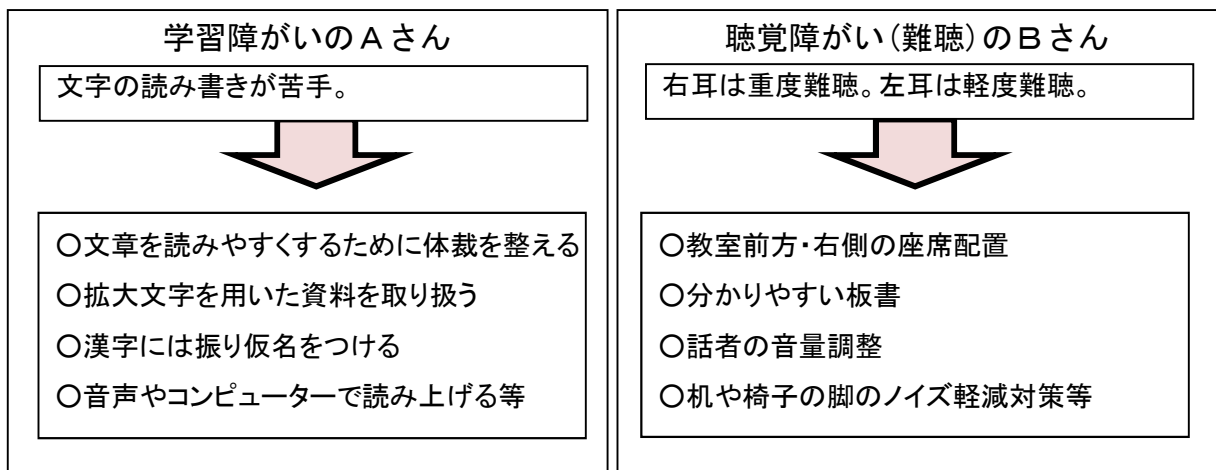
けられることがインクルーシブ教育システム構築を図る上で重要である。

(3) 合理的配慮

合理的配慮とは、「障害のある子どもが他の子どもと平等に『教育を受ける権利』を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障害のある子どもに対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるもの」である。合理的配慮は、一人一人の障がいの状態や教育的ニーズ等に応じて決定されるものであり、設置者・学校と本人・保護者により、発達段階を考慮しつつ、合理的配慮の観点を踏まえ、可能な限り合意形成を図った上で決定し提供されることが望ましい。ただし、合理的配慮は、学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないものと定義されている。合理的配慮の提供の際は、現在必要とされている合理的配慮は何か、何を優先して提供する必要があるか、などについて、共通理解を図る必要がある。

なお、平成 28 年 4 月施行の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」では、合理的配慮の不提供及び不当な差別的取扱いの禁止について述べている。

合理的配慮の例



(4) 就学先を決定する仕組みの改善

平成 25 年学校教育法施行令の一部改正により、「就学基準（第 22 条の 3 該当の有無）に該当する障害のある子どもは特別支援学校に原則就学する。」という従来の就学先決定の仕組みを改め、障がいの状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、教育学、医学、心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定する仕組みに改められた。市町村教育委員会に義務づけられている保護者及び教育学、医学、心理学等の専門家からの意見聴取は、就学時のみならず転学時等にも行うよう、その機会の拡大が求められている。

就学先の決定に当たっては、本人・保護者の意見を最大限尊重し、教育的ニーズと必要な支援について合意形成を行うことを原則とした上で、市町村教育委員会が最終決定する。その際は、その子どもが十分な教育が受けられる環境が確保されていることが最も重要で、受け入れ体制が不十分のまま就学が決定されることがあっては

ならない。

また、保護者の意思決定においては、障がい名や診断名だけで特別支援学級を希望している例があるなど誤った事例も少なくない。障がいのある子どもの教育に当たっては、その障がいの状態等に応じて、可能性を最大限に発揮させ、将来の自立や社会参加のために必要な力を培うという視点に立って、一人一人の教育的ニーズに応じた指導を行うことが必要である。そのためには、市町村教育委員会担当窓口や特別支援学校の巡回相談等を活用するなど就学に関する正確な情報を収集し、保護者へ正確な情報を提供することが重要となる。

さらに、幼稚園等から小学校へ就学する場合と特別支援学校へ就学する場合とでは、学びの環境や教育課程が大きく異なる。前述のとおり本人・保護者に十分な情報を提供する立場にあることを理解しておくことが必要である。

(5) 早期からの一貫した教育支援

早期からの一貫した教育支援のためには、乳児期を含め早期からの教育相談・支援、就学相談・支援が受けられる体制を整えることが必要である。教育相談や就学相談では、本人・保護者に十分な情報を提供するとともに、幼稚園等において、保護者を含め関係者が教育的ニーズと必要な支援について共通理解を深めることにより、保護者の障がい受容につなげ、その後の円滑な支援にもつなげていくことが重要である。

さらに、例えば、幼稚園等と小学校との間で連携・情報交換、個別の教育支援計画等の引継ぎを行う等、「可能な限り、早期から成人に至るまでの一貫した指導・支援ができるように、子どもの成長の記録や指導内容に関する情報を、その扱いに留意しつつ、必要に応じて関係機関が共有し、活用すること」が必要である。

同計画の引継ぎについては、保護者に個別の教育支援計画を作成することの共通理解を得ていない、引き継ぐことに対する保護者の了解が得られない等の理由で十分に行われているとは言えない状況にある。そのため、全ての教職員が個別の教育支援計画に対する理解を一層深めるとともに、関係機関が連携して就学前から卒業後まで、計画的、組織的に切れ目ない支援を行うためのツールとして活用することが大切である。なお、詳しくは県教育委員会ホームページに掲載されている「個別の教育支援計画の作成・活用・引継ぎに係るQ&A」を参照いただきたい。

ホームページURL

<https://www.pref.kumamoto.jp/site/kyouiku/74466.html>



(6) 交流及び共同学習の充実

現行の「幼稚園教育要領解説」には、「障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習の機会を設け、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むよう努めることが大切である。幼児が障害のある幼児と活動を共にすることは、幼児が将来、障害者に対する正しい理解と認識を深めるばかりでなく、仲間として気持ちが通じ合うことを実感するなど、視野を広げる上で有意義な機会となることが期待される。このような活動が、それぞれの幼児にとって意義のある体験となるためには、例えば、連絡会を設け、幼稚園と幼稚園の教師が互いの情報や意見を十分に交換するな

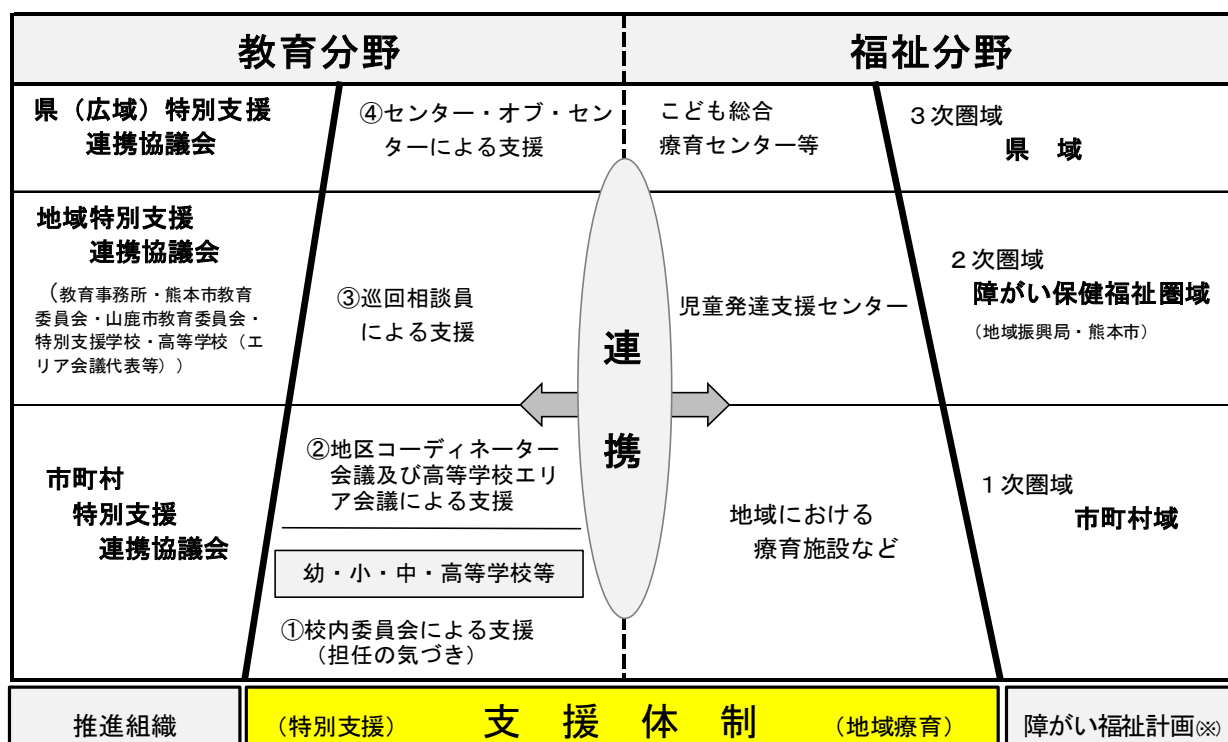
ど、相互の連携を図りながら、組織的に計画的・継続的な活動に取り組むことが重要である。」と述べられている。よって、幼稚園等においても、交流及び共同学習を積極的に進めることが必要である。

(7) 段階的支援体制について

段階的な支援体制とは本県独自の支援体制で、支援が困難な事例ほど下図のとおり校内委員会からセンター・オブ・センターによる支援まで、専門性のある支援者から支援が受けられるようにする体制のことである。

さらに、「熊本県障がい福祉計画」と同じ区域設定にすることで、関係機関との連携を通じた適切な支援が行えるようにしている。

なお、県、地域及び市町村の各特別支援連携協議会には、福祉、労働等の関係機関も加わり、連携した支援が行われている。



※熊本県障がい福祉計画



<障害のある幼児などへの指導>

「幼稚園教育要領解説」 P117 から

障害のある幼児などの指導に当たっては、集団の中で生活することを通して全体的な発達を促していくことに配慮し、特別支援学校などの助言又は援助を活用しつつ、個々の幼児の障害の状態などに応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うものとする。また、家庭、地域及び医療や福祉、保健等の業務を行う関係機関との連携を図り、長期的な視点で幼児への教育的支援を行うために、個別の教育支援計画を作成し活用することに努めるとともに、個々の幼児の実態を的確に把握し、個別の指導計画を作成し活用することに努めるものとする。

※「幼保連携型認定こども園教育・保育要領解説」 P275 6 障害のある園児の教育及び保育

「保育所保育指針解説」 P48 3 保育の計画及び評価 (2) 指導計画の作成 キ

参照

4 預かり保育(一時預かり)と子育ての支援活動

(1) 預かり保育(一時預かり)

幼稚園の教育課程に係る教育時間外の教育活動は一般的に「預かり保育」と呼ばれるもので、通常教育時間の前後や長期休業期間中などに、地域の実態や保護者の要請に応じて、幼稚園が、当該幼稚園の子どものうち希望者を対象に行う教育活動である。

平成27年4月から開始された「子ども・子育て支援新制度」では、「預かり保育」を「一時預かり」とした。そのため、認定こども園及び一部の幼稚園で実施する場合は、「一時預かり」となる。

この活動に当たっては、子どもの心身の負担が少なく、無理なく過ごせるように1日の流れや環境を工夫することが大切である。また、担任と担当者とは、子どもの健康状態についてお互いに引き継ぎしたり、教育内容を一緒に編成したりするなど、緊密な連携を図る必要がある。さらに、「預かり保育(一時預かり)」が、家庭の教育力を損なうものであってはならないので、保護者との情報交換を密にするとともに、家庭における教育の重要性を保護者に十分理解してもらう必要がある。

(2) 子育ての支援活動

幼稚園は、子どもの家庭や地域での生活を含め、生活全体を豊かにし、健やかな成長を確保していくためには、幼稚園が家庭や地域社会との連携を深め、地域の実態や保護者及び地域の人々の要請などを踏まえ、幼稚園が地域における幼児期の教育センターとしてその施設や機能を開放し、積極的に子育てを支援していく必要がある。このような子育ての支援の観点から、幼稚園には、多様な役割を果たすことが期待されている。



<子育ての支援>

「幼稚園教育要領解説」P268 から

～幼稚園に期待される役割の例～

- 地域の子供の成長、発達を促進する場としての役割
- 遊びを伝え、広げる場としての役割
- 保護者が子育ての喜びを共感する場としての役割
- 子育ての本来の在り方を啓発する場としての役割
- 子育ての悩みや経験を交流する場としての役割
- 地域の子育てネットワークづくりをする場としての役割

～子育て支援活動の具体例～

- 子育て相談の実施
- 子育てに関する情報の提供
- 親子登園などの未就園児の保育活動
- 絵本クラブなどの保護者同士の交流の機会の企画
- 園庭・園舎の開放
- 子育て公開講座の開催
- 高齢者、ボランティア団体、子育てサークルなどとの交流

※「幼保連携型認定こども園教育・保育要領解説」P348～371 参照

5 園外保育

園外保育は、友達や教職員と一緒に、季節による自然や生活の変化を感じたり、園では味わうことのできない様々な体験をしたりすることを楽しむ機会である。その中で、発見や感動などを友達や教職員と共有し合い、みんなで楽しいひとときを過ごすことに喜びを感じることができる。そして、そこで経験したことを園での生活や遊びに生かし、園での生活や遊びをより深めていくことにもつながる。

また、交通安全のルールや公共のマナーを知り、自分で考えながら行動しようとする態度を育てる機会にもなる。

(1) 園外保育のねらい

- ア 自然の中で、活動し、いろいろなものに触れる。
- イ 教職員や友達と楽しい時を過ごし、親しみをもつ。
- ウ 集団行動の仕方や、公共施設の使い方を身に付ける。
- エ 四季折々の地域や家庭の伝統的な行事に触れる。

(2) 留意点

- ア 子どもの年齢や発達段階に即した計画を立てること。
- イ 目的を考えて場所や実施の方法を選ぶこと。
- ウ 事前の準備を忘れないこと。
- エ 事故防止に注意すること。
- オ 保護者が同伴する場合は、役割等、十分な打ち合わせをすること。

(3) 注意事項

- ア 安全を第一に考える。(目的地までの距離・経路はどうか)
- イ 目的地の下見をしておく。
 - ・危険物、危険場所の有無
 - ・指導事項とその場所
 - ・休憩場所
 - ・遊ぶ場所
 - ・便所と手洗いの位置と個数
 - ・昼食場所
- ウ 家庭への連絡
 - ・目的、目的地、日程、用意するもの等
- エ 持って行くもの
 - ・救急薬品、横断旗、着替え(下着等)、笛、ビニル袋等

6 子どものサインをとらえる

(1) 子どものサインを感じ取ることができる教職員に

幼児期は、自分の存在が周囲の大人に認められ、守られているという安心感から生じる安定した情緒が支えとなって、次第に自分の世界を拡大し、自立した生活へと向かっていく。

子どもの行動を見守りながら、適切な援助を行うためには、教職員と一人一人の子どもとの間に信頼関係をつくり出し、同時に、子どもの言動や表情から、その子どもが今何を感じているのか、何を実現したいと思っているのかを受け止め、子どもが試行錯誤しながら自分の力で課題を乗り越えられるようにしていくことが必要である。様々な活動を思い思いに展開しながら、子どもは絶えず教職員にいろいろなサインを送り、メッセージを発している。教職員がその思いを受け止めることが大切である。

教職員は次の点に配慮することが大切である。

第一は、子どもの行動に温かい関心を寄せることである。子どものありのままの姿を大人がもっている判断の基準にとらわれることなく、そのまま受け止め、期待をもって見守ることである。

このような肯定的な教職員のまなざしから、子どもは自分が教職員に見守られ、受け入れられていると感じ取っていく。しかし、「待つ」とか「見守る」ということは、子どものすることをそのまま放置して何もしないことではない。子どもが他者を必要とするときに、それに応じる姿勢を教職員は常にもつことが大切である。

第二は、心の働きに応答することである。子どもが多様な感情を体験し、試行錯誤しながら自分の力でやることの充実感や満足感を味わうことができるようにするには、その心の動きに対して柔軟な応じ方をすることが重要である。子どもの心の動きに沿った教職員の応答は、子どもと生活を共にしながら心の動きを感じ取ろうとする過程の中で生まれてくる。

第三は、共に考えることである。それは、言葉だけで意見や知恵を出し合うことではない。相手の立場に立って、相手の調子に合わせて考えようとする姿勢が必要となる。

相手と同じことをやってみることやそばに寄ったり、手をつないだりすることなどによって、体の動かし方や視線といった言葉にならないサインを感じ取っていくことが大切であり、結果よりも、むしろ、子どもと一緒に過ごし、その心に寄り添いながらその子どもらしい考え方や思いを大切にすることが重要である。

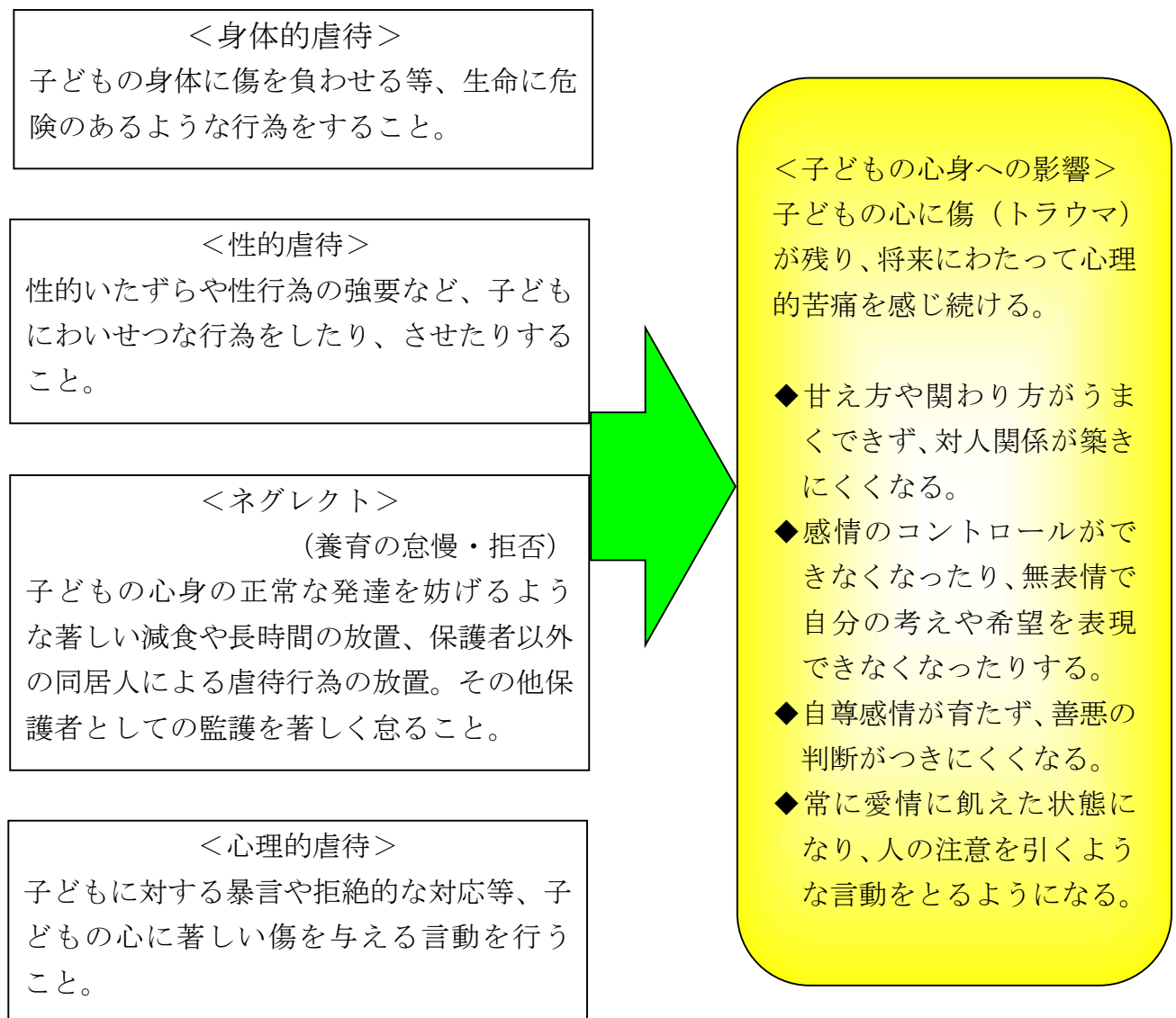
(2) 虐待の早期発見とその対応

子どもへの虐待は最悪の場合、生命を奪うような取り返しのつかない事態に至ることがある。また、虐待を受けた子どもの将来に及ぼす影響は、計り知れないものがあると言われている。虐待を受けている子どもたちは、一般的にその事実を周囲の人に話せないことが多く、また、あまりにも日常的で、自分の受けている行為が虐待であるという認識すらもっていない場合もある。

一日のうちに長い時間を子どもと一緒に過ごす私たち教職員は、虐待の兆候をいち早くつかみ、子どもたちを虐待から守るとともに、健全な成長を支援する大きな責務が課せられている。

ア 子どもの虐待とは

「児童虐待の防止等に関する法律」第2条において、保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するもの）がその監護する児童（18歳に満たない者）について行う以下の4つの行為を「児童虐待」と定めている。



虐待を見逃さないポイント

ポイント 1

虐待は、家庭という密室で行われることが多いため、実際にその現場を第三者が目にすることは極めて稀である。また、虐待は様々な形で隠される。子どもの体や心の様子に変だなと感じたら、「虐待かもしれない。」という視点をもつことが必要である。

ポイント 2

監護の怠慢や不適切な養育は、虐待と判断しにくい場合がある。虐待か否かの判断は、すべて子どもの立場に立ってなされなければならない。子どもにとって有害なら、それは「虐待」である。そういった視点で、子どもが意図的又は、無意識に出している何らかのサインを察知することが大切である。

ポイント 3

「不自然さ」を見逃さない。「不自然さ」こそ、最も重要なサインである。

＜不自然な傷＞

遊んでいてケガをしないような所にある傷や、ちょっとした事故ではあり得ないような火傷等があったり、頻繁に傷ができたりする場合は注意が必要である。

＜不自然な表情＞

無表情であったり、変に大人の機嫌を取るような表情、脅えるような表情、落ち着きなくキョロキョロして周囲をうかがうような表情をすることである。

＜不自然な説明＞

虐待している大人にも、虐待を受けている子どもにも見られる。

子どもの傷の原因について聞いても、傷の状況からあり得ない説明をしたり、話がころころ変わったりする。子どもの方も、うち明けたい気持ちと、うち明けることの不安が入り交じり、不自然な説明が多くなる。

＜不自然な行動・関係＞

親が現れると急にそわそわしたり、初めての人にも馴れ馴れしくしたり、年齢にそぐわない言動を見せたりすることがある。また、虐待している大人も、子どものことを心配していると言いながら平気で子どもを一人にして遊びに行ってしまうなど不自然な行動が見られることがある。

【留意事項】

- ※ 認定こども園・幼稚園・保育所・小中学校等の関係者は、子どもの虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、子どもの虐待の早期発見に努めるとともに、子どもへの虐待（疑いを含む）を発見した者は、速やかに市町村・福祉事務所又は、児童相談所に通告する義務がある。（児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律）
- ※ 担任や園だけで抱え込まず、虐待の疑いがある時点で市町村や児童相談所と連携して、組織的に対応すること。

7 事故に備える

今まで元気だった子どもが突然様々な症状を訴えてくることがある。事故を未然に防ぐため、常に園内に潜在する危険の発見に努めることが必要である。事故が起きた時に迅速で適切な対応ができるように、普段から心肺蘇生法等の救急法を学び、急病やけがの応急手当を習得しておく必要がある。症状によっては、速やかに保護者に連絡をし、医師の診察を受けさせることが大切である。

(1) 子どもに起こりやすい急病やけがなどの応急手当

※ 体温、脈拍、呼吸、出血、意識状態を観察する。

ア 発熱

安静にし、冷たいタオルなどで熱を下げ、保護者に連絡を取り、迎えを依頼する。

イ 腹痛・吐き気

安静にし、ベルトやボタンなど、体を締め付けているものをゆるめ、楽な姿勢で寝かせる。吐き気がある場合は、嘔吐物を詰まらせないように顔を横に向け寝かせる。(回復体位)

ウ 感染症の疑い

直ちに他の子どもと別室にして、速やかに保護者に連絡を取り、迎えを依頼する。

エ 擦過傷

汚れをきれいな水で洗い流す。傷がひどい場合には、医師の治療を受けさせる。

オ 切傷

汚れをきれいな水で洗い流し、清潔なガーゼなどでおさえ、出血を止める。受傷部位を胸より高くあげると、出血や腫れが少ない。出血がひどい場合には、速やかに医師の治療を受けさせる。

カ 打撲

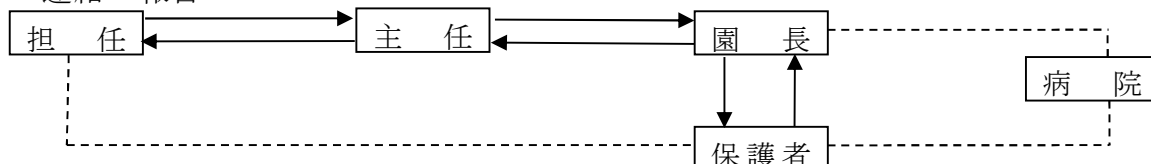
受傷部位を冷やして安静にする。傷がある場合は切傷と同じ手当を行う。

キ 鼻出血

いすに腰掛けさせるなどして、少し下を向けさせ、鼻をつまみ圧迫止血し、鼻の付け根を冷やす。口で呼吸をさせ、口に血液が入ったら吐き出させる。

(2) 緊急時の対応

ア 連絡・報告



イ 次の場合はその場から動かさずに、できる範囲の応急手当を行いながら救急車を要請する。

(ア) 頭を強く打った。

(イ) 意識がない。

(ウ) 骨折している（おそれがある）。

(エ) 出血がひどい。

(オ) やけどの範囲が広い。

ウ 独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度に加入している場合は、園の管理下で負傷し、医療保険に基づく診療行為を受けたときは、給付金の給付対象となる。(給付の条件等：独立行政法人日本スポーツ振興センター法参照)

<参考資料>

○「学校事故対応に関する指針【改訂版】」 文部科学省（令和6年3月）

○教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン
内閣府・文部科学省・厚生労働省（平成28年3月）

○「学校の危機管理マニュアル作成の手引き」 文部科学省（平成30年2月）

第7章 認定こども園・幼稚園・保育所等、小学校、中学校の連携

1 連携の重要性

幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う普遍的かつ重要な役割を担っている。認定こども園・幼稚園・保育所等では就学前という世界にとどまらず、子どもが小学校入学に向かい期待感をもち自信と積極性をもって、生活できるような教育・保育を展開するとともに、小学校以降の生活や学習の基礎を培うことが大切である。

それは、小学校教育を先取りすることではない。認定こども園・幼稚園・保育所等がこの時期にふさわしい教育・保育を行い、「『生きる力』の基礎」を身に付けさせることが、何事にも自信をもって主体的に取り組む子どもを育み、小学校への接続を確かなものにするのである。

(1) 連携の推進のために

連携を推進するためには、認定こども園・幼稚園・保育所等の教育・保育と小・中学校教育の相互理解を進めることや、子どもの育ちの連続性を図る条件整備が必要である。

熊本県では、特に就学前から系統的に、基本的な生活習慣の育成を土台として、幼・保等、小・中が連携し、地域社会と一体になって「地域の子どもは地域で育てる」取組を推進している。

<連携から接続へと発展する過程のおおまかな目安>

(「幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続の在り方について(報告)」平成22年11月 幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続の在り方に関する調査研究協力者会議)

ステップ0	連携の予定・計画がまだ無い。
ステップ1	連携・接続に着手したいが、まだ検討中である。
ステップ2	年数回の授業、行事、研究会などの交流があるが、接続を見通した教育課程の編成・実施は行われていない。
ステップ3	授業、行事、研究会などの交流が充実し、接続を見通した教育課程の編成・実施が行われている。
ステップ4	接続を見通して編成・実施された教育課程について、実施結果を踏まえ、更によりよいものとなるよう検討が行われている。

2 認定こども園・幼稚園・保育所等の連携

認定こども園・幼稚園・保育所等は、それぞれ異なる目的や機能をもっている。しかし、ともに就学前の子どもたちを対象にし、よりよい成長・発達をめざしていることは重なり合っている。

また、平成 29 年 3 月に告示された、幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、保育所保育指針において、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」が共通に示された。〔参照 p 63〕この認識の下、地域においては、認定こども園、幼稚園、保育所等の枠を超えて「地域の子ども」を育むという視点で就学前教育を推進することが必要である。

<就学前の子どもたちを対象とした教育・保育の場>

認定こども園 教育と保育を一体的に行う施設

0～5 歳

幼保連携型

認定こども園

【学校かつ児童福祉施設】

幼稚園型

認定こども園

【学校】

(幼稚園+保育所機能)

保育所型

認定こども園

【児童福祉施設】

(保育所+幼稚園機能)

地方裁量型

認定こども園

(保育所機能+幼稚園機能)

幼稚園

小学校以降の教育の基盤をつくるための幼児期の教育を行う学校

3～5 歳

保育所

就労などのため家庭で保育できない保護者に代わって保育する施設

0～5 歳

地域型保育

少人数の単位で、0～2 歳の子どもを保育する事業

0～2 歳

家庭的保育 (保育ママ)

小規模保育

事業所内保育

居宅訪問型保育

参考：なるほど BOOK すくすくジャパン
(内閣府・文部科学省・厚生労働省資料)

3 幼児期の教育と小学校以降の教育の円滑な接続について

子どもの発達や学びの連続性を保障するため、幼児期の教育（認定こども園・幼稚園・保育所等における教育）と小学校以降の教育が円滑に接続し、体系的な教育が組織的に行われることは極めて重要である。

このため、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、幼稚園教育要領、保育所保育指針、小学校学習指導要領においては、以下のように、幼小接続に関して相互に留意する旨が規定されている。

幼保連携型認定こども園教育・保育要領 第1章総則 第2 1（5）

幼稚園教育要領 第1章総則 第3 5（2）

保育所保育指針 第2章保育の内容 4（2）

幼保連携型認定こども園の教育及び保育において育まれた資質・能力（※幼稚園教育要領では「幼稚園教育において育まれた資質・能力」、保育所保育指針では、「保育所保育において育まれた資質・能力」）を踏まえ、小学校教育が円滑に行われるよう、小学校の教師との意見交換や合同の研究の機会などを設け、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を共有するなど連携を図り、幼保連携型認定こども園における教育及び保育（※幼稚園教育要領では「幼稚園教育」、保育所保育指針では、「保育所保育」）と小学校教育との円滑な接続を図るよう努めるものとする。

※「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」については、資料P63 参照

小学校学習指導要領

第1章 総則

第2 教育課程の編成

4 学校段階等間の接続

教育課程の編成に当たっては、次の事項に配慮しながら、学校段階等間の接続を図るものとする。

- (1) 幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を踏まえた指導を工夫することにより、幼稚園教育要領等（※）に基づく幼児期の教育を通して育まれた資質・能力を踏まえて教育活動を実施し、児童が主体的に自己を発揮しながら学びに向かうことが可能となるようにすること。

また、低学年における教育全体において、例えば生活科において育成する自立し生活を豊かにしていくための資質・能力が、他教科等の学習においても生かされるようにするなど、教科等間の関連を積極的に図り、幼児期の教育及び中学年以降の教育との円滑な接続が図られるよう工夫すること。特に、小学校入学当初においては、幼児期において自発的な活動としての遊びを通して育まれてきたことが、各教科等における学習に円滑に接続されるよう、生活科を中心に、合科的・関連的な指導や弾力的な時間割の設定など、指導の工夫や指導計画の作成を行うこと。

※幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、保育所保育指針を「幼稚園教育要領等」としている。

小学校学習指導要領

第2章 各教科

第5節 生活

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- (4) 他教科等との関連を積極的に図り、指導の効果を高め、低学年における教育全体の充実を図り、中学年以降の教育へ円滑に接続できるようにするとともに、幼稚園教育要領等に示す幼児期の終わりまでに育ってほしい姿との関連を考慮すること。特に、小学校入学当初においては、幼児期における遊びを通した総合的な学びから他教科等における学習に円滑に移行し、主体的に自己を発揮しながら、より自覚的な学びに向かうことが可能となるようにすること。その際、生活科を中心とした合科的・関連的な指導や、弾力的な時間割の設定を行うなどの工夫をすること。

※生活科以外の教科においても同様の記載がされている。

- 小学校低学年は、学びがゼロからスタートするわけではなく、幼児教育で身に付けたことを生かしながら教科等の学びにつなぎ、子供たちの資質・能力を伸ばしていく時期。
- 小学校教育においては、生活科を中心としたスタートカリキュラムを学習指導要領に明確に位置付け、その中で、合科的・関連的な指導や短時間での学習などを含む授業時間や指導の工夫、環境構成等の工夫（※）も行いながら、幼児期に総合的に育まれた資質・能力や、子供たちの成長を、各教科等の特質に応じた学びにつなげていくことが求められる。
- その際、スタートカリキュラムにおける学習を、小学校におけるその後の学習に円滑につないでいくという視点も重要。

※「幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続の在り方について（報告）」（平成22年11月）においては、スタートカリキュラム編成上の留意点として、幼稚園、保育所、認定こども園と連携協力すること、個々の児童に対応した取組であること、学校全体での取組とすること、保護者への適切な説明を行うこと、授業時間や学習空間などの環境構成、人間関係づくりなどについて工夫することを挙げている。

<平成29年7月 中央説明会資料 から>

【参考】スタートカリキュラムの編成の仕方・進め方が分かる「スタートカリキュラム スタートブック」
(文部科学省 国立教育政策研究所 教育課程研究センター 平成 27 年 1 月)

ゼロからのスタートじゃない！

子供は幼児期にたっぷりと学んでいきます



スタートカリキュラムを創ろう！

基本的な考え方

一人一人の子供の成長の姿から編成しよう

入学時の子供の発達や学びには個人差があり、それぞれの経験や幼児期の教育を踏まえたきめ細かい指導が求められます。そのためにも、幼稚園教育要領、保育所保育指針等を踏んだり、実際に幼稚園・保育所等を訪問し教職員と意見交換をしたり、要録等を活用したりして、幼児期の学びと育ちの様子や指導の在り方を生かしてスタートカリキュラムを編成しましょう。

子供の発達を踏まえ、時間割や学習活動を工夫しよう

入学時の子供は、絵筆や教科書を使う学習に慣れをもっていません。一方、長い時間、じっと椅子に座って学習することが難しく、身体全体を使って学ぶという発達特性があります。この時期の子供の学びの特徴を踏まえ、例えば、20分や15分程度のモジュールで時間割を構成したり、活動性のある学習活動を行ったりするように工夫しましょう。

生活科を中心に総合的・関連的な指導の充実を図ろう

自分との関わりを通して総合的に学ぶ子供の発達の特性を踏まえ、生活科を中心とした総合的・関連的な指導の充実を図りましょう。このような指導により、自らの思いや願いの実現に向けた活動をゆったりとした時間の中で進めていくことが可能となります。

安心して自ら学びを広げる学習環境を整えよう

子供が安心感を持ち、自分の力で学校生活を送ることができるよう学習環境を整えましょう。子供の実態を踏まえること、人間関係が豊かに広がること、学習のきっかけが生まれることなどの視点で子供を取り巻く学習環境を見直しましょう。



例え 入学から夏休みまでのカリキュラム

時期	4月第1週～第2週	4月第3週～4月末頃まで	5月頃	6月頃	7月頃
ねらい	・心をほぐす ・学校に対する安心感 ・先生や友達と仲良く	・自分にできることは自分で ・新しい集団のルールを考える		・関わりを広げる ・自己発露・主体性の発揮	
学習活動の配列	心ほぐす	自分にできることは自分で		関わりを広げる	

例え 4月第2週のカリキュラム

長期的な視点で配列した単元や学習活動を、週単位の形で具体化します。

週単位の計画

例え、以下の視点で学習を3類型に分け、重点の置き方を考えて単元や学習活動を配列します。

- 一人一人が安心感を持ち、新しい人間関係を築いていくことをねらいとした学習
- 総合的・関連的な指導による生活科を中心とした学習
- 教科書を中心とした学習

週単位の計画

例え、以下の視点で学習を3類型に分け、重点の置き方を考えて単元や学習活動を配列します。

- 週のねらいの設定
- 子供の生活リズムに合わせた時間の設定
- 学習活動の配列や時間配分の工夫

今週のねらい【先生や友達と仲良くなる】

朝の会	4/13(月)	4/14(火)	4/15(水)
1	「なかよくなろう」 ・手遊び ・お話を聞いて ・歌って踊ろう	「なかよくなろう」 ・手遊び ・お話を聞いて ・歌って踊ろう	「なかよくなろう」 ・手遊び ・お話を聞いて ・歌って踊ろう
2	「がっこうだいじき なかよくいっばい」 ・国・図・生 ・学校に行こう	「がっこうだいじき なかよくいっばい」 ・国・図・生 ・学校に行こう	「がっこうだいじき なかよくいっばい」 ・国・図・生 ・学校に行こう
3	・学校のほてなやびくくりを見付けよう	・学校のほてなやびくくりを見付けよう	・「おはなしで」(国) ・「いくつかな」(算)

※この時間については、授業時数以外の教育活動として位置付けたり、各教科等で実施したりすることが考えられます。(各教科等で実施する場合には、学習活動がその教科等の目標や内容を実現するものである必要があります。)

また、令和4年3月には「幼保小の架け橋プログラムの実施に向けての手引き（初版）」が策定された。このプログラムは、子供に関わる大人が立場の違いを越えて自分事として連携・協働し、幼保小の架け橋期（0～18歳の学びの連続性に配慮しつつ、5歳児～小学校1年生の2年間を対象）にふさわしい主体的・対話的で深い学びの実現を図り、一人一人の多様性に配慮した上で全ての子供に学びや生活の基盤を育めるようにすることを目指すものである。このプログラムの実施に向け、各地域や施設の創意工夫を生かした取組が広がり深まっていくことが期待される。



～幼保小の架け橋プログラムの実施にあたり、関係者で共有し大切にしていきたい視点～

【架け橋期の子供の学びや生活に関する視点】

- 架け橋期を通じて、未来を担う子供に学びや生活の基盤を育み、持続可能な社会の創り手となることができる力の基礎を育みましょう
- 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」は、子供に資質・能力が育まれていく過程で見られる生活の姿を総合的に示したものであり、
同時に、資質・能力を育む先生や大人が、教育上の思いや願いを照らし合わせながら、一人一人の子供の様子を見定めていくことを通じて、子供の学びや生活の質を捉え、資質・能力がどのように育ってきているかを見出し、子供の実態に沿って主体的・対話的で深い学びの充実を図れるようにするために必要な手掛かりとして活かすことができるものです
ここで示されている姿は、架け橋期はもとより、その前の時期、さらにその後の学びのプロセスの基盤となっていきます
- 特別な配慮を必要とする子供（障害のある子供や外国人の子供など）を含む全ての子供の可能性を引き出すため、ウェルビーイング^{（※1）}を保障する意識を持ちましょう
- 子供は周囲の環境に自ら関わり様々なことを学びます。幼保小を問わず、先生^{（※2）}や大人は、子供の思いや願いを踏まえ、その学びや生活を豊かにしていく存在です

（※1）「次期教育振興基本計画の策定について（諮問）」（令和4年2月7日）でも、「学習者視点に立ち、誰もが、いつでもどこからでも、誰とでも、自分らしく学ぶことができ、誰一人取り残されず、一人一人の可能性が最大限に引き出され、一人一人の多様な幸せであるとともに社会全体の幸せでもあるウェルビーイングが実現されるように、制度等の在り方を考えていく必要があります。これは幼児教育から高等教育まで一貫して追求しなければならない目標です。」とされています。

（※2） 幼児教育施設や小学校の管理職、幼稚園教諭、保育士、保育教諭、小学校教諭等

第8章 家庭・地域社会との連携

1 家庭教育

家庭は、教育の原点であり、全ての教育の出発点である。基本的な生活習慣、豊かな情操、他人に対する思いやりなどの基本的な倫理観、自立心や自制心などは、愛情による絆で結ばれた家族との触れ合いを通じて、家庭で育まれるものである。

しかし、少子高齢化や核家族化の進行、国際化及び情報化、地域のつながりの希薄化、これまで経験したことのない災害の発生や感染症の流行など、家庭を取り巻く社会状況が大きく変化する中、過保護、過干渉、放任など家庭の教育力の低下が指摘されている。

また、育児への不安や悩み、児童虐待などが問題になるとともに、いじめや子どもたちの自尊心の低さも課題となっている。

県では、これらを踏まえ、将来の予測が困難な時代にあっても、子どもたちがしっかりと生きていく力をつけられるよう、また、子どもたちや教職員など教育に携わる全ての人々のウェルビーイング（身体的・精神的・社会的に良い状態にあること）が向上するよう、今後の本県教育の目指す方向性を示すため、「第4期熊本県教育振興基本計画」（第4期くまもと教育プラン）を策定した。そして、その取組の1つ目として、家庭の教育力の向上を掲げ、「くまもと家庭教育支援条例」に基づき、家庭教育の重要性の周知・啓発や家庭教育を支援する社会的気運の醸成に取り組んでいる。

具体的には、「親（保護者）としての学び」を支援するため「親の学び」講座を通じた学習機会の提供、まもなく大人になる中高生が「大人・親になることについて学ぶ」学習機会の提供、家庭教育の指針となる「くまもと家庭教育10か条」の普及啓発や基本的生活習慣定着のための「早寝早起き朝ごはん」運動の推進、家庭教育に関する電話相談等を総合的、継続的に推進している。

特に、就学前施設における「親の学び」推進園の指定拡大を図るとともに、福祉部局との連携により乳幼児健診の機会を活用し、親になって間もない乳幼児の保護者を対象とした「親の学び」講座等の推進に取り組んでいる。

これらを通して、保護者同士のつながりや家庭と地域のつながりを深め、家庭教育や子育てに関する悩みや不安を軽減し、子育ての孤立化を防ぐとともに、「地域みんなで子どもを育てる」という気運を高めていく。

なぜ、今、「親の学び」？

★親（保護者）としての「学び」の機会が減っています

- ・核家族化（縦のつながりが弱まる）
- ・地縁の希薄化（横のつながりが弱まる）

★現代社会における新たな課題も出現しています

- ・SNS やスマートフォンの利用に係る現代的な問題など

★家庭教育の現状が、子どもの「生きる力」の育成に影響しています

- ・基本的な生活習慣の定着や家庭のルールづくりの有無が、学力、体力、豊かな心の育成に影響を及ぼす

「親の学び」プログラムとは？

子育てのポイントを身近な話題から楽しく学んでもらうための参加体験型のプログラムです。保護者向けのスタート編・New スタート編（乳幼児期）、スマイル編（小学生期）、ステップ編（中高生期）、中高生向けの次世代編・次世代編Ⅱ【じりつ（自律・自立）を育むコミュニケーションプログラム】の6編があり、保育参観や保護者研修会など保護者が集まる機会や中・高校生に対して県内全域で「親の学び」講座を行っています。

親になって間もない家庭への支援を推進するため、就学前施設（幼稚園、保育所、認定こども園等）においては、県内のすべての市町村に1園以上の推進園を指定し、「親の学び」講座の普及啓発に取り組んでいます。

各編の構成について

スタート編・New スタート編（乳幼児期）では、下記のように大きく3つの内容で構成しています。

（1）基本編

- くまもと「親の学び」プログラムとは？
- 参加体験型学習とは？
- 進行役の役割
- 講座の基本的な流れ



（2）展開編

【スタート編】・・・ 6 プログラム

【New スタート編】・・・ 22 プログラム

※親子一緒に体操を通して考えるからだづくりプログラムや、絵本の読み聞かせを通して考えるプログラムなど、テーマが豊富になりました！

（3）資料編

- 導入で活用するアイスブレイク集、笑顔がうまれるアイスブレイク
- 一人で考え込まないで（すこやか子育て電話相談等相談機関の紹介）
- 関連ホームページアドレス紹介
- お薦め絵本リスト（New スタート編に掲載）

など

※詳しくは

HP:【熊本県教育委員会】→【各種教育】→【家庭教育】



→【くまもと「親の学び」プログラム】



楽しく子育て!

「親の学び」講座のすすめ

スマホ・SNS等、気になる
話題について考えたい!

子育ての不安や
悩みを軽減したい!

保護者同士のつな
がりを作りたい!



そんな時は、「親の学び」講座をやってみませんか?

Q.「親の学び」講座って、なあに?

A. 参加体験型の講座で、保護者同士のコミュニケーションをとおして、楽しみながら「子育てのポイント」を学んだり、「つながり」を深めたりすることができるものです。



推進圏における「親の学び」講座

【講座の流れ】

- ①ねらいの確認
- ②アイスブレイク
- ③グループワーク(中心的内容)
- ④まとめ・振り返り



【参加者の方々の感想(保護者)】

- 子育てについて同じ悩みを持つ参加者と関わることができて、心強い気持ちになり、勇気づけられ、また子育てを頑張っていこうと前向きな気持ちになりました。
- 学年の違う参加者の話が聞けて、とても参考になりました。これからは親子のコミュニケーションを図り、ルールを決め、上手にメディアを活用したいと思います。

こんな講座
の方法も
あります!



動画で楽しく学ぶ

「親の学び」オンデマンド講座(全5編)



【睡眠編】



<https://youtu.be/7hRi0Z7Thne>

【デジタル機器編】



<https://youtu.be/7hRi0Z7Thne>

【スマホ編】



<https://youtu.be/7hRi0Z7Thne>

【朝ごはん編】



<https://youtu.be/7hRi0Z7Thne>

【体験活動編】



<https://youtu.be/7hRi0Z7Thne>

【「親の学び」講座】についてのお問い合わせは、
右記問合せ先又は最寄りの教育事務所や市町村教育委員会
までご連絡ください。

問合せ先
熊本県教育庁市町村教育局
社会教育課 家庭教育支援班
TEL(096)333-2697

動画で楽しく学ぶ

二次元コードから簡単に視聴できます!ぜひご覧ください!

「親の学び」オンデマンド講座

社会教育課では、くまもと家庭教育支援条例に基づき、子供たちの基本的な生活習慣について楽しく学ぶことができる映像資料（「親の学び」オンデマンド講座）を作成・配信しています。

映像資料（「親の学び」オンデマンド講座）はYouTube限定配信となっており、各コンテンツの二次元コードからいつでも、どこからでもアクセスできます。

「親の学び」オンデマンド講座とは

科学的知見に基づく子育てのポイントや豆知識について、短時間の動画視聴で、いつでもどこでも楽しく学ぶことができる講座です（6～8分程度）。

※対面講座のプログラムの一つとしても活用できます。



New contents! 第5弾「体験活動編」



体験活動により高まる自己肯定感や自律行動習慣、探究力

【子どもたちの体験活動により高まる自己肯定感や自律行動習慣、探究力】について、楽しく学ぶことができるように「くまもと『親の学び』講座」をオンデマンド形式でお届けします。

体験活動編



今回の動画も、これまでの「親の学び」オンデマンド講座映像資料をシリーズ化したものであり、体験活動等に関する意識調査（文部科学省調査）等をもとに分かりやすく解説しています。



その他 lineup



睡眠編



デジタル機器編



スマホ編



朝ごはん編



熊本県教育委員会

問い合わせ先 市町村教育局社会教育課 ☎ 096-333-2697

親子で身につけよう! 生活リズム

子供も大人も一緒に、今できることからはじめてみましょう!

家族いっしょにできることからはじめて、1つずつできることを増やしていきましょう!

【ステップ1】 如果能したら、【ステップ2】へすすみましょう!

子供が実践

【ステップ1】

- ☐ 朝7時頃までに起きる
- ☐ 毎日朝ごはんを食べる
- ☐ 夜9時頃までに布団に入る



【ステップ2】

- ☐ 「おはよう」「いただきます」などのあいさつができる
- ☐ 食器をそろえたり、片付けたり、お手伝いができる
- ☐ 家族や友達と体を動かして遊ぶ



大人が実践

【ステップ1】

- ☐ 朝起きたら、カーテンを開ける
- ☐ 子供と一緒に体を動かして遊ぶ
- ☐ 時間になったら寝るように促す



【ステップ2】

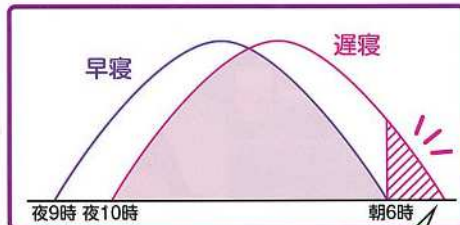
- ☐ 栄養バランスのとれた食事をしっかり噛んで食べさせる
- ☐ テレビやゲームなどについて家族でルールを決める
- ☐ 寝る前のお約束(読み聞かせや子守歌)を実行する

子供の健やかな成長と生活リズムとの関係...

《なぜ睡眠が大切なの?》

私たちの体は、一日の生活リズムに沿って、成長に欠かせないホルモンが分泌されます。

成長ホルモン分泌のイメージ



遅寝をすると、成長ホルモンの分泌量がこれだけ少なくなってしまう。

特に、子供の体や脳の成長に欠かせない脳内ホルモンである**メラトニン**と**成長ホルモン**は、午後10時から午前2時の間に活発に分泌されます。遅く寝ると、これらの脳内ホルモンの分泌に影響を与えてしまうので、午後9時頃までには就寝させるよう心がけましょう。

- **メラトニン** ... 体温を下げて眠りを誘う
抗酸化作用(老化防止、免疫力向上)
- **成長ホルモン** ... 骨、筋肉の成長を促す
代謝をコントロール(疲労回復)

【早く寝るためのポイント!】

- ① 早起き+外遊び
- ② 暗く静かな環境をつくる
- ③ 毎日同じ時間、同じ流れで眠る



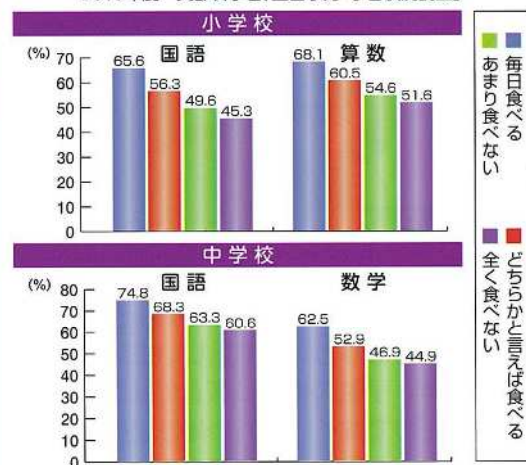
《なぜ朝ごはんが大切なの?》

私たちは、寝ている間もエネルギーを使っています。特に脳は、寝ている間も働いているため、朝起きたとき、脳のエネルギー源であるブドウ糖が不足しています。そのため、朝ごはんではブドウ糖をはじめ様々な栄養素を補給する必要があります。

また、『よく噛んで食べること』で、脳や消化器官が目覚め、早寝早起きのリズムをつけることになります。

● 朝食摂取と教科毎の正答率

2019年度 文部科学省「全国学力・学習状況調査」



さらに、朝ごはんを毎日食べている子供の方が、学力調査の平均正答率が高い傾向にあります。

【朝ごはんのポイント!】

- ① まずは“食べる習慣”をつける
- ② 毎日決まった時間に食べる
- ③ 誰かと一緒に食べる



2 家庭・地域社会との連携

学校教育法第 24 条では、「幼稚園においては、幼児期の教育に関する各般の問題につき、保護者及び地域住民その他の関係者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うなど、家庭及び地域における幼児期の教育の支援に努めるものとする。」と規定されている。幼稚園には親の育ちの場としての役割や地域の子育て支援センターとしての機能が期待されている。幼稚園等が家庭・地域社会と連携していくことは大切なことである。

(1) 保護者との関わり

保護者にとって子どもはかけがえのない大切な存在であることを十分に認識し、子どもと関わるよう努める必要がある。

また、保護者は子どもが教職員を信頼し、慕っていることからその教職員に信頼感を感じるようになるものであるから、まず第一に子どもとの信頼関係を築いていくことが大切である。これらのことをふまえ、次のような点に注意して保護者と接していくことが、保護者の信頼を得ていくこととなる。

○ 誠実な態度で接する

保護者にとって教職員は、大切な自分の子どもの教育を託す存在である。保護者は教職員がさわやかで、優しく、誠実であることを期待している。保護者に気に入られるように特別な態度を取るよりも、一人の社会人として公平で誠実な態度で接することが重要である。

○ 正確な情報を伝達する

教職員は、家庭にさまざまな内容の情報を伝えていくことになる。その情報を伝える意味を理解し、必要な情報を正確に、しかも愛情をもって伝えていくようにすることが大切である。

○ 共に考え合う

家庭教育の大切さについて、「くまもと家庭教育 10 か条」などを活用し、共に考え合うことが大切である。

(2) 連絡文書による関わり

保護者に出す学級通信など、担任として作成する文書は、分かりやすい適切な表現と正しい表記がなされていなければならない。場合によっては、保護者からの信頼を失うこともあるので注意して作成する必要がある。特に外部に出す書類については、子どもの人権を守り、プライバシーの保護には十分注意しなければならない。出す前に、必ず園長、主任などに見ていただくことは言うまでもない。

(3) 地域を知る

施設や機能を開放して子育てに関する相談に応じるなど、地域の子育て支援センターとしての園の役割に、大きな期待が寄せられている。

そのためにも、子どもたちの生活の場である地域を、教職員自らが積極的に知ることが必要である。登降園の主要道路や危険が予測される場所、楽しく体験活動ができる場所等、保育活動に直接関わることをはじめ、地域の施設や行事など、広く地域の実態について知り、地域の人々の教育に対する考え方や願いなどをとらえるようにする。

資 料

- 〈 資料 1 〉教育基本法
- 〈 資料 2 〉くまもと新時代教育大綱
- 〈 資料 3 〉第4期熊本県教育振興基本計画
- 〈 資料 4 〉幼児教育において育みたい資質・能力について
- 〈 資料 5 〉「幼保連携型認定こども園教育・保育要領、幼稚園教育要領、保育所保育指針」について
- 〈 資料 6 〉幼稚園幼児指導要録 様式の例
- 〈 資料 7 〉幼稚園における学校評価について
- 〈 資料 8 〉個別の教育支援計画・個別の指導計画の例
- 〈 資料 9 〉学校安全計画例～「生きる力をはぐくむ学校での安全教育」～
- 〈 資料 10 〉幼児教育センターについて
- 〈 資料 11 〉園内研修ガイドブック
- 〈 資料 12 〉熊本県子ども輝き条例
- 〈 資料 13 〉くまもと家庭教育支援条例のポイント
- 〈 資料 14 〉子ども・子育て支援新制度について
- 〈 資料 15 〉教育相談窓口
- 〈 資料 16 〉【子育ての参考に・・・】
- 〈 資料 17 〉こども基本法・こども大綱
- 〈 資料 18 〉こどもまんなか熊本・実現計画 ※計画に関する資料の公開後、随時追記予定

〈 資料 1 〉

教育基本法（一部抜粋）

平成 18 年 12 月施行

我々日本国民は、たゆまぬ努力によって築いてきた民主的で文化的な国家を更に発展させるとともに、世界の平和と人類の福祉の向上に貢献することを願うものである。

我々は、この理想を実現するため、個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期するとともに、伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育を推進する。

ここに、我々は、日本国憲法の精神にのっとり、我が国の未来を切り拓く教育の基本を確立し、その振興を図るため、この法律を制定する。

第一章 教育の目的及び理念

（教育の目的）

第一条 教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

（教育の目標）

第二条 教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 一 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。
- 二 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 三 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- 四 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 五 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

（生涯学習の理念）

第三条 国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

（教育の機会均等）

第四条 すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならない。人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。

- 2 国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない。
- 3 国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならない。

第二章 教育の実施に関する基本

（義務教育）

第五条 国民は、その保護する子に、別に法律で定めるところにより、普通教育を受けさせる義務を負う。

2 義務教育として行われる普通教育は、各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、また、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことを目的として行われるものとする。

3 国及び地方公共団体は、義務教育の機会を保障し、その水準を確保するため、適切な役割分担及び相互の協力の下、その実施に責任を負う。

4 国又は地方公共団体の設置する学校における義務教育については、授業料を徴収しない。

（学校教育）

第六条 法律に定める学校は、公の性質を有するものであって、国、地方公共団体及び法律に定める法人のみが、これを設置することができる。

2 前項の学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない。この場合において、教育を受ける者が、学校生活を営む上で必要な規律を重んずるとともに、自ら進んで学習に取り組む意欲を高めることを重視して行われなければならない。

第七条・第八条（略）

（教員）

第九条 法律に定める学校の教員は、自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み、その職責の遂行に努めなければならない。

2 前項の教員については、その使命と職責の重要性にかんがみ、その身分は尊重され、待遇の適正が期せられるとともに、養成と研修の充実が図られなければならない。

（家庭教育）

第十条 父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

（幼児期の教育）

第十一条 幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることにかんがみ、国及び地方公共団体は、幼児の健やかな成長に資する良好な環境の整備その他適当な方法によって、その振興に努めなければならない。

第十二条～第十五条（略）

第三章 教育行政

第十六条・第十七条（略）

第四章 法令の制定

第十八条（略）

＜基本理念＞

自らの可能性を拡げ、未来を切り拓く 熊本の人づくり

＜基本目標＞

- 1 変化の激しい時代に対応した質の高い教育の推進
- 2 共生社会の実現に向けた教育の充実
- 3 世界に羽ばたく志ある人材を育てる魅力的な学校づくり
- 4 活力あふれる熊本の実現に向けた文化・スポーツの振興
- 5 災害からの復旧・復興及び記憶の伝承、
『こどもまんなか』視点での教育施策の推進

○ 本教育大綱に定める基本理念については、将来の予測が困難な時代にあっても、子供たち一人一人が自らの可能性を大きく拡げ、自らの力で未来を切り拓いていく、そのような人づくりを行う必要があるという考えのもと、「自らの可能性を拡げ、未来を切り拓く 熊本の人づくり」とします。

また、基本理念の実現に向け、以下の内容について5つの基本目標を定めます。

- 1 グローバル化やDX（デジタルトランスフォーメーション）の進展、本県においては世界的な半導体企業の進出を契機とした半導体関連産業の集積等、社会が大きく変化する中、SDGsの理念に沿った「誰一人取り残されない、持続可能な社会づくり」の視点を持ち、就学前から小学校、中学校、高校の各段階に応じて「変化の激しい時代に対応した質の高い教育」を推進し、子供たちの「確かな学力、豊かな心、健やかな体」を育み、生きる力のある、豊かな熊本の人づくりを進めます。
- 2 互いに人格と個性を尊重し合い、理解し合いながら共に生きていく共生社会の実現に向け、特別支援教育の一層の充実を含むインクルーシブ教育システムの構築を図るとともに、年齢、性別、国籍、民族、文化、障がいの有無等の違いに関わらず全ての人が地域社会の構成員として共に生きることができるよう、「共生社会の実現に向けた教育」の充実を図ります。
- 3 グローバル社会において、一人一人の個性が輝き、地域社会に貢献することができる「世界に羽ばたく志ある人材」を育てるため、子供たちの学

びを支える環境の整備を含めた魅力的な学校づくりを進め、世界に伍する教育の実現を目指します。

4 文化・スポーツの振興は、県民の生活を豊かにするだけでなく、国内外への本県の魅力発信にもつながることから、活力あふれる熊本の実現に向けて、文化・スポーツの両分野に関する施策の充実を推進します。

5 熊本地震や令和2年7月豪雨からの復旧・復興を着実に進めるとともに、後世に向けた災害の記憶の伝承を図ります。

また、教育施策の推進に当たっては、何よりも子供たちが幸せに過ごすことができるよう当事者である子供等の意見を取り入れながら、子供中心の現場意識の醸成を図ります。

○ 以上を踏まえ、基本目標に沿って10の基本的方向性を定めます。

「第4期熊本県教育振興基本計画」

令和6年12月策定

本計画は、令和3年3月に改定した「第3期くまもと『夢への架け橋』教育プラン」の後を継いで、教育基本法第17条第2項の規定に基づき県が策定する教育振興基本計画として、今後の本県教育の目指す方向性を示すもの。教育委員会、知事部局、警察本部で所管する教育、子育て、文化、スポーツ等の施策を対象とし、計画期間は令和6年度から令和9年度までの4年間としている。

子どもの育ちを支えるため、学校、家庭、地域などがそれぞれの役割や責務を果たし、互いに連携・協力して計画を推進することが重要であるため、本県教職員も計画の内容を熟知し、その趣旨に沿った教育活動の実践が求められる。

〈基本理念〉

「自らの可能性を拓け、未来を切り拓く 熊本の人づくり」

基本理念の実現に向けた 5つの〈基本目標〉

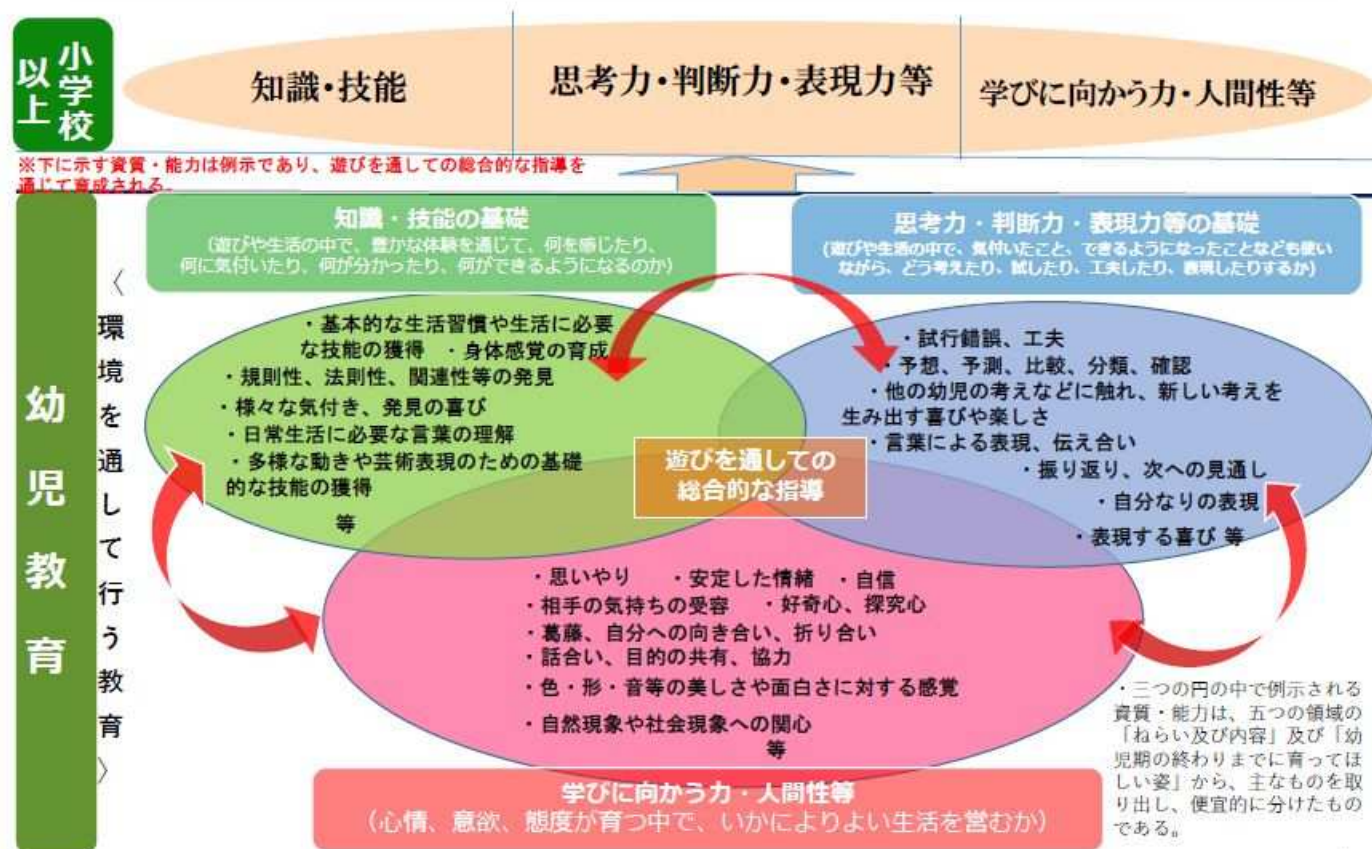
- 1 変化の激しい時代に対応した質の高い教育の推進
- 2 共生社会の実現に向けた教育の充実
- 3 世界に羽ばたく志ある人材を育てる魅力的な学校づくり
- 4 活力あふれる熊本の実現に向けた文化・スポーツの振興
- 5 災害からの復旧・復興及び記憶の伝承、
『こどもまんなか』視点での教育施策の推進

〈基本理念〉及び〈基本目標〉の達成に向けた
10の基本的方向性と34の取組

※詳細は県教育委員会ホームページに掲載しています。



幼児教育において育みたい資質・能力の整理



「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」

○ 5領域のねらい及び内容に基づいて、各幼稚園で、幼児期にふさわしい遊びや生活を積み重ねることにより、幼稚園教育において育みたい資質・能力が育まれている幼児の具体的な姿であり、特に5歳児後半に見られるようになる姿である。



○ 幼稚園の教師は、遊びの中で幼児が発達していく姿を、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を念頭に置いて捉え、一人一人の発達に必要な体験が得られるような状況をつくったり必要な援助を行ったりするなど、指導を行う際に考慮することが求められる。

○ 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」が到達すべき目標ではないことや、個別に取り出されて指導されるものではないことに十分留意する必要がある。幼児の自発的な活動としての遊びを通して、一人一人の発達の特性に応じて、これらの姿が育っていくものであり、全ての幼児に同じように見られるものではないことに留意する必要がある。

○ 5歳児に突然見られるようになるものではないため、5歳児だけでなく、3歳児、4歳児の時期から、幼児が発達していく方向を意識して、それぞれの時期にふさわしい指導を積み重ねていくことに留意する必要がある。

〈 資料 5 〉

幼保連携型認定こども園教育・保育要領、幼稚園教育要領、保育所保育指針

※「幼保連携型認定こども園教育・保育要領、幼稚園教育要領、保育所保育指針 中央説明会 配付資料（平成 29 年 7 月）」から

各要領・指針の変遷			
時期	幼保連携型認定こども園教育・保育要領	幼稚園教育要領	保育所保育指針
昭和 23 年 3 月		保育要領（文部省刊行）※	
25 年 9 月			保育所運営要領（厚生省編集）
27 年 3 月			保育指針（厚生省編集）
31 年 2 月		幼稚園教育要領（文部省編集）	
（幼） 39 年 3 月 （保） 40 年 8 月		幼稚園教育要領（文部省告示）	保育所保育指針（厚生省編集）
（幼）平成元年 3 月 （保） 2 年 3 月		幼稚園教育要領（文部省告示） ・環境を通して行うものであることを「幼稚園教育の基本」として明示 ・各領域を 5 領域に再編成し整理 など	保育所保育指針（厚生省編集） ・養育的機能を明確化するため、全年齢を通じて入所児童の生命の保持、情緒の安定に關する事項を記載 ・各領域を 5 領域に再編成し整理 など
（幼） 10 年 12 月 （保） 11 年 10 月		幼稚園教育要領（文部省告示） ・教師が計画的に環境を構成すべきことや活動の場面に即して様々な役割を果たすべきことを明確化 ・「生きる力の基礎を育てる」ことの記述 など	保育所保育指針（厚生省編集） ・地域子育て支援の役割を明記 ・「生きる力の基礎を育てる」ことを記述 など
20 年 3 月	平成 27 年の子ども・子育て支援新制度のスタートに向けて策定	20 年 3 月 28 日同日に告示・平成 21 年 4 月 1 日実施 幼稚園教育要領（文部科学省告示） ・幼小の円滑な接続を図るため、機能専攻や専攻力の芽生えなどに関する指導を充実 ・いわゆる預かり保育及び子育ての支援の基本的な考え方を記述 など	保育所保育指針（厚労省告示） ・保育所の役割（目的・趣意、子どもの保育と保護者への支援など）、保育士の職務、保育所の社会的責任の明確化 など
26 年 4 月	幼保連携型認定こども園教育・保育要領（内閣府・文科省・厚労省共同告示）	29 年 3 月 31 日同日に告示・平成 30 年 4 月 1 日実施 ＜内容について一層の整合性を図っている＞	
29 年 3 月	幼保連携型認定こども園教育・保育要領（内閣府・文科省・厚労省共同告示）	幼稚園教育要領（文部科学省告示）	保育所保育指針（厚労省告示）

※国として作成した最初の幼稚園・保育所・家庭における幼児教育の手引（手引書性格の試案）

新しい各要領・指針の構成

03歳以上のねらい及び内容について、一層の整合性を図る

幼稚園教育要領

前文

第1章 総則

- 幼稚園教育の基本
- 幼稚園教育において育みたい資質・能力及び「幼児期の終わりまでに育って欲しい姿」
- 教育課程の役割と構成等
- 指導計画の作成と幼児理解に基づいた評価
- 特別な配慮を必要とする幼児への指導
- 幼稚園運営上の留意事項
- 教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動など

第2章 ねらい及び内容

- 健康
- 人間関係
- 環境
- 言葉
- 表現

第3章 教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動などの留意事項

幼保連携型認定こども園教育・保育要領

第1章 総則

- 幼保連携型認定こども園における教育及び保育の基本及び目標等
- 教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画等
- 幼保連携型認定こども園として特に配慮すべき事項

第2章 ねらい及び内容並びに配慮事項

- 乳児期の園児の保育に関するねらい及び内容
- 満1歳以上満3歳未満の園児の保育に関するねらい及び内容
- 満3歳以上の園児の教育及び保育に関するねらい及び内容
- 教育及び保育の実施に関する配慮事項

第3章 健康及び安全

- 健康支援
- 食育の推進
- 環境及び衛生管理並びに安全管理
- 災害への備え

第4章 子育ての支援

- 子育ての支援全般に関する事項
- 幼保連携型認定こども園の園児の保護者に対する子育ての支援
- 地域における子育て家庭の保護者等に対する支援

保育所保育指針

第1章 総則

- 保育所保育に関する基本原則
- 養育に関する基本的事項
- 保育の計画及び評価
- 幼児教育を行う施設として共有すべき事項

第2章 保育の内容

- 乳児保育に関わるねらい及び内容
- 1歳以上3歳未満児の保育に関わるねらい及び内容
- 3歳以上児の保育に関するねらい及び内容
- 保育の実施に関して留意すべき事項

第3章 健康及び安全

- 子どもの健康支援
- 食育の推進
- 環境及び衛生管理並びに安全管理
- 災害への備え

第4章 子育て支援

- 保育所における子育て支援に関する基本的事項
- 保育所を利用している保護者に対する子育て支援
- 地域の保護者等に対する子育て支援

第5章 職員の資質向上

- 職員の資質向上に関する基本的事項
- 施設長の職務
- 職員の研修等
- 研修の実施体制等

※「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」

次に示す「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」は、第2章に示すねらい及び内容に基づく【活動全体、保育活動全体】を通して資質・能力が育まれている【園児の幼保連携型認定こども園修了時、幼児の幼稚園修了時、小学校就学時】の具体的な姿であり、【保育教諭等、保育士等、教師】が指導を行う際に考慮するものである。

(1) 健康な心と体	【幼保連携型認定こども園における生活、幼稚園生活、保育所の生活】の中で、充実感をもって自分のやりたいことに向かって心と体を十分に働かせ、見通しをもって行動し、自ら健康で安全な生活をつくり出すようになる。
(2) 自立心	身近な環境に主体的に関わり様々な活動を楽しむ中で、しなければならないことを自覚し、自分の力で行うために考えたり、工夫したりしながら、諦めずにやり遂げることで達成感を味わい、自信をもって行動するようになる。
(3) 協同性	友達と関わる中で、互いの思いや考えなどを共有し、共通の目的の実現に向けて、考えたり、工夫したり、協力したりし、充実感をもってやり遂げるようになる。
(4) 道徳性・規範意識の芽生え	友達と様々な体験を重ねる中で、してよいことや悪いことが分かり、自分の行動を振り返ったり、友達の気持ちに共感したりし、相手の立場に立って行動するようになる。また、きまりを守る必要性が分かり、自分の気持ちを調整し、友達と折り合いを付けながら、きまりをつくったり、守ったりするようになる。
(5) 社会生活との関わり	家族を大切にしようとする気持ちをもつとともに、地域の身近な人と触れ合う中で、人との様々な関わり方に気付き、相手の気持ちを考えて関わり、自分が役に立つ喜びを感じ、地域に親しみをもつようになる。また、【幼保連携型認定こども園内外、幼稚園内外、保育所内外】の様々な環境に関わる中で、遊びや生活に必要な情報を取り入れ、情報に基づき判断したり、情報を伝え合ったり、活用したりするなど、情報を役立てながら活動するようになるとともに、公共の施設を大切に利用するなどして、社会とのつながりなどを意識するようになる。
(6) 思考力の芽生え	身近な事象に積極的に関わる中で、物の性質や仕組みなどを感じ取ったり、気付いたりし、考えたり、予想したり、工夫したりするなど、多様な関わりを楽しむようになる。また、友達の様々な考えに触れる中で、自分と異なる考えがあることに気付き、自ら判断したり、考え直したりするなど、新しい考えを生み出す喜びを味わいながら、自分の考えをよりよいものにするようになる。
(7) 自然との関わり・生命尊重	自然に触れて感動する体験を通して、自然の変化などを感じ取り、好奇心や探究心をもって考え言葉などで表現しながら、身近な事象への関心が高まるとともに、自然への愛情や畏敬の念をもつようになる。また、身近な動植物に心を動かされる中で、生命の不思議さや尊さに気付き、身近な動植物への接し方を考え、命あるものとしていたわり、大切に作る気持ちをもって関わるようになる。
(8) 数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚	遊びや生活の中で、数量や図形、標識や文字などに親しむ体験を重ねたり、標識や文字の役割に気付いたりし、自らの必要感に基づきこれらを活用し、興味や関心、感覚をもつようになる。
(9) 言葉による伝え合い	【保育教諭等、先生、保育士等】や友達と心を通わせる中で、絵本や物語などに親しみながら、豊かな言葉や表現を身に付け、経験したことや考えたことなどを言葉で伝えたり、相手の話を注意して聞いたりし、言葉による伝え合いを楽しむようになる。
(10) 豊かな感性と表現	心を動かす出来事などに触れ感性を働かせる中で、様々な素材の特徴や表現の仕方などに気付き、感じたことや考えたことを自分で表現したり、友達同士で表現する過程を楽しんだりし、表現する喜びを味わい、意欲をもつようになる。

〈 資料 6 〉 幼稚園幼児指導要録〔様式の例〕

最終学年の記入に当たっては、特に小学校等における児童の指導に生かされるよう、「幼児期の終わりにまでに育ってほしい姿」を活用して幼児に育まれている資質・能力を捉え、指導の過程と育ちつつある姿を分かりやすく記入することに留意する。

(幼保連携型認定こども園園児指導要録、認定こども園こども要録、保育所児童保育要録、特別支援学校幼稚部幼児指導要録についても同様な形式)

(様式の参考例)

幼稚園幼児指導要録（最終学年の指導に関する記録）

氏名		平成 年度		幼稚園の終わりにまでに育ってほしい姿	
性別		(学年の重点)		「幼児期の終わりにまでに育ってほしい姿」は、幼稚園教育要領第2章に示すねらい及び内容に基づいて、各幼稚園で、幼児期にふさわしい遊びや生活を積み重ねることにより、幼稚園教育において育みたい資質・能力が育まれている幼児の具体的な姿であり、特に5歳児後半に見られるようになる姿である。「幼児期の終わりにまでに育ってほしい姿」は、とりわけ幼児の自発的な活動としての遊びを通して、一人一人の発達特性に応じて、これらの姿が育っていくものであり、全ての幼児に同じように見られるものではないことに留意すること。	
ねらい (発達を捉える視点)		(個人の重点)			
健康	明るく伸び伸びと行動し、充実感を味わう。	指導の重点等		健康な心と体	幼稚園生活の中で、充実感をもって自分のやりたいことに向かって心と体を十分に働かせ、見通しをもって行動し、自ら健康で安全な生活をつくり出すようになる。
健康	自分の体を十分に動かし、進んで運動しようとする。	指導の重点等		自立心	身近な環境に主体的に関わり様々な活動を楽しむ中で、しなければならないことを自覚し、自分の力で行うために考えたり、工夫したりしながら、諦めずにやり遂げることで達成感を味わい、自信をもって行動するようになる。
人間関係	健康、安全な生活に必要な習慣や態度を身に付け、見通しをもって行動する。	指導の重点等		協同性	友達と関わる中で、互いの思いや考えなどを共有し、共通の目的の実現に向けて、考えたり、工夫したり、協力したりし、充実感をもってやり遂げるようになる。
人間関係	幼稚園生活を楽しみ、自分の力で行動することの充実感を味わう。	指導の重点等		道徳性・規範意識の芽生え	友達と様々な体験を重ねる中で、してよいことや悪いことが分かり、自分の行動を振り返ったり、友達の気持ちに共感したりし、相手の立場に立って行動するようになる。また、きまりを守る必要性が分かり、自分の気持ちを調整し、友達と折り合いを付けながら、きまりをつくったり、守ったりするようになる。
環境	身近な人と親しみ、関わりを深め、工夫したり、協力したりして一緒に活動する楽しさを味わい、愛憎や信頼感をもつ。	指導の重点等		社会生活との関わり	家族を大切にしようとする気持ちをもつとともに、地域の身近な人と触れ合う中で、人との様々な関わり方に気づき、相手の気持ちを考えたり、自分が役に立つ喜びを感じ、地域に親しむようになる。また、幼稚園内外の様々な環境に関わる中で、遊びや生活に必要な情報を取り入れ、情報に基づき判断したり、情報を伝え合ったり、活用したりするなど、情報を役立てながら活動するようになるとともに、公共の施設を大切に利用するなどして、社会とのつながりなどを意識するようになる。
環境	身近な環境に親しみ、自然と触れ合う中で様々な事象に興味や関心をもち、発見を楽しんだり、考えたりし、それを生活に取り入れようとする。	指導の重点等		思考力の芽生え	身近な事象に積極的に関わる中で、物の性質や仕組みなどを考えたり、気付いたりし、考えたり、予想したり、工夫したりするなど、多様な関わりを楽しむようになる。また、友達の様々な考えに触れる中で、自分と異なる考えがあることに気づき、自ら判断したり、考え直したりするなど、新しい考えを生み出す喜びを味わいながら、自分の考えをよりよいものにしようとする。
言葉	自分の気持ちを言葉で表現する楽しさを味わう。	指導の重点等		自然との関わり・生命尊重	自然に触れて感動する体験を通して、自然の変化などを感じ取り、好奇心や探究心をもって言葉や表現などで表現しながら、身近な事象への関心が高まるとともに、自然への愛情や畏敬の念をもつようになる。また、身近な動植物に心を動かされる中で、生命の不思議さや尊さに気づき、身近な動植物への接し方を考え、命あるものとしていたわり、大切にすることを意識するようになる。
言葉	人の言葉や話などをよく聞き、自分の経験したことや考えたことを話し、伝え合う喜びを味わう。	指導の重点等		数量や図形・図式	遊びや生活の中で、数量や図形、標識や文字などに親しむ体験を重ねたり、標識や文字の役割に気付いたりし、自らの必要感に基づきこれらを活用し、興味や関心、感覚をもつようになる。
言葉	日常生活に必要な言葉が分かるようになるとともに、絵本や物語などに親しみ、言葉に対する感覚を豊かにし、先生や友達と心を通わせる。	指導の重点等		言葉による伝え合い	先生や友達と心を通わせる中で、絵本や物語などに親しみながら、豊かな言葉や表現を身に付け、経験したことや考えたことなどを言葉で伝えたり、相手の話を注意して聞いたりし、言葉による伝え合いを楽しむようになる。
表現	いろいろなものの美しさなどに對する豊かな感性をもつ。	指導の重点等		豊かな感性と表現	心を動かす出来事などに触れ感性を働かせる中で、様々な素材の特徴や表現の仕方などに気づき、感じたことや考えたことを自分で表現したり、友達同士で表現する過程を楽しんだりし、表現する喜びを味わい、意欲をもつようになる。
表現	感じたことや考えたことを自分なりに表現して楽しむ。	指導の重点等			
表現	生活の中でイメージを豊かにし、様々な表現を楽しむ。	指導の重点等			
出欠状況	年度	備考			
教育日数		考			
出席日数					

学年の重点：年度当初に、教育課程に基づき長期の見通しとして設定したものを記入
個人の重点：1年間を振り返って、当該幼児の指導について特に重視してきた点を記入
指導上参考となる事項：

(1) 次の事項について記入すること。

① 1年間の指導の過程と幼児の発達の姿について以下の事項を踏まえ記入すること。

- ・幼稚園教育要領第2章「ねらい及び内容」に示された各領域のねらいを視点として、当該幼児の発達の実情から向上が著しいと思われるもの、その際、他の幼児との比較や一定の基準に対する達成度についての評定によって捉えるものではないことに留意すること。
- ・幼稚園生活をj通して全体的、総合的に捉えた幼児の発達の姿。

② 次の年度の指導に必要と考えられる配慮事項等について記入すること。

③ 最終年度の記入に当たっては、特に小学校等における児童の指導に生かされるよう、幼稚園教育要領第1章総則に示された「幼児期の終わりにまでに育ってほしい姿」を活用して幼児に育まれている資質・能力を捉え、指導の過程と育ちつつある姿を分かりやすく記入するように留意すること。また、「幼児期の終わりにまでに育ってほしい姿」が到達すべき目標ではないことに留意し、項目別に幼児の育ちつつある姿を記入するのではなく、全体的、総合的に捉えて記入すること。

(2) 幼児の健康の状況等指導上特に留意する必要がある場合等について記入すること。

備考：教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動を行っている場合には、必要に応じて当該教育活動を通じた幼児の発達の姿を記入すること。

幼稚園における学校評価について

幼稚園における学校評価ガイドライン〔平成23年改訂〕から一部抜粋

1. 幼稚園における学校評価の特性

- 教育基本法では、幼児期の教育が生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであること、学校教育法では、幼稚園が義務教育及びその後の教育の基礎を培うものであることが規定されている。このように、幼稚園は体系的な教育を組織的に行う学校教育の最初の学校として位置付けられており、学校評価についても他の学校種と同様の法的位置付けの中で行うことになる。
- その一方、幼稚園における教育活動は、教科等の学習を中心とする小学校以降の教育活動とは異なり、幼児期の特性を踏まえ、環境を通して行うものであること、また、幼稚園は義務教育ではないこと、私立幼稚園が多く選択の幅が大きいこと、小・中学校に比較して規模が小さいものが多いことなどの特性がある。したがって、各幼稚園においては、教育の質を保証し、さらなる向上を図るため、以下のことを十分認識し、学校評価を行う必要がある。
- 第1に、幼稚園の教育活動は、「幼稚園教育要領」に示された内容に基づき実施されるものであり、その実施に当たっては、幼児期にふさわしい生活が展開されるようにすること、遊びを通しての総合的な指導が行われるようにすること、一人一人の特性に応じた指導が行われるようにすることを重視して行われなければならないことから、幼稚園の学校評価を行うに当たって特に教育活動の内容を評価する場合は、このことを十分配慮し、適切に行う必要がある。
- 第2に、幼稚園は義務教育ではなく、私立幼稚園など設置主体が多様であり、就園するしないも含めて、選択の幅が大きく、また、各幼稚園は、建学の精神やその教育目標に基づき運営されているので、幼児の健やかな成長のために、保護者にとってその幼稚園の学校運営の状況を学校評価を通して理解することは重要なものとなる。また、それにより、保護者との連携協力の促進を図ることができることとなる。

2. 学校評価の目的・定義と流れ

- 学校は、教育活動その他の学校運営の状況について評価を行ない、その結果に基づき学校運営の改善を図るため必要な措置を講ずることにより、その教育水準の向上に努めなければならないものとされている。

① 学校評価の目的

(ア) 学校評価の必要性と目的

- 幼稚園において、幼児がより良い教育活動を享受できるよう、学校運営の改善と発展を目指し、教育の水準の保証と向上を図ることが重要である。
- このことから、学校の教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき、学校及び設置者等が学校運営の改善を図ること、及び、評価結果等を広く保護者等に公表していくことが必要である。
- 学校評価は、以下の3つを目的として実施するものである。

- ・各学校が、自らの教育活動その他の学校運営について、目指すべき目標を設定し、その達成状況や達成に向けた取組の適切さ等について評価することにより、学校として組織的・継続的な改善を図ること。
- ・各学校が、自己評価及び保護者など学校関係者等による評価の実施とその結果の公表・説明により、適切に説明責任を果たすとともに、保護者、地域住民等から理解と参画を得て、学校・家庭・地域の連携協力による学校づくりを進めること。
- ・各学校の設置者等が、学校評価の結果に応じて、学校に対する支援や条件整備等の改善措置を講ずることにより、一定水準の教育の質を保証し、その向上を図ること。

(イ) 学校評価に関する規定

- 学校評価については、学校教育法第42条（幼稚園については、第28条により準用）及び学校教育法施行規則第66条～第68条（幼稚園については、第39条により準用）により、次のことが必要となる。
- ・教職員による自己評価を行い、その結果を公表すること。
- ・保護者などの学校の関係者による評価（「学校関係者評価」）を行うとともにその結果を公表するよう努めること。
- ・自己評価の結果・学校関係者評価の結果を設置者に報告すること。

② 学校評価の定義及び留意点

- 評価の形態として、次の3つが考えられる。

・【自己評価】各学校の教職員が行う評価

・【学校関係者評価】保護者、地域住民等の学校関係者などにより構成された評価委員会等が、自己評価の結果について評価することを基本として行う評価

・【第三者評価】学校とその設置者が実施者となり、学校運営に関する外部の専門家を中心とした評価者により、自己評価や学校関係者評価の実施状況を踏まえつつ、教育活動その他の学校運営の状況について専門的視点から行う評価

- なお、学校評価の進め方のイメージ例を、巻末の【別添1】に掲げる。（※【別添1】は省略）

（ア）自己評価

- 自己評価は、園長のリーダーシップの下で、当該学校の全教職員が参加し、設定した目標や具体的計画等に照らして、その達成状況や達成に向けた取組の適切さ等について評価を行うものである。
- 自己評価を行う上で、保護者や地域住民を対象とするアンケートによる評価や、保護者等との懇談会を通じて、保護者の幼稚園教育に関する理解や意見、要望を把握することが重要である。
- なお、アンケート等については、学校が、学校の目標等の設定・達成状況や取組の適切さ等について自己評価を行う上での資料ととらえることが適当であり、学校関係者評価とは異なることに留意する。
- 一方、幼稚園においては、園児の送迎や園の行事の際などの保護者とのコミュニケーションの機会を積極的に利用し、保護者の要望や意見を収集する努力も大切である。

（イ）学校関係者評価

- 学校関係者評価は、保護者、地域住民などにより構成された委員会等が、その学校の教育活動の観察や意見交換等を通じて、自己評価の結果について評価することを基本として行うものである。

（ウ）第三者評価

- 第三者評価は、学校とその設置者が実施者となり、学校運営に関する外部の専門家を中心とした評価者により、自己評価や学校関係者評価の実施状況も踏まえつつ、教育活動その他の学校運営全般について、専門的視点から評価を行うものである。
- 第三者評価は、実施者の責任の下で、第三者評価が必要であると判断した場合に行うものであり、法令上、実施義務や実施の努力義務を課すものではない。

③ 学校評価により期待される取組と効果

- 学校評価の結果を踏まえ、各学校が自らその改善に取り組むとともに、評価の結果を学校の設置者等に報告することにより課題意識を共有することが重要である。これを踏まえ、設置者等は予算・人事上の措置や指導主事の派遣を行うなどの適切な支援を行うことが必要である。
- 学校関係者評価の取組を通じて、教職員や保護者、地域住民等が学校運営について意見交換し、学校の現状や取組を知り課題意識を共有することにより、相互理解を深めることが重要である。学校評価を学校・家庭・地域間のコミュニケーション・ツールとして活用することにより、保護者・地域住民の学校運営への参画を促進し、共通理解に立ち家庭や地域に支えられる開かれた学校づくりを進めていくことが期待される。さらに、学校評価を軸とした情報の共有と連携協力の促進を通じて、学校・家庭・地域それぞれの教育力が高められていくことが期待できる。
- また、第三者評価の取組を通じて、学校が自らの状況を客観的に見ることができるようになるとともに、専門的な分析や助言によって学校の優れた取組や、学校の課題とこれに対する改善方策が明確となる。さらに、学校運営が適切になされているかどうかを確認される。これらの結果、学校の活性化や信頼される魅力ある学校づくりにつながることを期待される。
- 学校評価は、限られた時間や人員を、必要度・緊急度の高い活動や教育効果の高い活動に集中するといった、学校の教育活動の精選・重点化を進める上で重要な役割を果たすものである。学校評価の取組を通じて、学校として組織的に、今、重点的に取り組むべきことは何かを把握し、その伸長・改善に取り組むようになることが期待される。
- 学校評価は、あくまでも学校運営の改善による教育水準の向上を図るための手段であり、それ自体が目的ではない。学校評価の実施そのものが自己目的化してしまわないよう、地域の実情も踏まえた実効性のある学校評価を実施していくことが何よりも重要である。

個別の教育支援計画

記入年月日 令和〇〇年〇〇月〇〇日

1 本人のプロフィール

ふりがな 氏名	熊本 花子	性別	女	生年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日
担任等	4 歳児 (たんぽぽ組)	年齢 (組)	歳児 (組)	年齢 (組)	歳児 (組)
阿蘇 里子					
《対人関係・健康面》					
〇一斉指導の時や支援者・友達 〇自分の持ち物や給食の準備、 の話を途中で我慢ができず自分 片付けに時間がかかる。 の話を始める。					
好きなこと・得意なこと・できること 絵本を読むこと。ほいものがあると手を引いて伝えようとする。食べこぼしがあるが食事は一人で取ることができる。					
《本人・保護者の願い》 友達となかよく過ごしてほしい。					
検査名等 実施年月日 検査の結果、診断等					

2 考えられる合理的配慮 〔◎…十分達成、○…おおむね達成、△…もう少し〕

観点	合理的配慮	評価 (◎・○・△)
活動上は生活の調整を改善・克服するための配慮	片付けの手順カードを準備する。	片付けの練習が、片付けが得意になった。◎
活動内容の変更・調整		
情報・コミュニケーション及び教材の配慮	本人へ話をするときは目を合わせた後行う。	本人は話を聞いて、質問に答えられるようになった。△
活動の機会や体験の確保	クラス全員で遊ぶ機会を多く設定する。	全員の仲間と遊ぶ機会が増えた。◎
心理面・健康面の配慮		
その他 (支援体制や設備面等)		

3 プラン

卒園後の 進路希望	本人 保護者	地元の小学校に行かせたい。			
支援目標	・身の回りのことができるだけ自分でできるようにする。 ・教員や友達の話を最後まで聞き、行動できる。				
具体的な支援	場面	いつ	支援者・関係機関等	支援内容	結果 (評価)
身体的な支援	家庭生活		父、母、祖父	ゆっくり本人に話しかけ、会話を多く持つ。	本人は会話ができるようになった。◎
	余暇・地域生活				
	園内生活		監 視 員	職員との連携を図り、園中の様々な場面で支援を行う。	連携を常に関わり続け、必要な情報を提供した。◎
	医療・保健		保健師	本人の生活状況について情報を提供する。	必要な情報を提供した。◎
	福祉・労働				
連携機関	連携機関名	連絡先	支援内容や所見		
評価	・片付けの手順カードに本人が好きなキャラクターを使うことで、意欲を持って片付けを行うようになった。 ・職員との共通理解を図り、本人の指示への理解度を確保することで、友達と一緒に行動することができるようになった。				

上記の情報を支援関係者に開示することに同意いたします。

令和〇〇年〇〇月〇〇日 保護者氏名 熊本 一郎

個別の指導計画【2学期】

作成年月日 令和〇〇年〇〇月〇〇日

園名	組・クラス等	ふりがな 氏 名	性別
肥後市立肥後幼稚園	年中・たんぽぽ組	熊本 花子	女
年間目標	「お話し待つカード」を使用することで、教師の話を最後まで聞くことができる。 登園時の片付けや給食準備・片付け、帰りの用意を自分で行う。 友達と関わる楽しさを味わい、友達と一緒に遊ぶことを楽しむ。		
項目	【2学期】目標	場 場	結果 (◎・○・△)
I (生活面・認知面)	「お話し待つカード」を使用することで、教師の話を最後まで聞くことができる。	園	①話をしているときの絵とカードを一緒に使うことで、教師の話を最後まで聞くことができる。 ②個別で教員が話をしているときに本人が話をしそうなタイミングを見計らってカード提示する。 ③本人と話をするときには、ゆっくり話すようにする。
II (行動面・運動面)	手順カードを見ながら、片付けを行うことができる。	園	①手順カードに本人が好きなキャラクターを使って作成する。 ②最初は教員と一緒に、で片付けを行い、徐々に一人で片付けを行うようになる。 ③家庭でもお母さんや本を片付けるときは、片付けを行うことができるようにする。
III (対人関係・健康面)	好きな遊びについて、教師や友達と一緒に遊ぶ回数が増やすことができる。	園	①本人が好きな砂場遊びをし、友達と一緒に遊ぶようになる。 ②一人遊びの時間も大切に、声をかけるタイミングを整える。
評価	①砂場遊びに友達が加わっても一緒に遊ぶことができた。 (12/20:◎) ②一人遊びの時間を大切に、動で読み取り、その場合は声をかけないようにしたところ、友達と一緒に遊ぶことを許容できる回数が増えた。 (12/20:○)		

個別に「お話し待つカード」を使い、話している場面とそうでない場面を体験させることで、話を聞くことが8割できるようになった。片付けは手順カードを使うことで意識はできてきたが、意識がそれると自分の使った物がそのままであるため、一緒に片付けをしながら支援の継続が必要である。



＜資料 9＞ 「学校安全計画例」～「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育～（文部科学省）

P126・127

「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育

学校安全計画例（幼稚園）

月	4	5	6	7・8	9
安全	○園内の安全な生活の仕方 ・遊びの場や遊具（固定遊具を含む）、用具の使い方・小動物のかかわり方 ・困ったときの対応の仕方 ※5歳児：新しく使える遊具や用具、場所の使い方 ○子供110番の家	○園内の安全な生活の仕方 ・生活や遊びの中で必要な道具や用具の使い方（いす、はさみ、ステープラー、スコップ、箸等） ・けがや不調などの対応 ・小動物の世話の仕方 ・通園バスの乗り降りの仕方や待ち方の約束 ○集団で行動するときの約束 ・一人で行動しない	・雨の日の安全な生活の仕方 ・雨具の扱い方、始末の仕方 ・廊下、室内は走らない ○水遊びのきまりや約束 ・準備体操 ・プールでの約束 ○家に帰ってから ・知らない人についていけない ・「いかのおすし」の約束を知る	○水遊びのきまりや約束 ・準備体操 ・プールでの約束 ○暑い日の過ごし方 ・熱中症予防の水分補給 ・遊び場や遊び方、休息 ○夏季休業中の生活について（安全で楽しい過ごし方） ・花火の遊び方 ・外出時の約束 ・一人で遊ばない	○生活のリズムを整え、楽しく安全な生活 ・登降園時の約束、遊具・用具、固定遊具の安全な使い方 ○水遊びのきまりや約束 ・準備体操 ・プールでの約束 ○戸外で体を十分動かして遊ぶ ○集団で行動するときの約束 ・集合の合図・友達との歩行
	○安全な登降園の仕方 ・初歩的な交通安全の約束（親子で手をつなぐ） ○自転車登降園での約束 ○園外保育での安全な歩き方 ・並ぶ、間隔を空けない等	○道路の安全な歩き方 ・標識、標示（とまれ、等）の意味 ・安全確認（両足をそろえる、左右を見る）の仕方 ○親子路上安全教室	○雨の日の安全な歩行の仕方 ・傘の持ち方 ○園外保育での安全な歩き方 ○乗り物に関する約束 ・車中での過ごし方	○交通安全に関する約束を再確認 ・飛び出し ・道路では遊ばない ・自転車に乗るときの約束（保護者の付き添い） ・自動車の前後の横断	○遠足・園外保育での交通安全 ・道の端を歩く ・ふざけながら歩かない
	○避難（防災）訓練の意味や必要性 ・教職員など大人の指示に従う ○避難の仕方 ・避難訓練の合図（サイレン、放送・緊急地震速報等） ・「おかしも」の約束 ・防災頭巾等のかぶり方	〈火災：サイレン、放送で伝達〉 ※3・4歳児：集合場面 ・火災時は靴を履きかえない ※5歳児：自由に活動している場面 ・教職員の指示を聞いての避難	〈地震：サイレン、放送、緊急地震速報で伝達〉 ○地震のときの避難の仕方 ・頭を守る ・机の下に潜り、脚を持つ ・避難時は靴を履く（火災と同様に上履きでの避難） ・「おかしも」の徹底	〈火災：火災報知機・放送で伝達〉 ○放送・教職員の指示を聞き、避難 ・非常用滑り台で避難 ・ハンカチを鼻、口に当てる、煙が発生した場合は低くして避難 ・持っているものは置いて避難	〈地震：警戒宣言発令〉 ○大地震が起きたときの避難の仕方（幼・小・中合同訓練） ・保育室にて保護者への引渡し訓練（保護者は徒歩） ・家庭で地震が起こった場合の対処の仕方
行事	入園式	園外保育・遠足	園外保育・遠足 プール開き	終業式 夏祭り 夏季休業日	始業式、プール納め 園外保育・遠足
安全管理	○安全点検表の作成 ○園内外の環境の点検、整備、清掃 ○保育室の遊具、用具の点検、整備、清掃	○園外保育・遠足等の目的の実地踏査 ○消防署の指導により教職員の通報訓練、初期消火訓練	○幼児の動線を考え、室内での安全な遊びの場づくりの工夫 ○プールの清掃、水遊びの遊具、用具の安全点検	○熱中症予防のための冷房や換気の活用 ○夏季休業中は園舎内外の施設、設備の見回り ○新学期が始まる前に、保育室内外の清掃、遊具、用具の安全点検	○使い慣れた遊具、場所の安全指導の徹底 ○危険な行動に対する、教職員同士の共通理解、指導の徹底
学校安全に関する組織活動（研修を含む）	○保護者会、園だよりで周知 ・園生活を安全に過ごすためのきまり、約束を連絡（登降園の仕方、園児引渡しの仕方、一斉メールによる連絡の仕方、出欠の連絡、けがや病気に関する連絡方法、災害時の対応） ・通園状況の把握 ○春の交通安全運動 ○遊具の安全点検の仕方に関する研修	○保護者会、園だよりで周知 ・定期健康診断の結果連絡、健康で安全な生活についての意識の高揚 ・一斉メールを使った練習 ・路上での実際指導 ・光化学スモッグ警報発令時の対応の仕方を連絡 ○心肺蘇生法（AEDを含む）の研修	○保護者会、園だよりで周知 ・水遊びのための健康管理 ・夏の生活に必要な安全（雨天時の歩行、登降園時に親子で注意、熱中症への配慮） ・登降園時の落雷や集中豪雨等の自然災害への対応 ○幼児の交通事故の現状（警察署から講義）	○保護者会、園だよりで周知 ・警察署より交通安全及び防犯（誘拐）について講話 ・夏季休業中の過ごし方（健康生活、落雷、台風などの気象災害への配慮事項の確認） ・地域が行っている防犯パトロールについての情報交換 ○不審者との具体的な対応の仕方やいろいろな道具の使い方（警察署から実際指導）	○保護者会、園だよりで周知 ・通園路を見直し、安全な通路、危険な場所の確認 ・生活リズムの調整、体調への十分な配慮を依頼 ・避難に関する情報発令時の避難行動、引取り訓練 ・台風等の暴風雨時の対応について ○秋の交通安全運動

付 録

この表は学校安全計画に記載すべき項目と全体像を示し、各教科等における内容については、あくまで例として記載したものです。各園においては、それぞれの教育目標や幼児の実態を踏まえたうえで、幼稚園教育要領をもとに必要な内容を記載してください。

10	11	12	1	2・3
○様々な遊具の安全な使い方、遊び方 ・ボール（蹴る、投げる等）の遊び方 ・縄跳びの縄の扱い ※5歳児：後に使う人の安全を考えた片付け方 ○集団で行動するときの約束 ・教職員の指示を聞き、自分から気を付ける	○様々な遊具や用具の安全な使い方、片付け方 ・目打ち、段ボールカッター等 ○不審者対応 ・不審者が園に侵入したときの避難の仕方 ○集団で行動するときの約束 ・教職員の指示を聞き、自分から気を付ける	○体を動かして遊ぶ・室内にこもらず、戸外で遊ぶ ○危険につながる服装 ○冬の健康な遊び方、安全な行動の仕方 ○誘拐の防止 ○暖房機の危険性、安全に関する約束 ○冬季休業中の生活について（安全で楽しい過ごし方）	○進んで体を動かし、安全で活発な行動 ・室内にこもらず、戸外で活動 ○園生活に必要な約束やきまりを自分から気付く、守る ○暖房機の危険性、安全に関する約束 ○雪の日の安全な遊び方、身支度の仕方	○自分の身の回りの安全に自ら気付く、判断し行動する ・担任以外の教職員の指示 ○異年齢の交流場面での安全に関する自主的な約束の確認 ○暖房機の危険性、安全に関する約束 ○雪の日の安全な遊び方、身支度の仕方
○信号の正しい見方 ・点滅しているときの判断の仕方、適切な行動 ○警察の指導による交通安全 ・安全な登降園の仕方、自転車の乗り降りの仕方、道路の渡り方 ○バスの中の安全な過ごし方	○登降園時、園外保育・遠足の交通ルールを自分から気を付け、守る ・自分の耳と目で確かめる習慣 ○電車の乗り降り、車中の安全な過ごし方	○様々な状況、場面での交通ルール ・道路の横断 ・駐車中の自動車の前後の横断 ・信号が点滅しているときの行動の仕方など	○様々な状況、場面で、自分で判断する ・自分の耳と目で確かめる習慣 ・交通量の多い道路での歩行、横断 ○寒い日の安全な歩き方 ・雪や凍結している道の安全な歩行 ・寒い日の安全な身支度	○交通安全のために、自分で判断して行動する ※5歳児：小学校付近の道路の危険な場所、安全な歩行の仕方
〈火災：肉声で通報〉 ○「火事だ」の声による通知、速やかな避難行動 ・周囲の状況、そばにいる教職員の指示 ・第二次避難場所まで避難	〈地震・津波：サイレン、放送で伝達〉 ○大きな揺れが続いているとき ・頭を守る、危険のない場所 ・指示があるまで動かない等 ※5歳児：起震車により大地震の揺れを体験、地震のときの基本動作（親子で体験）	〈地震・津波火災発生：サイレン、放送、緊急地震速報で伝達〉 ○第三次避難場所へ避難 ・防災頭巾等をかぶっての安全な歩行	〈火災：園児に予告なし〉 ○周囲の状況、放送やそばにいる教職員の指示 ○消防署から指導 ・火災の怖さ、火事発見時の適切な行動	〈地震・火災：幼児・教職員ともに予告なし〉 ○大きな揺れが続いているときの自分の身の守り方
- 運動会園外保育 ・園外保育・遠足（バス）	園外保育・遠足	- 終業式 - 冬季休業日	- 始業式 - 園外保育（風上げ）	終業式
○戸外での遊び、遊びの場、幼児の遊びの動線への配慮 ○園外保育・遠足を利用し、信号機の見方、道路の歩き方等の体験的な指導	○電車を使つての遠足では、使用する駅のホームの状況も含めて遠足の実地踏査	○暖房設備の点検、使用するための準備	○室内での遊び、狭い遊び場での安全管理・教職員同士の連携・調整 ○暖房の温度、室内の換気に留意 ○戸外での遊びの奨励 ○教職員の消火訓練（消防署の指導） ○積雪時の園庭、園舎の安全確認	○1年間の安全点検の評価・反省 ○次年度の防災組織等の再編成
○保護者会、園だよりで周知 ・戸外での活動、徒歩での通園などへの協力依頼（ノー自転車デー） ・警察の指導により、登降園の様子、幼児が自分で判断し、安全な歩行の仕方を身に付けるための指導協力 ・消火、通報訓練（消防署による指導）	○保護者会、園だよりで周知 ・消防署の指導（起震車での地震体験） ○不審者への対応に関する実技研修	○保護者会、園だよりで周知 ・冬休み中の健康で安全な生活について ・年末年始の地域の防犯、防災活動に関心をもち、幼児に伝える	○保護者会、園だよりで周知 ・登降園時の安全、大地震発生時の避難場所、連絡方法などを再確認 ・降雪時の登降園時の歩行、身支度などへの配慮について連絡と協力依頼	○保護者会、園だよりで周知 ・就学に向けての心構え（危険な道路、場所、安全な交通行動等に関する指導）休み中の生活 ○園内事故等発生状況と安全措置に関する研修



令和2年(2020年)
4月スタート!!

熊本県 幼児教育センター

幼児教育のさらなる質の向上のために
熊本県における幼児教育のさらなる充実をめざして、幼児教育の拠点
機能の強化を図るため、幼児教育センターを設置しました。

幼児教育センターでは、**市町村**、**幼児教育施設**（公私の別や施設種を超え、認定こども園、幼稚園、保育所等すべて）、**小学校等**を対象として、**幼児教育の質の向上のため**、次の3つの取組を進めます

研 修	支 援	調査研究
●各種研修の実施 ●連携・接続に関する こと 	●幼児教育アドバイザー (スーパ-アドバイザー)派遣 ●幼児教育・保育に 係る相談 	●幼児教育・保育に係 る課題等についての 調査研究 ●就学前教育に係る実 態調査 ●幼児教育に関する情 報の収集・発信 ●シンポジウムの開催



◆問合せ先◆
熊本県幼児教育センター(熊本県教育庁市町村教育局義務教育課内)
〒862-8609 熊本市中央区水前寺6丁目18番1号 熊本県庁新館6階
TEL:096-333-2689(幼児教育センター(義務教育課内))



熊本県幼児教育センターをご活用ください！

園・学校訪問による支援

熊本県幼児教育センターには、幼児教育アドバイザー（スーパーバイザー）を配置しています。

各認定こども園、幼稚園、保育所等、小学校等の実態に応じて、以下のような支援を行います。

＜派遣方法＞

継続派遣…各期及び年間に1園につき4～6回派遣

単発派遣…申請に応じて、1園・学校に1回派遣



支 援 内 容



国内研修支援

- 参観保育による助言等
- 国内研修における講師
- 国内研修体制への支援

幼・保等、小、中連携支援

- 小学校における研修の講師
- 市町村連携協議会等の講師

保護者会等への支援

- 保護者会講師
 - ・基本的な生活習慣の育成等
 - ・小学校教育との接続 など

電話相談による支援



園長・小学校長経験のある幼児教育スーパーバイザーが対応します。

＜相談窓口専用＞

・受付時間

月～金 10:00～17:00

TEL 096-333-2689

認定こども園・幼稚園・保育所等、小学校等の先生方からの、教育・保育内容面に関する相談を受け付けます。

- ・国内研修の内容や方法について
- ・園経営について（園長・所長等への助言等）
- ・特別な支援の必要な幼児への関わりについて
- ・就学前の教育と小学校教育との連携・接続について
- ・保護者支援について など

<資料 1 1> 「園内研修ガイドブック」(平成 30 年度 熊本県教育委員会作成)



熊本県では、平成 28～30 年度の 3 年間、文部科学省委託事業として、「幼児教育アドバイザー派遣事業」に取り組みました。

本ガイドブックは、3 年間の本事業の成果をまとめたものです。

本事業を通して蓄積した研修内容・方法等をもとに、園内研修で活用いただける研修プログラム例も紹介しています。

こんな悩みはありませんか？

※ (1) (2) …の番号は下記のプログラム番号と対応しています。

全員の参加が難しい…
→ (1) (2) はどうでしょう。

研修する時間がなかなかとれない…
→ (1) (6) はどうでしょう。

園内研修をやってどのように成果を生かせるの？
→ (2) (3) はどうでしょう。

研修の中になかなか意見が出ない…
→ (1) (4) はどうでしょう。

研修で出た意見をどのようにまとめるか…
→ (4) はどうでしょう。

研修は、順番に時間がかからない、手際のできるものはないか？
→ (6) はどうでしょう。

《園内研修プログラム例》

(1) KJ 法 (ロング・ショート)	P 27～29
(2) ドキュメンテーション方式 (ロング・ショート)	P 30～37
(3) ビデオカンファレンス (ロング・ショート)	P 38～40
(4) マトリックス (ロング・ショート)	P 41～45
(5) ロールプレイ (ロング)	P 46～47
(6) ワールドカフェ形式 (ロング・ショート)	P 48～51

※ ロング : ロングバージョン (60 分程度のプログラム)
ショート : ショートバージョン (15～30 分程度のプログラム)

○それぞれの悩みに対しての園内研修プログラム活用例を示す。

○園内研修プログラム例を紹介。ロングバージョン、ショートバージョンの 2 パターンがある。

園内研修ガイドブックの内容

第 1 章

- 1 本県の状況
 - (1) 幼児教育の推進体制構築事業開始前の状況
- 2 「幼児教育アドバイザー派遣」を核とした幼児教育推進体制の構築
- 3 幼児教育アドバイザーの派遣について
 - (1) 幼児教育アドバイザー派遣事業の目的
 - (2) 幼児教育アドバイザー派遣事業の内容
 - (3) 派遣方法について
 - (4) 3 年間の事業計画
 - (5) 事業概要
 - (6) 事業の周知について
- 4 派遣の実践
 - (1) アドバイザー派遣に係る主な改善点
 - (2) 派遣園数
 - (3) 派遣園におけるアドバイザー活用例
 - (4) 幼児教育アドバイザー派遣事業の成果と課題

第 2 章

- 1 園内研修の実践
 - (1) 園内研修の意義
 - (2) 園内研修における課題解決のための工夫
 - 2 園内研修プログラム (例)
 - (1) KJ 法
 - (2) ドキュメンテーション方式
 - (3) ビデオカンファレンス
 - (4) マトリックス
 - (5) ロールプレイ
 - (6) ワールドカフェ形式
- ※ 参考資料

ロング
10 分
+
50 分

プログラム例：「10 の数」を通して
(グループの代表 1 名がシートを制作グループで発表)

1 研修のねらいについて 児童では遠征隊を待つ

子どもの姿を振り返る

ドキュメンテーション方式

ねらい

ドキュメンテーションとは、写真や添えられた言葉などによって幼児の活動や学びを記録するものです。子どもの新たな一面に気付いたり、話し合いを通して、異なる捉え方に出会ったりすることで、子どもの育ちに対する視み取りを広げていく効果があります。

テーマ活用例

- ・「10 の数」の視点で子どもの姿を記録しよう
- ・幼児理解を深めよう
- ・環境の構成について振り返ろう
- ・教師の関わり方について考えよう

研修時間のめやす

ロング 10 分 + 50 分 ショート 15 分

準備するもの

- ☐ シート
- ☐ 付箋
- ☐ 応用紙
- ☐ デジタルカメラ等 (写真記録用)
- ※ ショートバージョン
- ☐ 付箋

研修者の感想より

1 枚の写真から様々な子どもの思いや姿が見えたり、保育内容や環境の反省、課題を出し合ったりすることができました。

写真を交わすことで、共通理解しやすく、その時の状況も思い出しやすくなりました。

1 つのエピソードでも様々な見方や考え方があって、自分自身の視野が広がりました。

何気ない行動の一つが子どもの学び姿につながっていることを改めて感じました。

研修を通して・・・

- ・子どもの姿の振り返り、幼児理解が深まります。
- ・環境の構成についての考えが深まります。
- ・教師の関わり方を発見する

研修のねらい

ドキュメンテーションとは、写真や添えられた言葉などによって幼児の活動や学びを記録するものです。子どもの新たな一面に気付いたり、話し合いを通して、異なる捉え方に出会ったりすることで、子どもの育ちに対する視み取りを広げていく効果があります。

研修の流れ

- ① 研修のねらいについて確認する。
- ② 10 の数の「10000」について、全体で学習する。
- ③ 担当教 (又は各組) がシートの準備、1、2、3 家で制作する。(報告は 10 月 0 日)
- ④ 担当教 (又は各組) が作成したシートをもち、意見交換をする。

シート作成の流れ

研修のねらい

10 の数の「10000」について、全体で学習する。

担当教 (又は各組) がシートの準備、1、2、3 家で制作する。(報告は 10 月 0 日)

担当教 (又は各組) が作成したシートをもち、意見交換をする。

研修の流れ

- ① 研修のねらいについて確認する。
- ② 10 の数の「10000」について、全体で学習する。
- ③ 担当教 (又は各組) がシートの準備、1、2、3 家で制作する。(報告は 10 月 0 日)
- ④ 担当教 (又は各組) が作成したシートをもち、意見交換をする。

研修プログラム例や研修等で使えるシート等も掲載しています。

熊本県子ども輝き条例

子どもは地域の宝であり、郷土の自然、文化、歴史を継承し、次代の熊本、国、そして世界を担う私たちすべての未来である。

また、子どもは、命が始まり、生まれ、育つすべての過程において大切にされなければならない存在であり、すべての子どもが健やかに育つことは、私たち県民みなさんの願いである。

少子化の進行、家庭や地域の子育て力の低下など、子どもを取り巻く環境が大きく変化している中、それぞれの家庭はもちろんのこと、子どもを取り巻く地域社会、事業者、行政その他県民みなで子どもの育ちを支えていくことが必要である。

これまで、子どもを社会の一員として尊び、よりよい環境の中で育てていくための取組が行われてきているが、今こそ、その取組を更に進めていくことが求められている。

こうした取組により熊本の子どもの日本が一番生き生きと輝くことは、熊本が輝くことにほかならない。

ここに、すべての子どもがいつも生き生きと輝く熊本の実現を目指して、この条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、すべての子どもが輝く熊本の実現に向けた取組に関し、基本理念を明らかにするとともに、その基本となる事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例で「子ども」とは、18歳未満の者をいう。

（基本理念）

第3条 すべての子どもが輝く熊本の実現に向けた取組は、次に掲げる事項を基本理念として行うものとする。

- （1）すべての子どもは、生まれ育ってきた状況、性別、障害又は病気の有無等にかかわらず、世界に一つのかげがえのない存在であること。
- （2）すべての子どもは、社会の一員としてその人権及び個性が尊重され、子どもにとっての最善の利益が考慮されること。
- （3）すべての子どもは、自分は愛され、大切にされる存在であると感じ、安心して育つことができること。

（子どもの育ちの環境づくり）

第4条 県民は、前条に定める基本理念にのっとり、次に掲げる環境が確保されるよう、それぞれの立場で努めていくものとする。

- （1）すべての子どもが、自ら進んで、よく学び、よく遊び、よく食べ、よく眠り、様々な人とふれあい、又は様々な体験をすることができること。
- （2）すべての子どもが、可能性及び柔軟性を有する存在として、一人一人の発達段階に応じて適切な指導を受けながら、自ら伸びていく力が引き出されること。
- （3）すべての子どもが、いじめ、虐待、犯罪、事故その他その成長を阻害することから守られること。
- （4）すべての子どもが、孤立感を持つことなく、家庭、学校又は地域におけるきずなの中で、喜び、悲しみ及び感動を共有し、育っていけること。

（子どもに教え伝えていくこと）

第5条 県民は、すべての子どもが自ら学び、心豊かに育つために、次に掲げる事項を、自らが手本となり、それぞれの立場で教え、伝えていくものとする。

- （1）自分の命及び他人の命を大切にするとともに、他人を思いやり、感謝すること。
- （2）社会の規律を守り、家庭及び地域の一員としての役割を積極的に果たすこと。
- （3）自分の住む地域、国及び世界のことを知り、郷土、自然、文化及び伝統を大切にすること。
- （4）未来への夢を持ち、働くことの尊さを知り、様々な困難を自ら乗り越え、自立していくこと。

（それぞれの役割）

第6条 子どもの保護者は、子育ての第一義的役割を担うものとして、子どもに愛情をもって接し、大切に育てていくとともに、自らが成長していくよう努めるものとする。

2 子どもの教育、保育等を行う者は、子どもの育ちについての専門性を高めていくとともに、互いに協力し、子どもの育ちを支援していくよう努めるものとする。

3 県民及び事業者は、子どもを地域及び社会全体で育てていくという認識の下、子どもの育ちを支えていくよう努めるものとする。

（県の取組）

第7条 県は、すべての子どもが輝く熊本の実現に向けて、子どもの育ちの環境づくり、教育環境の整備その他子どもに係る施策を、計画的かつ総合的に推進していくものとする。

2 県は、この条例に掲げる基本理念について、子どもを含めた県民の理解が深まり、この条例に規定する取組について、県民がそれぞれの立場で進めていけるよう、広報及び啓発並びに必要な支援に努めていくものとする。

（肥後っ子の日）

第8条 県は、県民一人一人が、すべての子どもが輝く熊本の実現に向けて関心と理解を深めるとともに、その実現に向けてそれぞれの家庭、学校、職場、事業所等において特に取組を行う日として、肥後っ子の日を設ける。

2 肥後っ子の日は、毎月15日とする。

〈平成19年10月3日施行〉

くまもと家庭教育支援条例のポイント

家庭での教育を県民みんなで応援しましょう！



家庭教育を取り巻く現状は…

少子化、核家族化がすすむとともに、地域のつながりが少なくなっています。また、過保護、過干渉、放任などの家庭教育力の低下も指摘されています。



家庭教育支援
の必要性

それぞれに期待される役割

保護者の役割(第6条)

子どもに愛情を持って接し、子どもの生活習慣の確立、自立心の育成、心身の調和のとれた発達を図りましょう。また、保護者自らが成長していくよう努めましょう。

学校等の役割(第7条)

家庭、地域と連携して、基本的な生活習慣を身に付け、自立心を持ち、心身の調和のとれた子どもの育成に努めましょう。

地域の役割(第8条)

地域の歴史、伝統、文化、行事等を通じて、地域で子どもたちの育ちを支えていきましょう。

事業者の役割(第9条)

従業員が、仕事と家庭のバランスがとれるよう配慮していきましょう。



目的(第1条)

- ・保護者が親として学び、成長していくこと、子どもが将来親になることについて学ぶことの促進
- ・子どもの①生活習慣の確立、②自立心の育成、③心身の調和のとれた発達の推進

基本理念(第3条)

家庭教育支援は、主に次のことを大切なこととして、取り組みます。

- ・保護者が、子どもの教育について第一義的責任を有すること
- ・家庭教育の自主性を尊重すること
- ・社会のあらゆる構成員が、各々の役割を果たしながら、相互に協力し、一体的に取り組むこと

県の責務を定めました(第4条)

県は、市町村、保護者、学校等、地域住民その他の関係者と連携して、家庭教育支援の施策を策定し、実施します。

基本的施策

- 親としての学びを支援する学習機会の提供(第12条)
保護者の、親としての学びや育ちを応援する学習方法の開発・普及を行うとともに、学習機会を提供していきます。
- 親になるための学びの推進(第13条)
子どもたちが、家庭の役割、子育ての意義等、将来親になるための学習ができるよう支援していきます。
- 人材養成(第14条)
家庭教育を支援する人材養成を行っていきます。
- 家庭、学校等、地域住民の連携した活動の促進(第15条)
家庭教育に関わる関係者が、相互に連携、協力した活動を促進していきます。
- 相談体制の整備・充実(第16条)
家庭教育に悩む人たちのために、相談体制を充実させ、相談窓口の情報を広く知らせていきます。
- 広報及び啓発(第17条)
家庭教育に関する情報の収集・整理・分析・提供を行い、家庭教育の広報・啓発を行っていきます。





支援の量を拡充！

必要とするすべての家庭が利用できる支援を目指します。

- 子どもの年齢や親の就労状況などに応じた多様な支援を用意。
教育・保育や子育て支援の選択肢を増やします。(地域の実情により異なります)
- 1人目はもちろん、2人目、3人目も安心して子育てできるように、
待機児童の解消に向け教育・保育の受け皿を増やします。

支援の質を向上！

子どもたちがより豊かに育っていただける支援を目指します。

たとえば・・・

幼稚園や保育所、認定こども園 などの職員配置の改善

- 子どもたちにより目が行き届くように、
職員1人が担当する子どもの数を改善します。

(3歳の子どもと職員の割合を、
従来の20人に対して1人から、
15人に対して1人にする など)

幼稚園や保育所、認定こども園 などの職員の処遇改善

- 職員の処遇改善を行い、職場への定着
及び質の高い人材の確保を目指します。

(職員の給与を増やしたり、研修
を充実するなどキャリアアップ
の取組を推進する など)

※児童養護施設など、社会的な養護を必要とする子どもたちが生活する施設などの改題にも消費税が使われます。

NEW 仕事・子育て両立支援 平成28年度創設

従業員が働きながら子育てしやすいように環境を整えて、離職の防止、
就労の継続、女性の活躍等を推進する企業を支援します。

- ・企業主導型保育事業
従業員のための保育施設の設置・運営の費用を助成します。
※週2日程度の就労や夜間、休日勤務など、従業員の多様な働き方にも対応できます。
- ・企業主導型ベビーシッター利用者支援事業
残業や夜勤等でベビーシッターを利用した際に、費用の補助を受けることができます。



子ども・子育て支援新制度は、
「量」と「質」の両面から
子育てを社会全体で支えます。

消費税率引き上げによる増収分を活用します

幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進める
「子ども・子育て支援新制度」が、平成27年4月にスタートしました。

この新制度の実施のために、消費税率引き上げによる増収分が活用されます。
貴重な財源を活かして、社会全体で子どもの育ち、子育てを支えます。

もっとも身近な市町村が中心となって進めます

市町村は地域の子育て家庭の状況や、子育て支援へのニーズをしっかりと把握し、
5年間で計画期間とする「市町村子ども・子育て支援事業計画」をつくります。

都道府県や国は、こうした市町村の取組を制度面、財政面から支えます。

企業による子育て支援も応援します 平成28年度創設

「仕事・子育て両立支援事業」を創設し、
企業等からの事業主拠出金を財源として、
事業所内保育の整備やベビーシッター派遣サービスの利用を促進します。

目次	
新制度で増える教育・保育の場	03
認定について	05
施設などの利用について	07
保育料について	08
地域の子育て支援の充実	09
よくある質問	13





新制度で増える教育・保育の場

地域の実情に応じて「認定こども園」の普及を図ります。

また、新たに「地域型保育」ができました。



幼稚園
3～5さい

小学校以降の教育の基礎をつくるための
幼児期の教育を行う学校

利用時間 星過ぎごろまでの教育時間に加え、
園により午後や土曜日、夏休みなどの
長期休業中の預かり保育などを実施。

利用できる保護者 制限なし。



認定こども園
0～5さい

幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持ち、
地域の子育て支援も行う施設

利用時間 0～2さい
利用時間 夕方までの保育のほか、園により延長保育を実施。
利用できる保護者 共働き世帯、親族の介護などの事情で、
家庭で保育のできない保護者。▶06ページ参照

利用時間 3～5さい
利用時間 星過ぎごろまでの教育時間に加え、保育を必要とする
場合は夕方までの保育を実施。
園により延長保育も実施。
利用できる保護者 制限なし。



1 3～5歳のお子さんは、保護者の働いている状況に関わりなく
教育・保育を一緒に受けます。保護者の就労状況が変わっても、
通い慣れた園を継続して利用できます。

2 子育て支援の場が用意されていて、園に通っていない子どものご家庭も、
子育て相談や親子の交流の場などに参加できます。

保育所
0～5さい



就労などのため家庭で保育のできない
保護者に代わって保育する施設

利用時間 夕方までの保育のほか、園により延長保育を実施。
利用できる保護者 共働き世帯、親族の介護などの事情で、
家庭で保育のできない保護者。▶06ページ参照

NEW

地域型保育
0～2さい



保育所(原則20人以上)より少人数の単位で、
0～2歳の子どもを保育する事業

利用時間 夕方までの保育のほか、園により延長保育を実施。
利用できる保護者 共働き世帯、親族の介護などの事情で、
家庭で保育のできない保護者。▶06ページ参照
※地域型保育では、保育施設の支障や広域性の受け皿の役割を担う運営施設
(保育所、幼稚園、認定こども園)が設定されます。



1 家庭的保育(保育ママ)

家庭的な雰囲気のもとで、
少人数(定員5人以下)を
対象にきめ細かな保育を行います。

2 小規模保育

少人数(定員6～19人)を対象に、
家庭的保育に近い雰囲気のもと、
きめ細かな保育を行います。

3

事業所内保育

会社の事業所の保育施設などで、
従業員の子どもと地域の子どもを
一緒に保育します。

4 居宅訪問型保育

障害・疾患などで個別のケアが
必要な場合や、施設が無くなくなった地域で
保育を維持する必要がある場合などに、
保護者の自宅で1対1で保育を行います。

〈 資料 15 〉

教育相談窓口

相談機関名	電話番号	相談時間等	備考
くまもとけん じかん こ えすおーえす 熊本県 24 時間子ども SOS ダイヤル	0120-0-78310 (なやみ言おう) ※PHS、IP電話からはつながりません	24時間	いじめ問題やその他の 子供のSOS全般
くまもとけんきょういくちやうけんりつがっこうきょういくきょく 熊本県教育庁県立学校教育局 がっこうあんぜん あんしんすいしんか 学校安全・安心推進課	096-333-2720 FAX:096-385-5558	月～金 8:30～17:15 (祝日、年末年始を除く)	いじめ・不登校に関す ること
くまもとけんきょういくちやうしやうそんきょういくきょく 熊本県教育庁市町村教育局 ぎむきょういくか ようじきょういく 義務教育課(幼児教育センター)	096-333-2689 FAX:096-385-6718	月～金 8:30～17:15 (祝日、年末年始を除く)	幼稚園、認定こども園 保育所等の教育・保育 に関すること
くまもとけんきょういくちやうけんりつがっこうきょういくきょく 熊本県教育庁県立学校教育局 とくべつしえんきょういくか 特別支援教育課	096-333-2683 FAX:096-385-5550	月～金 8:30～17:15 (祝日、年末年始を除く)	特別支援教育に関す ること
くまもとけんけんこうふくしぶ こ 熊本県健康福祉部子ども・ しょうがいふくしきょく こ みらい か 障がい福祉局子ども未来課	096-333-2227	月～金 8:30～17:15 (祝日、年末年始を除く)	主に保育所・私立幼稚 園・認定こども園に関 すること
すこやか子育てで電話相談	096-383-6636	月～金 17:00～21:00 土 13:00～17:00 (日曜・祝日・年末年始と 8/13～8/15を除く)	子育ての悩みや家庭 教育に関する不安な ど
ひご 子テレホン くまもとけんけいさつほんぶ (熊本県警察本部 ひご 子サポートセンター)	0120-02-4976 携帯電話からは 096-384-4976	平日 8:30～17:15	少年問題専用の相談 電話
くまもとけんちやうおうじどうそうだんしよ 熊本県中央児童相談所	096-381-4451	月～金 8:30～17:15 (祝日、年末年始を除く)	子どもに関するさま ざまな相談
くまもとけんやつしろじどうそうだんしよ 熊本県八代児童相談所	0965-32-4426	月～金 8:30～17:15 (祝日、年末年始を除く)	子どもに関するさま ざまな相談
くまもとしじどうそうだんしよ 熊本市児童相談所	096-366-8181	月～金 8:30～17:15 (祝日、年末年始を除く)	子どもに関するさま ざまな相談
くまもと 熊本こころの電話 くまもとけんせいしんほけんふくしきょうかい (熊本県精神保健福祉協会)	096-285-6688	毎日 11:00～18:30	精神的な悩みなど
くまもと 熊本いのちの電話	096-353-4343	毎日 24時間	様々な悩みや不安に より、自殺をはじめと する精神的危機に直 面している人に対し ての相談
	0120 - 738 - 556 (フリーダイヤル)	16:00～21:00 毎月10日 8:00～翌日8:00	

相談機関名	電話番号	相談時間等	備考
こどもの人権 110 番 じんけん ばん	0120-007-110 (フリーダイヤル)	月～金 8:30～17:15 (時間外は留守電対応)	子どもの人権問題についての相談
チャイルドライン〈18才までの子ども専用〉 さい せんよう	0120-99-7777	日～土 16:00～21:00 (12/29～1/3は休止)	楽しいこと、つらいこと、誰かに何かを話したいときの子ども専用電話
児童家庭支援センター キッズ・ケア・センター じどうかていしえん	0968-62-0222	緊急時の電話は24時間対応 ただし、来所対応は 月～土 9:00～18:00 (祝日、年末年始を除く)	子育てやしつけ、学校のことなど、子どもや家庭のことでの相談
児童家庭支援センター ふわり じどうかていしえん	080-8572-8134	緊急時の電話は24時間対応 ただし、来所対応は 月～金 8:30～17:15 (祝日、年末年始を除く)	
児童家庭支援センター オリーブの木 じどうかていしえん	0966-83-9412	緊急時の電話は24時間対応 ただし、来所対応は 月～土 9:00～18:00 (祝日、年末年始を除く)	
児童家庭支援センター 虹 じどうかていしえん にじ	0969-66-9022	緊急時の電話は24時間対応 ただし、来所対応は 月～金 9:00～18:00 (祝日、年末年始を除く)	
児童家庭支援センター ぽぴんず じどうかていしえん	0964-42-9143	緊急時の電話は24時間対応 ただし、来所対応は 月～金 9:00～18:00 (祝日、年末年始を除く)	
児童家庭支援センター とら太 じどうかていしえん たら	0965-80-7700	緊急時の電話は24時間対応 ただし、来所対応は 月～金 9:00～17:30 (祝日、年末年始を除く)	
児童家庭支援センター ゆかりの木 じどうかていしえん	0966-42-6657	緊急時の電話は24時間対応 ただし、来所対応は 月～金 8:30～17:15 (祝日、年末年始を除く)	
北部発達障がい者支援センター「わっふる」 ほくぶ はったつしょう しゃしえん	096-293-8189 FAX:096-293-8239	月～金 9:00～17:00 (祝日、12/29～1/3を除く)	主に、荒尾・玉名、山鹿、菊池、阿蘇、上益城地域にお住まいの方
南部発達障がい者支援センター「わるつ」 なんぶ はったつしょう しゃしえん	0965-62-8839 FAX:0965-32-8951	月～金 9:00～18:00 (祝日、12/29～1/3を除く)	主に、宇城、八代、芦北・水俣、人吉・球磨、天草地域にお住まいの方
熊本市発達障がい者支援センター「みなわ」 くまもとし はったつしょう しゃしえん	096-366-1919 FAX:096-366-1900	平日 8:30～17:15 (土日、祝日、12/29～1/3を除く)	主に、熊本市にお住まいの方

〈資料 16〉

【子育ての参考に・・・】



★「子育てで困ったときの引き」で検索し、ダウンロードできます。

目 次

1 子育てで大切なこと

- ① 発達を知ろう！遊びを通して伸ばそう！
- ② 子どもが伸びる！ほめ方♪叱り方♪
- ③ 「早寝早起きは三文の徳」って ホント？
- ④ ぼく（わたし）のペース見守ってね♪
- ⑤ 経験させよう！達成感を持たせよう！
- ⑥ 「わかることば」で伝えてね♪
- ⑦ こんなときは「予告」してね！
- ⑧ 比べちゃイヤだよ！
- ⑨ メディアに子守りさせていませんか？
- ⑩ 親もホッとひと息♪

2 子育て（困ったとき）のコツ！

- | | | |
|--------|------------|------|
| ①食事 | ②睡眠 | ③排泄 |
| ④着替え | ⑤歯磨き | ⑥お風呂 |
| ⑦ことば | ⑧言うことを聞かない | |
| ⑨迷子になる | ⑩こだわり（いちず） | |



平成26年度
熊本県子ども未来課発行

3 子どもの発達過程について

4 発達障がいについて

5 発達障がいの気づきのために

＊「聞きなっせ AI くまもと」は、LINE の友だち登録をするだけで、就学未満のお子さんの子育てのお尋ねに、24 時間 365 日 AI が回答します。また、位置情報から近くの子育てを応援する店（子育て応援団）を簡単に検索できます。



★子育てのヒントが記された小冊子です。「熊本県結婚・子育て応援サイト hapi モン」からダウンロードできます。



令和6年度
熊本県
子ども未来課



○すきすきパパ手帳

はじめましてパパ

さあ！いよいよ赤ちゃんがやってきましたね。

パパは、「ハラハラドキドキ」。「どぎゃんしたらよかと！」と、戸惑いや不安を隠せないパパ。

そんなパパに、この「すきすきパパ手帳～カッコいいパパになるために～」を捧げます。

まずは、この手帳を読んでみて、できるところから始めてみよう！

【目次】

- ・ドキドキ！！ パパチェック
- ・カッコいいパパを目指して！ 子育て入門編
すてっぷ 1 カッコいいパパになるために
すてっぷ 2 こんなことには気をつけて！
- ・カッコいいパパを目指して！ 子育て実践編
すてっぷ 1 産前・産後のママはデリケート
すてっぷ 2 さあ！いよいよパパの出番です！
- ・カッコいいパパを目指して！ 子育て応用編
すてっぷ 1 「ほめ上手」、「しかり上手」になろう！
すてっぷ 2 「しつけ」はパパがお手本に！
すてっぷ 3 いのちの大切さ、生きていることの素晴らしさを教えよう！
- ・“かゆいところに手が届く”ワンポイントアドバイス
- ・愛するわが子へ贈る！成長の記録

○子育てサポート・孫育て手帳

子育てサポートや孫育てを、みんなで学びましょう！

お孫さんのお誕生、おめでとうございます。

初めてのお孫さんですか。

それとも何人目かのお孫さんでしょうか。

どちらにしても、かけがえのないたった一人の存在であることには変わりませんね。

これから皆さんのお子さんたちが親となり、この小さな命を育てていきます。

「おじいちゃん」「おばあちゃん」は、頼りになるサポーターです。あなたにしかできない「子育てサポート」「孫育て」に、この手帳をご活用ください。

【目次】

- ・お孫さんのお誕生、おめでとうございます
- ・子育てと孫育て、どう違う？
- ・Step1 最近の「妊娠」サポートするには、ここが大事
- ・Step2 最近の「産後」サポートするには、ここが大事
- ・Step3 最近の「育児」サポートするには、ここが大事
- ・Step4 地域でも孫育て！地域の子育てサポーターになろう



令和6年度
熊本県
子ども未来課



〈資料１７〉 こども基本法・こども大綱



こども基本法（令和５年４月１日施行）

こども基本法の概要

目的

日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども施策を総合的に推進する。

基本理念

- ① 全てのこどもについて、個人として尊重されること・基本的人権が保障されること・差別的取扱いを受けることがないようにすること
- ② 全てのこどもについて、適切に養育されること・生活を保障されること・愛され保護されること等の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること
- ③ 全てのこどもについて、年齢及び発達程度に応じ、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会・多様な社会的活動に参画する機会が確保されること
- ④ 全てのこどもについて、年齢及び発達程度に応じ、意見の尊重、最善の利益が優先して考慮されること
- ⑤ こどもの養育は家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、十分な養育の支援・家庭での養育が困難なこどもの養育環境の確保
- ⑥ 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境の整備



こども大綱（令和５年１２月２２日閣議決定）

○「こども大綱」とは

令和５年４月に施行されたこども基本法に基づき、幅広いこども施策を総合的に推進するため、今後５年程度の基本的な方針や重要事項を一元的に定めるもの

○「こども大綱」で目指すもの

全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現

○基本的な方針

- （１）こども・若者は権利の主体であり、今とこれからの最善の利益を図ること
- （２）こども・若者や子育て当事者とともに進めていくこと
- （３）ライフステージに応じて切れ目なく十分に支援すること
- （４）良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図ること
- （５）若い世代の生活の基盤の安定を確保し、若い世代の視点に立った結婚・子育ての希望を実現すること
- （６）施策の総合性を確保すること